

平成 24 年度

包括外部監査の結果報告書

高齢者の保健福祉と介護保険事業の事務の執行について

平成 25 年 3 月

仙台市包括外部監査人

公認会計士 今野 利明

I	外部監査の概要	1
1.	監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	包括外部監査対象期間	1
4.	特定の事件を選定した理由	1
5.	外部監査の方法	1
6.	外部監査実施期間	2
7.	外部監査の補助者	2
8.	利害関係	2
II	高齢者の保健福祉と介護保険事業の事務の執行について	3
1.	はじめに	3
2.	仙台市の高齢者の状況	4
3.	仙台市の高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)(平成21年度～平成23年度)の概要	4
4.	介護保険制度の概要	9
5.	高齢者保健福祉、介護保険に係る組織及び事務分掌	18
6.	高齢者保健福祉費に係る一般会計決算書	20
7.	介護保険事業特別会計の決算書	21
8.	介護保険サービス提供事業所の状況	22
	外部監査の結果及び意見	24
1.	老人福祉の措置について	24
2.	仙台市敬老乗車証について	29
3.	社団法人仙台市シルバー人材センターについて	39
4.	財団法人仙台市健康福祉事業団について	48
5.	高齢者福祉施設に係る指定管理者制度について	57
6.	仙台市軽費老人ホーム事務費補助金について	66
7.	認知症介護研究・研修センター運営事業費等補助金について	70
8.	仙台市民間高齢者福祉施設整備費補助金について	73
9.	公有財産の管理について	77
10.	介護保険事業計画について	85
11.	要介護認定および要支援認定の適正性について	90
12.	介護保険料設定の仕組みと平成23年度の保険料について	96
13.	保険料の減免について	99
14.	介護保険料の収納状況について	100
15.	滞納保険料に係る不納欠損額について	105
16.	介護保険における保険給付について	110
17.	地域包括支援センター(包括的支援事業の実施委託)について	115

18. 地域支援事業について	119
19. 仙台市高齢者食の自立支援サービス事業について.....	126
20. 扶助費について	131

包括外部監査の結果報告

I 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

高齢者の保健福祉と介護保険事業の事務の執行について

3. 包括外部監査対象期間

平成 23 年度(自平成 23 年 4 月 1 日 至平成 24 年 3 月 31 日)

ただし、必要に応じて過年度の一部についても監査対象としている。

4. 特定の事件を選定した理由

仙台市は、「支え合いのまち推進プラン 仙台市地域保健福祉計画」をはじめとした他の関連する計画と連携した総合的な計画である「仙台市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)」を平成 21 年 3 月に策定し、高齢者保健福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営に努めている。

その背景として、仙台市の高齢化率は全国平均よりも低いものの、平均寿命の伸長や少子化の影響等により、今後高齢化は確実に伸展していくことにある。

このような状況に鑑み、高齢者の保健福祉と介護保険事業の事務の執行について、その合規性を見るとともに経済性、効率性、有効性の観点から検討する必要性を認めた。

5. 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

- 高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の財務に係る事務の執行や運営管理
- ・補助金交付の執行管理
- ・契約事務の執行管理
- ・財産管理
- ・介護保険料の徴収管理
- ・地域支援事業・高齢者福祉サービスの運営管理
- 財政援助団体の運営管理

(2) 主な監査手続

関係書類の閲覧及び質問による状況把握
資料の照合、分析
関係諸帳簿及び証拠書類との照合
各区役所への往査
財政援助団体への往査

6. 外部監査実施期間

平成 24 年 7 月 10 日から平成 25 年 3 月 8 日

7. 外部監査の補助者

公認会計士 佐々木 伸之
公認会計士 大西 徹
公認会計士 古川 直磨
公認会計士 佐藤 慎太郎

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

II 高齢者の保健福祉と介護保険事業の事務の執行について

1. はじめに

高齢者を支援するサービスは大きく2つに分類される。

一つは、日常生活が自立する健康な高齢者に対して、生きがいを高め地域活動に積極的に参加し地域社会を支える役割を担う環境を作り出すこと。

もう一つは、寝たきりや認知症高齢者等に対して、その環境に応じた適切な保健医療及び福祉サービスを提供すること。

高齢者が増え続ける中、核家族化の進展及び高齢者のみ世帯の増加など、高齢者の介護の問題は高齢社会の最大の不安要因であり、これを社会全体で支えるという理念のもと介護保険制度が施行された。

介護保険法第1条は、「この法律は、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な医療保険サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付に関して必要な事項を定め、もって、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」としている。

厚生労働省が平成13年に日本が世界最高水準の高齢化率となる中で、高齢者保健福祉施策の一層の充実を図るために策定したゴールドプラン21における今後具体的に取り組むべき施策としても、「介護サービス基盤の質、量両面にわたる整備と介護保険制度の信頼性の確立」及び「元気高齢者づくりの推進」が挙げられている。

介護保険法第2条3項では、「保険給付は、被保険者の心身の状況、その他置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。」としている。

介護保険法の施行により、制度的には老人福祉法に基づく措置制度から被保険者の意思に基づく契約制度へと変わっているが、老人福祉法に基づく措置制度は依然存続している。この措置制度は、やむを得ない事由により介護保険法に規定する居宅サービスの利用または施設への入所が著しく困難である場合、または環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な場合に実施するものである。

したがって、高齢者に対する保健・福祉サービスは、自立した高齢者に対する社会参加の支援、要介護者等に対する保健医療サービス及び福祉サービスの提供、老人福祉法に基づく措置制度に大別される。

2. 仙台市の高齢者の状況

仙台市の高齢者(65歳以上の人)人口の推移は以下のとおり。(65歳以上74歳までを前期高齢者、75歳以上を後期高齢者という。)

(単位:人、%)

	平成 21 年 10 月	平成 22 年 10 月	平成 23 年 10 月	平成 24 年 10 月
後期高齢者	85,459(8.36)	89,238(8.70)	92,848(9.02)	96,742(9.30)
前期高齢者	100,753(9.86)	101,188(9.87)	100,611(9.78)	105,263(10.11)
高齢者合計 (高齢化率)	186,212(18.22)	190,426(18.57)	193,459(18.80)	202,005(19.41)
総人口	1,021,930(100)	1,025,569(100)	1,029,076(100)	1,040,460(100)

* 各月 1 日現在の実績。平成 23 年 10 月までは住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計、平成 24 年 10 月は住民基本台帳人口(平成 24 年 7 月 9 日に「住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 77 号)」が施行され、外国人住民の方についても住民基本台帳が作成されることとなった。)

仙台市の高齢化率は、他の政令指定都市と比較して比較的低いものの、平成 24 年度以降は、いわゆる「団塊の世代」(昭和 22 年～24 年生まれ)の人達が 65 歳に達し始める。平成 24 年 4 月 1 日時点で 65 歳以上 69 歳の人口は年齢毎に約 10,000 人前後であるが、団塊の世代の人達が含まれる 60 歳以上 64 歳の人口は年齢毎に約 15,000 人であり、今後、高齢者人口は著しく増加する見込みである。仙台市は平成 26 年度には高齢者人口(被保険者数)は 221,437 人(うち前期高齢者 117,576 人、後期高齢者 103,861 人)に達すると見込んでいる。

3. 仙台市の高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)(平成 21 年度～平成 23 年度)の概要

仙台市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)(平成 21 年度～平成 23 年度)(以下、「保健福祉計画」という。)の基本目標及びそれを実現するための 7 つの施策の柱は以下のとおりである。

(1)基本目標

高齢者が尊厳を保ち、生きがいを感じながら、社会を構成する一員として自立し、安心して暮らせる地域社会の実現

今後高齢化が一層進展していく中においては、高齢者が心身共に自立し、生きがいを持ち、社会を構成する一員として活躍できる環境づくりが必要であり、それを進めるために、要援護者を含む高齢者の尊厳が保持され、地域の支え合いや、適切なサービスなどにより、高齢者

が安心して暮らせる地域社会づくりが必要であるとしている。

(2)7つの施策の柱

生きがいづくり・社会参加の促進
効果的な介護予防推進と健康寿命の延伸
高齢者の尊厳確保に向けた支援の拡充
「地域支え合い」への支援
介護サービス基盤の整備
介護サービスの質の向上
安全で快適に暮らせる生活環境づくり

生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者は、高齢社会を支える貴重なマンパワーであり、高齢者自身が社会を支える一員としての意識を持ち、生きがいを感じながら活躍できるよう、高齢者の社会参加を推進する。

また、高齢者が地域社会の担い手となり、高齢者の持つ経験・能力を地域に還元することで、地域コミュニティの活性化や、活力にあふれた社会の創設を目指す。

ア. 社会参加活動の推進

元気な高齢者が、引き続き健康で自立した、生きがいのある生活を送っていただけるよう、高齢者の社会参加活動を支援する。

施策例 ボランティア活動の相談・活動先の紹介、ボランティア団体への支援、敬老乗車証や豊齢カード等外出支援、老人クラブ活動への助成など

イ. 高齢者の就業支援

就労を希望する高齢者に対し、関係機関との連携による情報の提供などを行う。

施策例 シルバー人材センターによる臨時的・短期的な仕事の斡旋、シニア活動支援センターの起業講座、老人福祉センターやシルバーセンターによる相談の実施など

ウ. 多彩な生涯学習の展開

高齢者が、日々の生きがいを感じることができるよう地域において多くの生涯学習に接することができる機会を提供する。また、こうした学習活動により得られた知識を、地域での社会参加活動において還元されるよう取り組みを進める。

施策例 豊齢学園における生涯学習と社会貢献活動を担う人材育成、シルバーセンターや市民センターの講座等学習機会の提供、文化活動やスポーツ活動への支援など

効果的な介護予防推進と健康寿命の延伸

高齢者が日々充足感に満ち、個人の尊厳を保持しながら暮らしていくためには、心身の機能を維持し、活動的な生活を送ることができるようにする必要がある。

高齢者の生活機能の維持向上や健康の維持増進を図るため、「SKY 大作戦」をキャッチフレーズとして、介護予防や健康づくりのための取り組みを積極的に推進する。

ア. 予防給付・地域支援事業の展開

要支援認定を受けた人を対象に、生活機能の維持・向上や自立支援・重度化防止を図るため、予防給付サービスを提供する。また、要支援・要介護状態にならないための介護予防を推進し、生活機能の維持・向上を図るための事業を実施する。

施策例

[予防給付の推進]運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等のサービス提供など
[地域支援事業(介護予防事業)の推進]特定高齢者の把握、通所型特定高齢者支援事業(元気応援教室)、介護予防に関する普及啓発、介護予防自主グループ育成・支援など

イ. 市民の健康づくり活動支援

「市民一人ひとりの健康づくりをみんなで支えるまち・仙台」を目標とする「いきいき市民健康プラン」に基づき、市民の健康寿命延伸のための取り組みを推進する。

また、介護予防の効果や必要性を、高齢者のみならず、より若い世代に理解してもらい、実際の活動につながるよう事業を実施する。

施策例 介護予防に関するイベント開催、健康増進に関する情報提供、老人クラブによる介護予防取組支援など

高齢者の尊厳確保に向けた支援の拡充

認知症に関する正しい知識の普及啓発や、関係機関の連携促進により、地域全体で認知症高齢者とその家族を支える体制の整備を図る。

また、高齢者虐待の防止について、地域における相談・支援体制の確立や早期発見・早期対応のための体制づくりを進めていくほか、高齢者の権利擁護についての取り組みを充実する。

ア. 認知症高齢者とその家族への支援

認知症高齢者とその家族が、住み慣れた地域で生活を続けていくための支援を行う。

施策例 認知症理解のための講座等正しい知識の普及啓発、介護家族の精神面のケアのための集いの実施、認知症サポーターの養成、認知症介護実践研修の実施など

イ. 高齢者虐待の防止と権利擁護

高齢者の虐待に対する適切な対応をはじめ、高齢者の権利を守り尊厳の保持を図るための取り組みを行う。

施策例 地域包括支援センターを中心とした地域の関係機関等による高齢者虐待防止ネットワークの構築、成年後見人制度の適切な利用につなげるための取り組みなど

「地域支え合い」への支援

介護や支援を必要とする高齢者が、引き続き住み慣れた地域で暮らすことができるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携強化を図り、地域包括ケア体制の構築、機能強化に努める。

また、高齢者やその家族が安心して快適な在宅生活を継続することができるよう、高齢者自身やその家族の身体状況・生活状況に応じたさまざまな支援を行う。

ア. 地域包括ケアの推進強化

高齢者とその家族が、地域で快適に生活を続けていけるよう、支援体制の充実を図る。

施策例 地域包括支援センターによる包括的・継続的マネジメント支援事業、区役所保健福祉センター高齢者総合相談と関係機関との連携など

イ. 在宅生活の支援

高齢者が心身の状態にかかわらず、住み慣れた地域で生活を続けられるよう支援する。

施策例 介護用品の支給など要介護高齢者支援、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯への生活援助サービス、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムなど

ウ. 地域社会全体での支え合いの推進

市民一人ひとりが、高齢社会の進展は地域社会全体の問題であるとの意識を持ち、地域全体で高齢者を支えていくための環境づくりを進める。

施策例 ホームページ等による情報の提供や普及啓発、老人クラブによる見守り活動、ボランティア団体等が展開する地域支援活動など

介護サービス基盤の整備

特別養護老人ホームについては、地域や高齢者のニーズ等を踏まえ、着実に整備を進め優先的な入所が必要な要介護者が円滑に入所できるよう引き続き取り組む。

また、支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域において、身体状況に合わせたサービスを選択して利用できるよう地域密着型サービスの整備を進める。

ア. 介護サービス基盤の整備

計画期間(平成 21 年度～平成 23 年度)内における整備

・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	500 人分整備
・介護老人保健施設	300 人分整備
・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	270 人分整備
・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)以外の地域密着型サービス 小規模多機能型居宅介護等について地域バランスに配慮して整備	
・ショートステイ	140 人分整備
・特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)	260 人分整備

イ. 適切なサービス提供のための仕組みづくり

高齢者個人のニーズに沿ったサービスの提供に努めるとともに、施設における良好な環境の確保を図る。

施策例 緊急ショートステイベッドの確保、小規模多機能型居宅介護の整備、夜間対応型訪問介護の整備、介護サービス事業者に対する指導監査等の充実など

介護サービスの質の向上

介護職員に対する研修の充実や、サービス提供事業者への指導監査等の実施により、サービスの質の確保・向上を図る。

また、サービス利用者に対する十分な情報の提供や、公平・公正で、より効率的な要介護(要支援)認定の取り組みを行う。

ア. 利用者への質の高いサービスの提供

介護職員の質の向上や就労意欲の維持・向上を図るための研修を実施する。また、介護サービス事業者に対する指導監査を行うほか、サービス利用者からの苦情や相談に対して適切な対応を行うための体制の構築を図る。

施策例 施設職員への研修の実施、介護サービス事業者に対する指導監査の充実、介護相談員派遣事業の実施など

イ. 円滑なサービス利用のための取り組み

利用者が適切にサービス選択できるよう、十分な情報提供を行う。また、要介護(要支援)認定の公平性・公正性を確保し、かつ効率的な認定が行えるよう取り組みを行う。

施策例 介護サービス事業者リスト等情報提供の充実、認定調査状況のチェックなど

安全で快適に暮らせる生活環境づくり

災害、事故、犯罪等、さまざまな不測の事態から高齢者を守るため、正しい知識の啓発のほか、関係機関のネットワーク強化等、地域コミュニティの連携促進を図る。

また、高齢者が、安全・安心、快適に暮らしていくことができるよう、公共交通軸を中心として、都市機能の適正な立地誘導による街づくりを進めるとともに、高齢者の生活状況に合わせた住まいの整備や、各種施設のバリアフリー化などの取り組みを推進する。

ア. 安心・安全な暮らしの確保

高齢者がそれぞれの地域コミュニティにおける生活を安心して継続していけるよう、生命や財産における安全・安心の確保に努める。

施策例 地域における災害時要援護者支援のための共助の仕組みづくりの促進、災害時における福祉避難所の開設、交通安全啓発事業の実施、消費者被害に対する相談・支援など

イ. 快適に暮らしていくための地域環境の整備

高齢者が、地域で安全で快適な生活を送ることのできる街づくりを進める。

施策例 地下鉄東西線の整備や沿線街づくり等高齢者が暮らしやすい都市構造への転換、「ひとにやさしいまちづくり」の推進、住宅改造費の助成等住まいの整備

4. 介護保険制度の概要

(1)運営主体(保険者)

介護保険制度の運営主体(保険者)は各市町村であり、仙台市が保険者となる。

(2)被保険者

65歳以上の人(第1号被保険者)、40歳以上64歳までの公的な医療保険に加入している人(第2号被保険者)となる。

(3)保険料及びその徴収方法

平成21年度から平成23年度の保険料は、基準額が月額4,367円。所得に応じて基準額の0.5~1.75倍と9段階で設定されている。

徴収方法は、以下のとおり。

第1号被保険者

老齢・退職・障害・遺族年金の受給額が年間18万円以上の人(年金から差引(特別徴収))。

それ以外の人(納付書や口座振替により納付(普通徴収))。

第2号被保険者

加入している公的医療保険の保険料と一括して納付。

(4)介護サービスを利用できる人

第1号被保険者で身体(機能)の状況に応じ、介護の必要度に応じて要介護1~5まで(例えば、要介護1は、立ち上がりや歩行が不安定で、排泄や入浴などに部分的な介助が必要な段階、要介護5は、日常生活において全面的な介助が必要であり、意思の伝達も困難な場合など。)及び要支援1~2(例えば、要介護には至っていないが日常生活に支援が必要な状況など)。

第2号被保険者で老化が原因とされる特定疾病により要介護状態や要支援状態となった人

(5)介護サービスの利用料

利用者負担は1割。その他利用するサービスの種類に応じ、食費、居住費等の利用者負担がある。また、1割の利用者負担については、所得に応じた上限額があり、それを超えた分の払い戻しが受けられる制度がある。

所得の少ない人には食費、居住費の軽減制度があり、また、災害・生活困難などにより、1割の利用者負担が減免される制度もある。

(6)介護保険のサービスの利用方法・種類

介護サービスを利用する場合には、介護サービス計画(要支援の場合は、介護予防サービス計画)が必要。要介護者等の心身の状況、生活環境、本人や家族の希望などを考慮し利用するサービスの種類、内容などを定める計画であり、地域包括支援センターや介護支援専門員(ケアマネジャー)に作成を依頼できる。

この介護サービス計画を作成する費用は、全額保険給付であり、利用者負担はない。
サービスの種類に関しては、「(9)介護保険のサービスの種類」を参照。

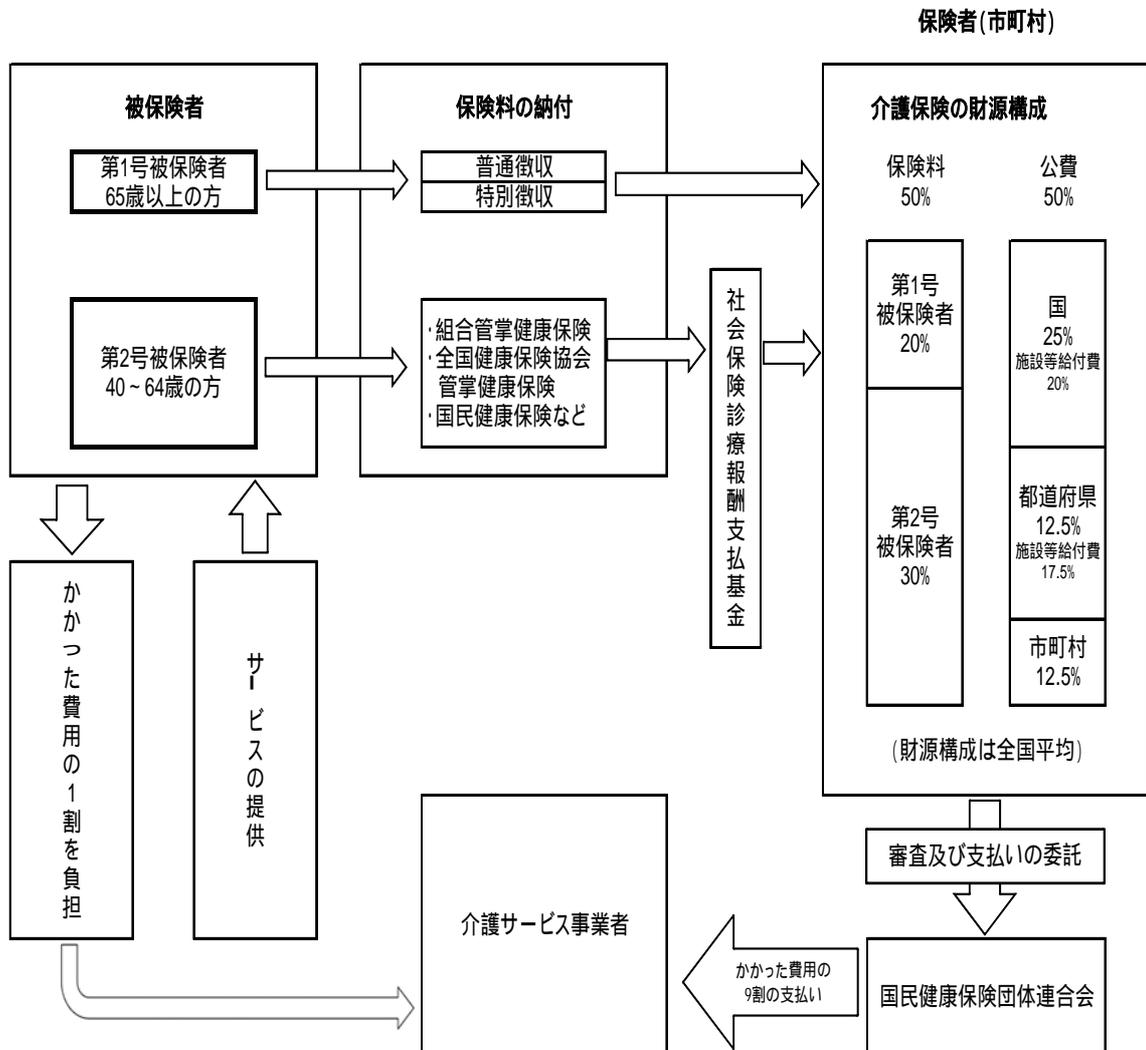
(7)介護保険の財政

介護保険に関する収入及び支出については、介護保険法第 3 条の規定に基づき、一般会計の収支とは区別され特別会計が設けられている。

介護保険に関する収入である保険給付に係る財源は、その約 2 分の 1 を公費(国、県及び市)で賄っており、残り約 50%を保険料で(第 1 号被保険者保険料で約 20%、第 2 号被保険者保険料で 30%)賄っている。この収入(財源)をもとに、介護保険に関する支出である介護サービスの事業者へ利用者負担 1 割を除く 9 割の支払いを行うこととなる。

以下、財源と介護保険給付費用負担の仕組みを図示したものが下記(8)。

(8)財源と介護保険給付費用負担の仕組み



(平成 23 年版仙台市の介護保険より、平成 21 年度より平成 23 年度の費用負担)

(9)介護保険のサービスの種類

介護保険のサービスには、家庭などで利用する「在宅サービス」、住み慣れた地域での生活を支える「地域密着型サービス」、施設に入所して利用する「施設サービス」がある。

それぞれのサービスの詳細は以下のとおり。(サービス名の前に介護予防とついているのが、要支援者が受けられるサービス)

(みんなで支える介護保険 仙台市 より)

在宅サービス		
自宅で利用するサービス	訪問介護・介護予防訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問して身体介護や生活援助を行う。
	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	浴槽を積んだ移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介助を行う。全身入浴のほか、希望により部分浴や清拭も利用できる。
	訪問看護・介護予防訪問看護	医師の指示に基づいて看護師等が家庭を訪問し、じょうぶさの処置、点滴の管理などの必要な看護や家族へのアドバイスをを行う。
	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士又は言語聴覚士が家庭を訪問して、リハビリテーションを行う。また、福祉用具の使用法の指導なども行う。
	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、栄養管理士、看護師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
出かけて利用するサービス	通所介護・介護予防通所介護(デイサービス)	デイサービスセンター等で入浴や食事、日常生活の世話、機能訓練などを日帰りで行う。
	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	老人保健施設、病院等で理学療法士や作業療法士又は言語聴覚士によるリハビリテーションなどを日帰りで行う。
短期間入所する	短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)、介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	一時的に家族が介護できない場合など、特別養護老人ホームや老人保健施設等で短期間のお世話をします。
特定施設から提供されるサービス	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホームやケアハウスなどに入居している方で要支援・要介護の認定を受けている場合、日常生活上の介護や機能訓練などが介護保険サービスとして給付される。
自宅で生活しやすくするサービス	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けたり、機能訓練に用いるための福祉用具、介護者の負担を軽くするための福祉用具の貸出。(車いす、特殊寝台、歩行器等)
	特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入	日常生活の自立を助けるために必要な一定の福祉用具を購入した場合、購入費の9割が支給される。

	住宅改修費・介護予防住宅改修費	家庭内での安全を確保したり、介護者の負担を軽減したりするために、実際に居住している住宅の一部を改修した場合、その費用の一部について住宅改修費の支給を受けることができる。
地域密着型サービス		
の 人	要介護1～5の人及び要支援1～2 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症の方にデイサービスセンターやグループホームにおいて、入浴や食事、日常生活の世話や機能訓練などを日帰りで行う。
	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	生活環境などに応じて、サービス拠点への「通い」を中心に随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴や食事、日常生活の世話や機能訓練などを行う。
	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 (要支援1の人は利用不可)	認知症のため介護を必要とする方々が少人数で共同生活をする住居(グループホーム)で、入浴や食事、日常生活の世話をを行う。
利用 でき ない	要介護1～5の人(要支援1～2の人は 夜間対応型訪問介護	夜間に、定期的な巡回や利用者からの連絡に応じて随時ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴や食事、日常生活の世話をする。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が29名以下である指定を受けた有料老人ホームやケアハウスなどにおいて、入居している要介護者に、入浴や食事、日常生活の世話や機能訓練などを行う。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29名以下である地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)において、入所している要介護者に、介護職員などが入浴や食事、日常生活の世話や機能訓練などを行う。
施設サービス		
要 介 護 1 ～ 5 の 人	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症の方が入所し、介護職員などが、食事・入浴・介護・機能訓練などのお世話をする施設。
	介護老人保健施設(老人保健施設)	病状が安定し、入院治療の必要はないが、リハビリに重点を置いたケアが必要な高齢者等に対して、機能訓練や必要な医療並びに日常生活上の介護を提供し、家庭への復帰を支援する施設。
	介護療養型医療施設(介護職員が手厚く配置された病院等)	長期にわたる療養が必要な高齢者等に対して、医学的な管理の下で介護や機能訓練、その他の必要な医療を行う施設。

(10)仙台市における介護保険の実施状況
要介護者等認定者数の推移

(各年4月1日現在)

	第1号被保険者数			要介護(支援)認定者数				人口に 占める要 介護者 の割合
	65歳～74 歳(前期 高齢者) A	75歳～ (後期高 齢者)B	計	65歳～ 74歳(前 期高齢 者)C	認定率 A/C	75歳～ (後期高 齢者)D	認定率 B/D	
平成12年	80,437	49,461	129,898	2,162	2.7%	8,195	16.6%	1.1%
平成13年	82,545	53,160	135,705	2,805	3.4%	11,328	21.3%	1.5%
平成14年	84,575	56,817	141,392	3,390	4.0%	14,129	24.9%	1.8%
平成15年	87,056	60,389	147,445	3,990	4.6%	16,981	28.1%	2.2%
平成16年	87,924	64,229	152,153	4,419	5.0%	19,684	30.6%	2.5%
平成17年	89,389	68,027	157,416	4,724	5.3%	21,734	31.9%	2.7%
平成18年	91,475	72,074	163,549	4,684	5.1%	22,968	31.9%	2.8%
平成19年	94,294	75,957	170,251	4,489	4.8%	24,956	32.9%	2.9%
平成20年	95,963	80,193	176,156	4,358	4.5%	24,353	30.4%	2.9%
平成21年	99,514	83,733	183,247	4,369	4.4%	25,373	30.3%	3.0%
平成22年	100,808	87,849	188,657	4,344	4.3%	26,462	30.1%	3.1%
平成23年	99,980	91,355	191,355	4,369	4.4%	27,765	30.4%	3.3%
平成24年	102,195	94,854	197,049	4,553	4.5%	29,905	31.5%	3.5%

介護保険制度が始まった平成12年においては、要介護(支援)認定者数は、10,357人であったが、平成24年には34,458人となり、約3.3倍となった。要介護(支援)者の認定率は、制度開始時に比べ、前期高齢者は1.7倍の4.5%、後期高齢者は1.9倍の31.5%となった。

特に後期高齢者の31.5%とは、後期高齢者の約3人に1人が要介護(支援)者として認定されているということである。

仙台市の要介護(要支援)者の認定率は、全国的にはその平均値にほぼ近い。

次表、都道府県別要介護(支援)者認定率を参照。

都道府県	1号被保険者	65歳以上75歳未満	要介護(支援)認定者数	認定率	75歳以上	要介護(支援)認定者数	認定率
全国計	29,590,524	14,989,710	653,280	4.4%	14,600,814	4,440,604	30.4%
北海道	1,376,589	688,526	32,873	4.8%	688,063	215,373	31.3%
青森県	357,688	171,379	8,465	4.9%	186,309	58,225	31.3%
岩手県	357,394	162,010	7,288	4.5%	195,384	56,575	29.0%
宮城県	515,601	247,616	10,675	4.3%	267,985	78,463	29.3%
秋田県	320,309	138,988	6,414	4.6%	181,321	57,128	31.5%
山形県	319,427	136,208	5,290	3.9%	183,219	52,111	28.4%
福島県	484,251	217,093	9,274	4.3%	267,158	76,558	28.7%
茨城県	677,894	354,355	12,048	3.4%	323,539	82,695	25.6%
栃木県	446,582	224,448	7,991	3.6%	222,134	59,616	26.8%
群馬県	479,076	240,207	9,201	3.8%	238,869	69,574	29.1%
埼玉県	1,503,971	883,554	33,361	3.8%	620,417	168,050	27.1%
千葉県	1,343,047	759,731	28,177	3.7%	583,316	156,692	26.9%
東京都	2,663,049	1,384,356	62,570	4.5%	1,278,693	387,398	30.3%
神奈川県	1,857,634	1,027,996	42,017	4.1%	829,638	241,578	29.1%
新潟県	622,729	279,827	11,245	4.0%	342,902	102,778	30.0%
富山県	288,318	136,795	5,072	3.7%	151,523	45,905	30.3%
石川県	277,892	135,031	5,095	3.8%	142,861	45,200	31.6%
福井県	199,577	90,116	3,045	3.4%	109,461	31,177	28.5%
山梨県	213,419	100,302	3,201	3.2%	113,117	29,638	26.2%
長野県	573,231	261,744	9,395	3.6%	311,487	88,056	28.3%
岐阜県	507,725	254,285	9,483	3.7%	253,440	69,080	27.3%
静岡県	906,480	459,135	16,879	3.7%	447,345	116,883	26.1%
愛知県	1,530,110	840,216	33,622	4.0%	689,894	190,634	27.6%
三重県	452,779	223,212	9,685	4.3%	229,567	71,661	31.2%
滋賀県	293,710	148,643	5,698	3.8%	145,067	42,524	29.3%
京都府	617,814	316,724	14,742	4.7%	301,090	100,131	33.3%
大阪府	1,985,276	1,103,795	66,486	6.0%	881,481	313,922	35.6%
兵庫県	1,300,324	671,067	31,629	4.7%	629,257	204,799	32.5%
奈良県	340,079	178,947	7,270	4.1%	161,132	49,091	30.5%
和歌山県	273,940	129,490	7,106	5.5%	144,450	51,317	35.5%
鳥取県	153,773	66,715	2,996	4.5%	87,058	26,829	30.8%
島根県	207,132	85,642	3,828	4.5%	121,490	38,309	31.5%
岡山県	489,785	233,254	10,839	4.6%	256,531	86,717	33.8%
広島県	690,617	342,612	15,503	4.5%	348,005	118,561	34.1%
山口県	409,126	192,504	7,909	4.1%	216,622	66,572	30.7%
徳島県	209,107	93,500	4,689	5.0%	115,607	39,775	34.4%
香川県	257,314	119,057	4,865	4.1%	138,257	43,287	31.3%
愛媛県	383,795	176,744	8,931	5.1%	207,051	68,611	33.1%
高知県	219,530	97,438	4,562	4.7%	122,092	37,626	30.8%
福岡県	1,133,878	564,705	26,870	4.8%	569,173	185,797	32.6%
佐賀県	207,612	93,254	3,696	4.0%	114,358	35,643	31.2%
長崎県	372,183	167,909	8,550	5.1%	204,274	73,194	35.8%
熊本県	466,160	205,399	8,929	4.3%	260,761	82,872	31.8%
大分県	319,800	145,997	6,260	4.3%	173,803	56,294	32.4%
宮崎県	294,272	132,977	5,310	4.0%	161,295	45,834	28.4%
鹿児島県	449,446	191,994	8,557	4.5%	257,452	82,440	32.0%
沖縄県	241,079	114,213	5,689	5.0%	126,866	39,411	31.1%

次の7保険者を含まない(福島県... 広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村)。

資料:厚生労働省発表 介護保険事業状況報告(暫定)平成24年1月分を加工

保険給付費等の推移

(単位:百万円)

	保険給付費	地域支援事業費	合計
平成 12 年度	18,917		18,917
平成 13 年度	24,729		24,729
平成 14 年度	28,021		28,021
平成 15 年度	31,246		31,246
平成 16 年度	34,858		34,858
平成 17 年度	36,815		36,815
平成 18 年度	38,196	674	38,870
平成 19 年度	40,061	773	40,834
平成 20 年度	41,490	1,027	42,517
平成 21 年度	44,664	1,148	45,812
平成 22 年度	47,334	1,138	48,472
平成 23 年度	49,289	997	50,286

保険給付費は、利用者負担 1 割を除く 9 割の支払いである。

また、地域支援事業は、介護保険制度開始後の急激な要介護(支援)認定者数の増加とそれに伴う介護給付費の増加等を背景に「介護の状況になったら介護する。」という考えから「介護の状況に至る前の予防が重要。」という予防重視への転換を図るために平成 18 年度より創設された事業で、第 1 号被保険者全員を対象とする 1 次予防、特定の高齢者を対象とする 2 次予防事業などを含む、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業からなっている。

平成 23 年度の保険給付費等は平成 12 年度の制度開始年度に比較して、2.7 倍の 50,286 百万円となった。高齢者数の増加、要介護(支援)者数の増加、介護サービスメニューの増加により、より利用しやすい状況になったことなど種々の要因はあるものの、これは公費負担の増加につながるとともに、保険給付費等の約 20%は第 1 号被保険者の保険料で賄うシステムであることから、保険料の上昇要因となるものである。

したがって、介護予防を目的とする地域支援事業を効果的に推進し、要介護(要支援)者数の増加の防止、保険給付費の伸び率の抑制を通じて健全な介護保険制度を維持していくことが重要となる。

第1号被保険者の保険料(基準額)の推移

介護保険事業は、3年間で1計画期間とし、その期間の要介護者数、介護サービス等の種類ごと見込み量、地域支援事業の見込み量等を基礎として事業費を見積もり、第1号被保険者の保険料を決定している。基本的に計画期間内での保険料の変更は行わない。

これまでの各計画期間の保険料(基準額)の推移は以下のとおり。

(単位:円)

	第1期 平成12年度～ 平成14年度	第2期 平成15年度～ 平成17年度	第3期 平成18年度～ 平成20年度	第4期 平成21年度～ 平成23年度	第5期 平成24年度～ 平成26年度
保険料(月額) (基準額)	2,863	3,422	4,117	4,367	5,142

第4期(平成21年度から平成23年度)の第1号被保険者の保険料(基準額)は、制度開始時の月額2,863円から約1.5倍上昇し4,367円となった。第5期には約1.8倍の5,142円となる。要介護(要支援)者数の増加と介護サービスの量の増加による保険給付費の増加、介護職員処遇改善交付金の終了(介護報酬への移行)及び介護保険料の上昇を軽減するための国の特例交付金の終了に伴うものである。

介護保険は各市町村単位で完結するため、第1号被保険者の保険料は、市町村の第1号被保険者の数、要介護(要支援)認定者数、介護保険の利用割合等により差異が生じる。

仙台市の第1号被保険者の保険料は、他の政令指定都市と比較すると中位に入る。

政令市の第4期介護保険料

都市名	第4期保険料 基準額	所得段階等*1
札幌市	4,130円	9段階まであり、9段階は所得350万円以上で基準額に対する割合は1.75。
仙台市	4,367円	9段階まであり、9段階は所得500万円以上で基準額に対する割合は1.75。
さいたま市	3,916円	10段階まであり、10段階は所得500万円以上で基準額に対する割合は1.80。
千葉市	*2 3,975円	9段階まであり、9段階は所得500万円以上で基準額に対する割合は1.75。
川崎市	4,033円	10段階まであり、10段階は所得700万円以上で基準額に対する割合は2.0。
横浜市	4,500円	11段階まであり、11段階は所得1,000万円以上で基準額に対する割合は2.25。
新潟市	4,700円	11段階まであり、11段階は所得400万円以上で基準額に対する割合は1.90。
静岡市	4,175円	11段階まであり、11段階は所得700万円以上で基準額に対する割合は2.0。
浜松市	4,350円	9段階まであり、9段階は所得350万円以上で基準額に対する割合は1.75。
名古屋市	4,149円	10段階まであり10段階は所得700万円以上で基準額に対する割合は2.0。
京都市	4,510円	10段階まであり、10段階は所得700万円以上で基準額に対する割合は2.0。
大阪市	4,780円	10段階まであり、10段階は所得700万円以上で基準額に対する割合は2.0。
堺市	4,836円	8段階まであり、8段階は所得600万円以上で基準額に対する割合は2.0。

神戸市	4,640 円	10 段階まであり、10 段階は所得 600 万円以上で基準額に対する割合は 2.0。
岡山市	4,760 円	10 段階まであり、10 段階は所得 600 万円以上で基準額に対する割合は 2.0。
広島市	4,746 円	9 段階まであり、9 段階は所得 400 万円以上で基準額に対する割合は 1.75。
福岡市	4,494 円	10 段階まであり、10 段階は所得 600 万円以上で基準額に対する割合は 2.0。
北九州市	4,450 円	10 段階まであり、10 段階は所得 400 万円以上で基準額に対する割合は 2.0。

(資料: 仙台市介護保険課作成)

* 1 所得段階: 被保険者の所得水準により基準額に対する割合を設定し、対象者の保険料を決定する。

* 2 平成 23 年度の保険料基準額。

一定の保険料収入を確保するためには、保険料基準額の高、低もあるが、所得段階の設定及び基準割合の設定も影響する。

基本的に、要介護(要支援)者の認定率が高い西日本地域で保険料が高めである。

介護保険事業の円滑な運営に関する方策

第 4 期仙台市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)においては、介護保険事業の円滑な運営に関する方策として以下の 6 点を挙げている。

ア. 市町村特別給付等についての考え方

介護保険法で定められたサービス以外のサービスを加える「市町村特別給付」や「保健福祉事業」等については、その費用をすべて第 1 号被保険者の保険料で負担する必要があることから、仙台市においては実施せず、食の自立支援事業、介護予防事業等は地域支援事業として、その他の寝具洗濯サービス、訪問理美容サービス等の事業は介護保険以外の保健福祉施策として実行していく。

イ. 低所得者への対応

第 1 号被保険者の保険料軽減措置は、これまで同様に継続する。

ウ. 保険料段階の設定

第 4 期計画においては、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな保険料段階の設定となるよう第 3 期計画の 7 段階から 9 段階の設定をすることとした。

エ. 保険給付の適正化

宮城県介護給付適正化取組方針(平成 20 年 3 月策定)を踏まえ、「要介護認定の適正化」、「ケアマネジメント等の適切化」、「事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化」に重点的に取り組み、保険給付費の適正化を図り、利用者に対する適切な介護サービスの確保、不適切な給付の削減を図ることにより、制度の信頼性を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資する。

オ. 療養病床の再編成への対応

介護療養型医療施設の再編については、引き続き適切なサービスが切れ目なく提供される

よう宮城県と連携しながら必要な対応に努める。

カ. その他介護保険事業を円滑に実施するための方策

サービスの提供を支える人材の育成はもとより、サービスの質の向上、利用者が円滑にサービスを利用する機会の確保など、介護保険事業を円滑に実施するための様々な施策の継続と充実に努める。

5. 高齢者保健福祉、介護保険に係る組織及び事務分掌

平成 24 年 4 月 1 日時点

		関連部署/業務内容
健 康 福 祉 局	保険高齢部高齢企画課	
	企画係	高齢社会対策の企画調整及び調査研究/仙台市高齢者保健福祉計画の推進/仙台市高齢社会対策推進本部/高齢者の社会参加活動及び生きがい対策/老人クラブ助成等/仙台市シルバー人材センターに関すること/シルバーセンターに関すること/部内事務の連絡調整/課、ねんりんピック推進室及び介護予防推進室の庶務
	在宅支援係	高齢者の保健福祉に係る事務の総括/措置実施機関に対する指導監査/ひとり暮らし高齢者対策/高齢者の住宅改造等に係る事務の総括/高齢者の権利擁護に係る事務の総括/高齢者の在宅療養の支援推進
	施設係	介護老人保健施設の整備及び開設許可/老人福祉施設等の整備及び設置の認可/指定介護老人福祉施設等の指定/老人居宅生活支援事業の届出受理/地域密着型サービス事業者の指定/有料老人ホームの設置届出受理/仙台市介護保険審議会の地域密着型サービス運営委員会
	保険高齢部介護予防推進室	介護予防の推進に係る企画調整/仙台市介護予防推進プランの推進/高齢者総合相談に係る事務の総括/地域支援事業の総括/地域包括支援センターの総括/認知症対策の推進(医療及び精神保健福祉に係るものを除く。)/訪問指導に係る事務の総括/介護研修に係る事務/介護予防支援事業者の指定/仙台市介護保険審議会の地域包括支援センター運営委員会
	保険高齢部介護保険課	
	管理係	介護保険事業特別会計等の予算及び決算/介護保険事業に係る国庫支出金等/介護保険制度に係る広報の総括/介護保険に係る事業者情報の提供の総括/介護保険事業計画の策定・進行管理/介護保険システムの運用及び改修の総括/関係団体、事業者等との連絡調整/県市長会介護保険部会等諸会議/仙台市介護保険審議会(他課所管のものを除く。)/統計事務/課の庶務
介護保険係	介護保険事業の資格、賦課、収納及び給付事務に関する総括/要介護認定及び要支援認定事務の総括/認定調査の委託/保険給付の審査支払等に係る県国保連への委託/介護保険システムの運用及び改修/仙台市介護認定審査会/介護保険に係る苦情処理・審査請求事務の総括	

	指導第一係	介護保険施設等の運営の指導監査、措置実施施設の運営の指導監査/指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の運営の指導監査
	指導第二係	指定居宅サービス事業者の指定及び運営の指導監査/指定居宅介護支援事業者の指定及び運営の指導監査/指定介護予防サービス事業者の指定及び運営の指導監査/指定介護予防支援事業者の運営の指導監査/基準該当サービス事業者の指導監査/介護支援専門員の指導及び研修

区役所の組織図

平成 24 年 4 月 1 日時点

関連部署/業務内容		
区 役 所	保健福祉センター	
	障害高齢課	高齢者の保健福祉/高齢者総合相談/敬老乗車証/障害者の保健福祉/障害者総合相談/福祉手当・交通費助成等/介護保険/要介護・要支援認定/保険料納付等
	総合支所	
	保健福祉課	児童・母子・障害者・高齢者等の福祉/介護保険/国民健康保険/国民年金/成人・老人保健/母子保健/保健師活動/市民健診等

6. 高齢者保健福祉費に係る一般会計決算書

(単位:千円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
高齢保健福祉総務費	595,468	565,250	545,336	612,946	667,182
人件費	(519,501)	(501,863)	(498,793)	(566,804)	* 3 (617,916)
負担金、補助金及び交付金	(40,137)	(38,040)	(36,166)	(35,503)	(34,914)
その他	(35,830)	(25,347)	(10,377)	(10,639)	(14,352)
高齢福祉費	4,706,892	8,672,383	9,515,300	9,469,640	10,835,543
報償費	(108,115)	(73,212)	(35,464)	(35,001)	(36,376)
需用費	(30,598)	(24,998)	(24,586)	(40,030)	(46,746)
委託料	(1,041,455)	(958,855)	(861,391)	(852,714)	(859,573)
負担金、補助金及び交付金	(3,004,896)	(2,946,924)	(3,219,134)	(3,076,436)	* 4 (3,729,948)
後期高齢者医療療養費負担金等 * 1	(439,815)	(4,636,095)	(5,352,034)	(5,440,069)	(6,134,920)
その他	(82,013)	(32,299)	(22,691)	(25,390)	(27,980)
成人保健費 * 1	2,140,409	0	0	0	0
高齢福祉施設費	345,598	329,541	480,908	412,518	470,115
委託料	(314,865)	(318,548)	(345,125)	(303,185)	(292,332)
工事請負費	(13,985)	(1,155)	(9,769)	(100,382)	(160,546)
その他	(16,748)	(9,838)	* 2 (126,014)	(8,951)	(17,237)
老人保健医療事業特別会計繰出金 * 1	5,294,322	572,469	0	0	0
介護保険事業特別会計繰出金	6,661,743	6,877,195	7,191,354	7,462,183	7,752,540
後期高齢者医療事業特別会計繰出金 * 1	0	1,230,402	1,347,175	1,361,106	1,407,146
合 計	19,744,432	18,247,240	19,080,074	19,318,391	21,132,527

* 1 老人保健制度が平成 20 年 3 月で終了し、4 月より後期高齢者医療制度に変更となったことによる。

* 2 公有財産購入費 113,313 千円を含む。

* 3 人員増、震災対応による超勤、休日給の増等

* 4 特別養護老人ホーム建設費補助金の増等

7. 介護保険事業特別会計の決算書

(単位:千円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護保険料(第 1 号被保険者保険料)	8,780,134	9,105,411	9,634,776	9,747,834	* 1 8,649,159
国庫支出金	9,042,575	10,094,804	10,277,397	10,878,681	* 2 15,506,769
支払基金交付金(第 2 号被保険者保険料)	12,432,366	13,013,531	13,627,933	14,166,851	14,832,707
県支出金	6,080,981	6,315,081	6,832,551	7,181,761	7,614,511
財産収入	4,471	8,802	10,396	4,626	5,214
繰入金	6,667,600	6,888,761	7,881,047	8,082,816	8,916,820
一般会計繰入金	(6,661,743)	(6,877,195)	(7,191,354)	(7,462,183)	(7,752,540)
基金繰入金	(5,857)	(11,566)	(689,693)	(620,633)	(1,164,280)
繰越金	858,090	696,449	851,416	641,678	405,322
諸収入	104,475	35,639	34,606	69,594	48,255
歳入合計	43,970,692	46,158,478	49,150,122	50,773,841	55,978,757
総務費	1,526,926	1,526,247	1,420,148	1,367,203	1,584,586
一般管理費	(916,885)	(935,368)	(821,743)	(741,266)	(962,168)
介護認定諸費	(610,041)	(590,879)	(598,405)	(625,937)	(622,418)
保険給付費	40,060,614	41,489,999	44,664,353	47,334,350	49,289,256
居宅介護サービス等給付費	(21,611,840)	(22,673,454)	(24,600,290)	(26,531,785)	(28,371,449)
居宅介護サービス等計画給付費	(1,989,607)	(2,027,105)	(2,344,604)	(2,525,408)	(2,649,524)
施設介護サービス等給付費	(14,396,156)	(14,585,901)	(15,360,107)	(15,611,170)	(15,759,776)
審査支払手数料	(50,120)	(51,729)	(54,295)	(57,775)	(60,432)
高額介護サービス費	(556,901)	(600,316)	(689,750)	(768,311)	(687,628)
高額医療合算介護サービス費	(0)	(0)	(1,607)	(126,794)	(109,169)
特定入所者介護サービス費	(1,455,990)	(1,551,494)	(1,613,700)	(1,713,107)	(1,651,278)
地域支援事業費	772,511	1,027,059	1,147,553	1,138,145	997,264
介護予防事業費	(208,246)	(414,003)	(351,528)	(350,443)	(172,287)
包括的支援事業費	(529,785)	(575,010)	(628,012)	(623,073)	(653,425)
任意事業費	(34,480)	(38,046)	(168,013)	(164,629)	(171,552)
基金積立金	498,338	1,067,698	1,009,186	291,145	165,047
財政安定化基金拠出金	8,083	8,083	0	0	0
諸支出金	407,771	187,976	267,204	237,676	* 3 1,234,654
歳出合計	43,274,243	45,307,062	48,508,444	50,368,519	53,270,807

* 1 東日本大震災にかかる第 1 号保険料の減免による減少額 1,438,566 千円。

*2 東日本大震災にかかる平成 23 年度介護保険災害臨時特例補助金が以下のとおり交付されているために国庫支出金が増加している。

第 1 号保険料の減免措置に伴う国庫補助	1,450,576 千円
利用者負担額の免除措置に伴う国庫補助	1,428,156 千円
施設入所者等に係る食費・居住費等の減免に伴う 国庫補助	1,151,828 千円
保険者機能復旧等のための支援事業補助	39,001 千円
合 計	4,069,561 千円

*3 東日本大震災にかかる施設入所者等に係る食費・居住費等の減免額(扶助費)923,487 千円を含む。

8. 介護保険サービス提供事業所の状況

(1)指定事業所数

	H23・1・1 現在	H23・7・1 現在	H23・10・1 現在	H24・1・1 現在	H24・4・1 現在
居宅介護支援	229	234	234	236	241
訪問介護	197	209	217	221	223
訪問入浴介護	15	16	16	16	16
訪問看護 *1	45	46	48	48	50
訪問リハビリテーション *1	4	4	4	3	3
通所介護	183	190	201	206	218
通所リハビリテーション *1	40	40	40	40	41
短期入所生活介護	54	56	58	58	61
短期入所療養介護(みなし指定)	27	27	27	27	26
特定施設入居者生活介護	30	30	30	30	30
福祉用具貸与	64	65	66	64	66
特定福祉用具販売	64	66	67	65	64
指定介護老人福祉施設 *2	38 (38)	38 (38)	38 (38)	40 (39)	40 (39)
介護老人保健施設	24	24	24	24	24
指定介護療養型医療施設	4	4	4	4	3

*1 このほか、みなし指定の事業所が存在する。

*2 1ヶ所の事業所で複数のサービス提供事業所の指定を受けた場合を含む。()内は事業所数

(2)地域密着型サービス事業所数

	H23・1・15 現在	H23・7・1 現在	H23・10・1 現在	H24・1・1 現在	H24・4・1 現在
夜間対応型訪問介護	1	1	1	1	1
認知症対応型通所介護	28	28	26	25	25
小規模多機能型居宅介護	10	12	12	12	13
認知症対応型共同生活介護	65	66	66	67	69
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	0	2	3	3	4

外部監査の結果及び意見

1. 老人福祉の措置について

(1)概要

老人福祉の措置の規定

「老人福祉法」(以下、「法」という。)第5条の4において、原則として65歳以上の者又はその養護者に対する「法」第10条の4及び「法」第11条の規定による福祉の措置は、対象者が居住地を有するときはその市町村が、居住地を有しないか又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとされている。ここで、「法」第10条の4は居宅における介護等について規定されており、「法」第11条は老人ホームへの入所等について規定されている。

他方、「法」第20条では措置の受託義務が定められており、老人居宅生活支援事業を行う者、老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置者並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は「法」の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないとされており、老人福祉の措置の実効性が確保されている。

措置に係る費用は「法」第21条で市町村の支弁によるものとされている。ただし、「法」第21条の2では被措置者が各種介護保険給付を受けることができるものであるときは、市町村はその限度において費用の支弁をすることを要しない。市町村が支弁した費用については、「法」第28条にて被措置者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部または一部を徴収することができるとされており、費用負担の公平性は確保されている。また、「法」第36条において、市町村は必要があると認めるときは、被措置者またはその扶養義務者の資産または収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、または銀行、信託会社、被措置者もしくはその扶養義務者、その雇主その他の関係人に報告を求めることができるとされている。さらに「法」第27条では、市町村が葬祭の措置を採る場合においては、その死者の遺留の金銭および有価証券を当該措置に要する費用に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができることとされており、費用負担の公平性が確保されている。

被措置者及び待機被措置者の現状

ア. 居宅における介護等の被措置者数の推移

(単位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問介護	0	0	0
通所介護	0	0	0
短期入所生活介護	2	1	0

(出典:高齢企画課作成資料を加工)

イ. 老人ホームへの入所等の被措置者数の推移

A. 各区分別推移

(単位:人)

養護老人ホーム	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
青葉区	98	98	89
宮城野区	40	36	28
若林区	52	47	41
太白区	85	76	73
泉区	21	20	16
計	296	277	247

* 被措置者数は各年度末の翌日4月1日現在である。

(出典:高齢企画課作成資料を加工)

(単位:人)

特別養護老人ホーム	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
青葉区	1	0	0
宮城野区	0	1	1
若林区	0	0	0
太白区	0	0	0
泉区	1	1	1
計	2	2	2

* 被措置者数は各年度末の3月31日現在である。

(出典:高齢企画課作成資料を加工)

B. 各施設別推移

(単位:人)

養護老人ホーム		定員	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
市内	仙台長生園	150	123	122	113
	吉成苑	60	58	58	55
市外	宮城県偕楽園	80	19	23	21
	宮城緑風園	50	0	0	0
	ひばり園	70	15	13	10
	万生園	100	1	1	1
	松寿園	50	24	25	22
	きたかみ園	106	4	3	2
	梅香園	80	30	9	0
松風荘	50	20	21	21	

	こはぎ荘	55	1	1	1
	祥風苑	50	1	1	1
計		901	296	277	247

* 被措置者数は各年度末の翌日4月1日現在である。

(出典:高齢企画課作成資料を加工)

C. 待機被措置者数推移

(単位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
市内	9	7	6
市外	11	4	7
計	20	11	13

* 待機被措置者数は各年度末翌日の4月1日現在である。

(出典:高齢企画課作成資料を加工)

老人福祉の措置事務について

平成 23 年度は居宅における介護等の被措置者がいないため、老人ホームへの入所等の措置事務を監査の対象とした。当該措置事務は、「仙台市老人福祉法施行細則」(昭和 62 年 4 月 1 日施行。以下、「細則」という。)、「仙台市養護老人ホーム入所等措置実施要綱」(平成 20 年 4 月 1 日施行。以下、「養護要綱」という。)ならびに「仙台市特別養護老人ホーム入所措置及び居宅介護等措置実施要綱」(平成 20 年 4 月 1 日施行。以下、特養要綱という。)に規定されている。

老人ホームへの入所等の主な措置事務の概要は以下のとおりである。

項目	規則及び要綱条文
入所等の措置の申出等	「細則」第 2 条 「養護要綱」「特養要綱」第 2 条～第 7 条
65 歳未満の者に対する措置	「養護要綱」第 14 条、「特養要綱」第 15 条
入所等の措置の決定等の通知	「細則」第 3 条 「養護要綱」第 8 条、「特養要綱」第 6 条
費用の支弁	「細則」第 3 条の 2
措置費の請求等	「細則」第 4 条 「養護要綱」「特養要綱」第 9 条
費用の徴収	「細則」第 5 条 「養護要綱」「特養要綱」第 10 条
措置継続の要否の判定等 措置の変更及び廃止	「養護要綱」第 11 条、「特養要綱」第 12 条 「養護要綱」第 12 条、「特養要綱」第 13 条
葬祭、遺留金品の取扱等	「養護要綱」第 13 条、「特養要綱」第 14 条
費用の納入期限	「細則」第 6 条、「特養要綱」第 11 条

記録の整備等	「養護要綱」第 15 条、「特養要綱」第 18 条
事業開始の届出	「細則」第 7 条
改善命令による措置結果の報告	「細則」第 8 条
成年後見制度の活用等	「特養要綱」第 16 条
関係機関等との連携	「特養要綱」第 17 条

(2)実施した監査手続

対象部署	項目
高齢企画課	措置費の年間の単価決定事務の妥当性検証
在宅支援係	社会福祉事務所に対する高齢企画課在宅支援係の監査の妥当性検証
福祉事務所	老人ホームへの入所等の措置の申出から決定までの事務の妥当性検証
・青葉区	老人ホームからの請求書の正確性の検証
・宮城野区	費用徴収事務の妥当性検証
・若林区	葬祭、遺留金品の取扱等事務の妥当性検証
・太白区	費用徴収額の減免事務の妥当性検証
・泉区	措置継続の要否判定等事務の妥当性検証

(3)実施した監査手続の結果

措置継続の要否判定について(指摘)

「養護要綱」第 11 条ならびに「特養要綱」第 12 条では、被措置者に関して年 1 回本人との面接、施設からの聞き取り等により措置継続の要否を見直さなければならないことになっている。しかしながら、青葉区および宮城野区の福祉事務所の一部のケースで措置継続の要否判定について書面による確認ができなかった。

まず、青葉区の場合、福祉事務所担当者によると、全てのケースにおいて少なくとも年 1 回は本人との面接または施設からの聞き取りを行っているとのことであるが、書面が残されていないケースについて実際に措置継続の要否判定が行われたかが不明瞭な状況となっている。また、この状況は「養護要綱」第 15 条における記録の整備等の規定からも逸脱している。したがって、措置継続の要否判定に際して本人との面接または施設からの聞き取り等を行った場合はその結論を書面で残す必要がある。

宮城野区の場合、書面による確認ができなかったケースは認知症の老人の特別養護老人ホームへの措置 1 件のみであるが、このケースでは平成 22 年 8 月の措置から約 2 年間、成年後見人または施設との連絡は行っていたとのことであるが、その記録が不十分で、措置継続の要否判定が行われたのか不明瞭な状況となっている。今後は「特養要綱」第 12 条に基づき、少なくとも年 1 回は成年後見人との面接または施設からの聞き取り等により措置継続の要否を見直し、その結論を書面で残す必要がある。

費用徴収事務の妥当性について(意見)

「細則」第 5 条では、福祉事務所長は、入所等の措置を受けた者又は被措置者の扶養義務者で主として当該被措置者の生計を維持するものから当該入所等の措置に要する費用(以下、

「費用」という。)を毎月徴収するものとされている。

市の各区では「費用」の徴収事務を行うために負担金収納調定簿を作成し、毎月の収納状況を確認している。そのため、各区での収納状況を確認するために負担金収納調定簿を閲覧したところ、太白区において長期にわたる未徴収の「費用」が存在していることが確認された。これは平成 19 年 2 月以降に発生したものであり、その額は 682,500 円であった。当該状況を担当者に質問したところ、被措置者の入所中にその扶養義務者に対して督促は随時行ってきたものの「費用」の弁済は行われなかった。また、被措置者が死亡した平成 22 年 11 月に扶養義務者から「費用」の一部を徴収したのを最後にその後は連絡がつかず、督促をしていない状況が続いていたとのことであった。

今後、区は徴収事務管理を強化し、訪問調査を実施するなどして当該「費用」の徴収に努める必要がある。

2. 仙台市敬老乗車証について

(1)概要

仙台市は仙台市敬老乗車証条例(以下、「条例」という。)を定め、高齢者の社会参加を助長し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、70歳以上の者で住民基本台帳法に基づき市の住民基本台帳に記録されている者に対して敬老乗車証を交付することとしている。

敬老乗車証は第一種敬老乗車証と第二種敬老乗車証に区分され、第一種敬老乗車証は高齢者が交付申請時に一定の金額を負担することで、交付後は運賃を支払うことなく一般旅客自動車運送事業及び高速鉄道事業に係る交通機関で市長が定めるもの(以下、「対象交通機関」という。)を利用することができる乗車証である。第二種敬老乗車証は高齢者が負担金および運賃を支払うことなく運賃に換算して1万円に達するまで対象交通機関を利用することができる乗車証である。有効期間はいずれの乗車証も毎年10月1日から翌年9月30日までである。

敬老乗車証に係る負担金額等の推移

ア. 対象者数、交付者数(10月～3月の期間の交付者数)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
対象人数(人)	128,446	132,593	139,144	142,255	147,948
前年比(%)	104.0%	103.2%	104.9%	102.2%	104.0%

交付者数(人)	92,087	95,225	97,886	99,306	102,074
前年比(%)	104.5%	103.4%	102.8%	101.5%	102.8%
(内訳)					
第一種	63,957	65,382	65,184	65,483	72,418
前年比	103.1%	102.2%	99.7%	100.5%	110.6%
第二種	28,130	29,843	32,702	33,823	29,656
前年比	108.0%	106.1%	109.6%	103.4%	87.7%

イ. 運賃(4月～3月の期間の運賃)

運賃(千円)	3,313,485	3,398,467	3,375,615	3,190,954	3,136,141
前年比(%)	103.3%	102.6%	99.3%	94.5%	98.3%
(内訳)					
第一種	3,205,925	3,284,731	3,255,982	3,072,939	3,027,389
前年比	103.1%	102.5%	99.1%	94.4%	98.5%
第二種	107,560	113,736	119,633	118,015	108,752
前年比	111.5%	105.7%	105.2%	98.6%	92.2%

ウ. 交通事業者への負担金(4月～3月の期間の負担金)

事業負担金 (千円)	1,920,575	2,027,438	2,136,840	2,026,907	2,006,161
前年比(%)	103.5%	105.6%	105.4%	94.9%	99.0%
(内訳)					
第1号	1,699,126	1,797,907	1,896,462	1,788,994	1,763,551
前年比	103.1%	105.8%	105.5%	94.3%	98.6%
第2号	107,560	113,736	119,633	118,015	108,752
前年比	111.5%	105.7%	105.2%	98.6%	92.2%
第3号	113,889	115,795	120,745	119,898	133,858
前年比	102.8%	101.7%	104.3%	99.3%	111.6%

(仙台市作成 敬老乗車証制度の実績経年変化より5年分を抜粋)

仙台市敬老乗車証条例施行規則(以下、「規則」という。)で定める乗車証の種類ごとの対象交通機関及び通用区間

敬老乗車証の種類	対象交通機関	通用区間
第一種敬老乗車証	仙台市交通局が運行する一般乗合旅客自動車	仙台市の区域に係る路線のうち、仙台市内の停留所相互間 * 高速自動車国道又は自動車専用道路(国道四十八号の自動車専用道路部分を除く。)を運行する系統における停留所相互間を除く。
	宮城交通株式会社が運行する一般乗合旅客自動車	仙台市の区域に係る路線のうち、仙台市内の停留所相互間 * 高速自動車国道及び自動車専用道路を運行する系統における停留所相互間並びに専ら観光を目的とする旅客を運送するために運行する系統における停留所相互間を除く。
	仙台市交通局が運行する高速鉄道	全線の駅の相互間
第二種敬老乗車証	仙台市交通局が運行する一般乗合旅客自動車	仙台市の区域に係る路線のうち、仙台市内の停留所相互間及び仙台市内の停留所と仙台市外の停留所相互間 * 高速自動車国道又は自動車専用道路(国道四十八号の自動車専用道路部分を除く。)を運行する系統における停留所相互間

		を除く。
	宮城交通株式会社が運行する一般乗合旅客自動車	仙台市の区域に係る路線のうち、仙台市内の停留所相互間及び仙台市内の停留所と仙台市外の停留所相互間 ＊高速自動車国道又は自動車専用道路を運行する系統における停留所相互間及び専ら観光を目的とする旅客を運送するために運行する系統における停留所相互間を除く。
	仙台市交通局が運行する高速鉄道	全線の駅の相互間

規則で定める第一種敬老乗車証の申請に当たり高齢者が負担する金額

仙台市介護保険条例に基づく介護保険料所得段階	交付時期	負担金額
第1段階～第3段階		1,000円
第4段階～第9段階	毎年10月1日～12月31日まで	5,000円
	翌年1月1日～3月31日まで	4,000円
	4月1日～6月30日まで	3,000円
	7月1日～9月30日まで	2,000円

仙台市と交通事業者の協定について

ア. 仙台市交通局との協定書で定められている事項は以下のとおりである。

A. 仙台市交通局の業務について

- ・ 記載の仙台市交通局の通用区間において、乗車証の被交付者を輸送する。
- ・ 仙台市の指示により、仙台市から提供された乗車証となる磁気カードの原材料をもって第一種敬老乗車証及び第二種敬老乗車証を作製する。
- ・ カード読取機器で読み取れなくなった第二種敬老乗車証を交換する。
- ・ その他乗車証の被交付者に対する案内等を行う。

B. 仙台市が仙台市交通局に支払う負担金について

- ・ 上記仙台市交通局の業務のうち乗車証の被交付者の輸送に要する費用について、第一種敬老乗車証被交付者の輸送実績に応じた額(以下、「1号負担金」という。)を支払う。
- ・ 上記仙台市交通局の業務のうち乗車証の被交付者の輸送に要する費用について、第二種敬老乗車証被交付者の輸送実績に応じた額(以下、「2号負担金」という。)を支払う。
- ・ 上記仙台市交通局の業務のうち乗車証の被交付者の輸送に要する費用について、記載の利用者負担額の収入に応じた額(以下、「3号負担金」という。)を支払う。
- ・ 上記仙台市交通局の業務のうち第一種敬老乗車証及び第二種敬老乗車証の作製に要する費用の相当額(以下、「4号負担金」という。)を支払う。

・負担金の区分ごとの対象交通機関の区分および負担金の算定方法は以下のとおりである。

負担金の区分		対象交通機関の区分
1号負担金	a	一般乗合旅客自動車
	b	高速鉄道
2号負担金	c	一般乗合旅客自動車および高速鉄道
3号負担金	d	一般乗合旅客自動車および高速鉄道
4号負担金	e	一般乗合旅客自動車および高速鉄道

対象交通機関の区分	負担金の算定方法
a	第一種敬老乗車証の輸送実績額 × 負担率(0.57)
b	第一種敬老乗車証の輸送実績額 × 負担率(0.6175)
c	第二種敬老乗車証の輸送実績額
d	利用者負担額の総額 × 分配率(0.5) × 第一種敬老乗車証輸送実績割合
e	乗車証作成枚数 × 6.3 円(ただし、仙台市交通局が登録用フロッピーディスクへデータ変換作業を行った場合は更に 6.3 円を加算した額) × 敬老乗車証輸送実績割合

・輸送実績額とは、交通事業者が行った乗車証利用による輸送に係る大人普通旅客運賃の総額をいう。ただし、第二種敬老乗車証の輸送実績については、身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳(仙台市又は宮城県が発行したものであって、かつ写真添付のもの)を提示した場合は、大人普通旅客運賃を半額にする。

・第一種敬老乗車証輸送実績割合とは、第一種敬老乗車証による仙台市交通局の対象交通機関ごとの輸送実績額を、第一種敬老乗車証の全ての対象交通機関の輸送実績額の総額で除した割合(小数点第三位以下四捨五入)をいう。

・負担金に円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。

・負担金の区分ごとの支払方法は以下のとおりである。

負担金の区分	支払方法
1号負担金	4月、7月、10月及び1月に概算払いで前年度負担金実績総額を4で除した額を支払うものとし、四半期ごとの輸送実績により負担金額を算定し、当該四半期終了の日以降速やかに精算するものとする。 ただし、磁気不良等を理由にして乗車証の提示による輸送を行った場合の当該輸送実績に係る負担金については、4月1日から翌年3月31日までの輸送実績により負担金額を算定し、3月31日以降、仙台市交通局の請求によりこれを支払うものとする。
2号負担金	4月、7月、10月及び1月に概算払いで前年度負担金実績総額を4で除した額を支払うものとし、四半期ごとの輸送実績により負担金額を算定し、当該四半期終了の日以降速やかに精算するものとする。

3号負担金	四半期ごとの実績により負担金額を算定し、当該四半期終了の日以降、仙台市交通局の請求によりこれを支払うものとする。
4号負担金	当該年度の作製枚数の実績に応じ、仙台市交通局の請求後速やかにこれを支払うものとする。

イ. 宮城交通株式会社との協定書で定められている事項は以下のとおりである。

A. 宮城交通株式会社の業務について

- ・記載の宮城交通株式会社の通用区間において、乗車証の被交付者を輸送する。
- ・その他乗車証の被交付者に対する案内等を行う。

B. 仙台市が宮城交通株式会社に支払う負担金について

- ・上記宮城交通株式会社の業務のうち乗車証の被交付者の輸送に要する費用について、第一種敬老乗車証被交付者の輸送実績に応じた額(以下、「1号負担金」という。)を支払う。
- ・上記宮城交通株式会社の業務のうち乗車証の被交付者の輸送に要する費用について、第二種敬老乗車証被交付者の輸送実績に応じた額(以下、「2号負担金」という。)を支払う。
- ・上記宮城交通株式会社の業務のうち乗車証の被交付者の輸送に要する費用について、に記載の利用者負担額の収入に応じた額(以下、「3号負担金」という。)を支払う。
- ・負担金の区分ごとの対象交通機関の区分および負担金の算定方法は以下のとおりである。

負担金の区分		対象交通機関の区分
1号負担金	a	一般乗合旅客自動車
2号負担金	b	一般乗合旅客自動車
3号負担金	c	一般乗合旅客自動車

対象交通機関の区分	算定方法
a	第一種敬老乗車証の輸送実績額 × 負担率(0.57)
b	第二種敬老乗車証の輸送実績額
c	利用者負担額の総額 × 分配率(0.5) × 第一種敬老乗車証輸送実績割合

・輸送実績額とは、交通事業者が行った乗車証利用による輸送に係る大人普通旅客運賃の総額をいう。ただし、第二種敬老乗車証の輸送実績については、身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳(仙台市又は宮城県が発行したものであって、かつ写真添付のもの)を提示した場合は、大人普通旅客運賃を半額にする。

・第一種敬老乗車証輸送実績割合とは、第一種敬老乗車証による宮城交通株式会社の対象交通機関ごとの輸送実績額を、第一種敬老乗車証の全ての対象交通機関の輸送実績額の総額で除した割合(小数点第三位以下四捨五入)をいう。

・負担金に円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。

・負担金の区分ごとの支払方法は以下のとおりである。

負担金の区分	支払方法
--------	------

1号負担金	宮城交通株式会社は上記の算定方法で算出した毎月の負担金を翌月の10日までに仙台市に請求するものとする。仙台市は、宮城交通株式会社の請求により輸送を行った日の属する月の翌月までにこれを支払うものとする。 ただし、磁気不良等を理由にして乗車証の提示による輸送を行った場合の当該輸送実績に係る負担金については、4月1日から翌年3月31日までの輸送実績により負担金額を算定し、3月31日以降、宮城交通株式会社の請求によりこれを支払うものとする。
2号負担金	宮城交通株式会社は上記の算定方法で算出した毎月の負担金を翌月の10日までに仙台市に請求するものとする。仙台市は、宮城交通株式会社の請求により輸送を行った日の属する月の翌月までにこれを支払うものとする。
3号負担金	四半期ごとの実績により負担金額を算定し、当該四半期終了の日以降、宮城交通株式会社の請求によりこれを支払うものとする。

ウ. 資料の提示等について

仙台市は、乗車証の交付実績及び利用者負担金の収入状況並びに第一種敬老乗車証対象交通機関の仙台市交通局以外の利用等に関する資料を毎月遅滞なく仙台市交通局に報告する。また、仙台市交通局は敬老乗車証による輸送実績を遅滞なく仙台市に報告する。

また、宮城交通株式会社についても同様の協定を結んでいる。

エ. 調査等について

仙台市は、制度の適正な実施のために必要な場合には、仙台市交通局に電磁的記録を含む文書等の提出を求め、または実施状況について調査を行うことができる。

また、宮城交通株式会社についても同様の協定を結んでいる。

敬老乗車証の交付事務について

敬老乗車証の交付事務は以下のように行われる。

ア. 交付時期

- ・一斉交付の場合 毎年9月頃に交付
- ・転入者の場合 仙台市の住民基本台帳に記録された日以降
- ・70歳到達者の場合 誕生日の前日以降

イ. 交付場所

- ・一斉交付の場合 住所地の区役所・総合支所のほか区役所・総合支所ごとに定める出先機関
- ・一斉交付以外の場合 住所地の区役所・総合支所

ウ. 交付手続および再交付手続

各区役所では対象者が持参した敬老乗車証交付申込書と仙台市高齢企画課から受け取った敬老乗車証交付台帳を突合し敬老乗車証を交付する。その際、台帳に交付した乗車証の種類、交付日を記載する。交付申請時に敬老乗車証交付申込書を忘れた場合でも運転免許書等で本人確認をしたうえで台帳に記載があれば交付する。

紛失等による再交付は、第一種敬老乗車証についてのみ 1 回を限度に認められている。再交付の申請があった場合には敬老乗車証交付台帳で 1 回目であることを確認し、再発行履歴を記入してから暫定証を交付している。また、当初の敬老乗車証が発見された場合には本人の届け出により暫定証と引き換えに再発行履歴を二重線で抹消している。これによって、今後紛失した場合でも、改めて再発行を受けることができるようになっている。第二種敬老乗車証は使用限度額が定められた乗車証であるため再発行は認められていない。

(2)実施した監査手続

高齢企画課で制度の概要および詳細について質問するとともに各区役所で担当者に敬老乗車証の交付事務等について質問を行った。また、必要に応じて資料の閲覧を行った。

(3)実施した監査手続の結果

各区役所での発見事項

ア.再交付および交換時における受領確認について(指摘)

各区役所では敬老乗車証の紛失による再交付及び磁気不良による交換の申し込みを受けた場合には「第一種敬老乗車証 再交付申込書兼受領書」または「第一種敬老乗車証 交換申込書兼受領書」の受領確認欄に本人または代理人のサインまたは押印を得ることになっている。

各区において当該書類をサンプル抽出して閲覧したところ、青葉区、宮城野区、太白区ではごく一部の例外を除いて本人または代理人のサインまたは押印が得られていなかった。また、若林区においては抽出したすべてのサンプルに若林区障害高齢課による押印がされていた。

受領確認のサインまたは押印は再交付または交換の事実を仙台市と本人または代理人との間で相互に確認し、後日の紛争を防止するためのものであり、受領確認のサインまたは押印を得ることは非常に重要な手続である。

上記の各区においては受領確認のサインまたは押印をもれなく受領すべきである。

イ.委任状への本人署名について(指摘)

敬老乗車証の申し込みにあたり、代理人が申込を行う場合には仙台市所定の委任状に代理人の氏名、住所を記載の上、本人の署名、押印が必要とされている。

各区で委任状の記載状況をサンプルで閲覧したところ宮城野区において代理人の氏名、住所および押印はあるものの本人の署名がないものが 1 件発見された。

本人による署名は、本人以外の第三者が本人に無断で敬老乗車証を入手することを防止するためのものであり押印のみで足りるものではない。

宮城野区においてはもれなく本人の署名を得るべきであった。

ウ.重複交付について(指摘)

条例第 4 条では敬老乗車証の交付を受けようとする者は第一種敬老乗車証と第二種敬老乗車証のいずれかを選択することと定められている。また、各区役所では敬老乗車証の交付の都度、交付した乗車証の種類、発行日を台帳に記入することによって重複交付の防止を図っているとのことであった。そこで、各区において、当該台帳を閲覧したところ若林区において以

下の事項が発見された。

個人甲に対して平成 23 年 9 月 7 日に第一種敬老乗車証を交付し、平成 23 年 9 月 29 日に第二種敬老乗車証を交付していた。また、平成 24 年 2 月 28 日に第二種敬老乗車証の返還を受けていた。

また、個人乙に対して 9 月 7 日に第二種敬老乗車証を交付し、9 月 12 日にも第二種敬老乗車証を交付した。返還日時は不明である。

区役所担当者の説明によれば、個人甲に関しては本人からの返還まで時間を要したが返還された第二種敬老乗車証を確認したところ使用された実績はなかったとのことであった。また、個人乙に関しても台帳に返還されたとの記載はないが間違いなく返還されているとのことであった。しかし、返還にかかる届出書がなく、また、返還された乗車証の現物も残されていないことから区役所担当者の回答を確かめることはできなかった。

重複交付の原因は、敬老乗車証の交付は台帳上の交付履歴を確認して行うこととなっているが、一斉交付期間中の交付件数の多い時期には、台帳への記載が適時に行われていなかったことから、交付済みにも関わらず台帳での交付記録がないことから再度交付してしまうケースが生じたとのことである。これら重複交付の事実は、後日、台帳を整理する過程で判明している。

若林区においては、申込書や返還届等の書類を確実に受領・保管し、重複交付が起きないよう交付実績を台帳で適時に管理すべきであった。

エ. 敬老乗車証の保管場所について(意見)

各区役所において敬老乗車証の保管場所について質問、視察したところ、宮城野区と太白区では外部者は入室できないが職員であれば入室可能な倉庫に、段ボールに入れて一目で敬老乗車証が入っていることが分かる状態で保管していた。区役所担当者によれば、区役所が手狭であり物理的な制約があることと、外部者による盗難が防止できれば問題ないと考えているとのことであった。しかし、有効期間内の敬老乗車証は有価物であり、誰にも気づかれることなく倉庫から持ち出すことができれば自己の利益のために使用することができるため、区役所の職員であっても盗難の誘因がないとは言えない。

したがって、今後は少なくとも業務上関係ある職員以外が開けることができないキャビネットなどを用意して保管すべきである。

また、平成 24 年度から始まった新しい制度のもとでは、敬老乗車証は第一種、第二種の区別がなくなり、一人 24 枚まで敬老乗車証の交付を受けられるようになったことから各区役所が管理すべき敬老乗車証の枚数は大幅に増加することが見込まれる。他の区役所でも今後同様の状況にならないように留意すべきである。

オ. 残高枚数管理について(意見)

各区役所で敬老乗車証の残高管理の状況について確認したところ、以下のような状況であった。

・各区共通

第一種敬老乗車証の残高管理は一斉交付期間から翌年 9 月まで行っていない。これは、敬

老乗車証は1箱に1,000枚入った状態で高齢企画課から受領するところ、第一種敬老乗車証は交付対象者の氏名が印刷された乗車証であり、残高枚数を確認するには日々全ての乗車証を確認する必要があるため実務上不可能ということであった。

・青葉区、太白区

一斉交付期間を含めて、第二種敬老乗車証については、残高枚数の管理を行っていた。

・宮城野区、泉区

第二種敬老乗車証は、一斉交付期間は残高枚数の管理を行っていない。これは、一斉交付期間は業務が忙しく乗車証の残高枚数の管理のための時間が確保できないためとのことであった。一斉交付期間後は日々残高を合わせているとのことであった。

・若林区

一斉交付期間以降、第二種敬老乗車証の残高枚数の確認を行っていないとのことであった。

第一種敬老乗車証の残高管理が困難であることは理解できるが、第一種敬老乗車証は利用期間内であれば無制限に利用できる乗車証であり、その残高枚数の管理は特に慎重に行われるべきものであり、毎週1回など定期的に残高枚数の確認を行うべきであった。

また、第二種敬老乗車証は利用額に上限があるとはいえ、1枚当たり5,000円分の利用が可能であり、一斉交付期間中も第一種敬老乗車証と同様に定期的な残高枚数の確認を行うべきであった。

エ.に記載のとおり、職員が自由に立入ることのできる場所に保管されている場合には、残高確認は特に重要な管理手続きである。

仙台市は平成24年度から敬老乗車証制度を変更し、敬老乗車証を1枚5,000円まで利用できる乗車証に統一している。これにより、第一種敬老乗車証に係る残高枚数の確認は不要になるが、従来の第二種敬老乗車証に相当する乗車証の残高枚数の確認は依然として必要である。特に、新制度のもとでは取り扱われる乗車証の枚数は従来の制度よりも大幅に増加するため、残高枚数の確認を一斉交付期間中から適時に行う方法を各区で情報交換しながら確立し、実行していく必要がある。

敬老乗車証作製費用について(意見)

仙台市は交通事業者との協定書において、敬老乗車証の作製に係る費用のうち交通事業者に支払う負担金を以下のように定めている。

負担金額 = 乗車証作成枚数 × 6.3円 (ただし、仙台市交通局が登録用フロッピーディスクへデータ変換作業を行った場合は更に6.3円を加算した額) × 敬老乗車証輸送実績割合
--

高齢企画課の担当者に1枚当たりの作製単価が6.3円であることの根拠を質問したところ、平成14年度に決まって以来見直しておらず、また、その当時の算定根拠は現時点では不明とのことであった。また、登録用フロッピーディスクへのデータ変換作業の単価6.3円の根拠に

についても同様であった。

平成 14 年度と平成 23 年度では仙台市交通局のコスト構造も変化していることが考えられ、単に過去の単価を引き継ぐことは望ましくない。今後、仙台市交通局と協議のうえ算定根拠を明確にすべきである。

3. 社団法人仙台市シルバー人材センターについて

(1) 概要

社団法人仙台市シルバー人材センター(以下、「市シルバー人材センター」という。)は、市からシルバー人材センター運営費補助金の交付を受けている市の外郭団体である。市における外郭団体の定義は、市が当該団体の基本財産等の4分の1以上の出資又は出捐を行っている団体、または、市の事務事業との密接な関連性から、その設立に市が主体的に関与し、かつ市が当該団体の運営に相当程度関わっていると認められる団体のいずれかに該当する団体である。なお、市シルバー人材センターは平成24年4月1日付で公益社団法人となっている。

原則として仙台市に居住する健康で働く意欲を持っている満60歳以上の者が会員として登録し、企業、家庭、公官庁などから高齢者に適した仕事を市シルバー人材センターが受注し、会員に提供する。発注者から市シルバー人材センターへ契約金が支払われ、会員は実績に応じて市シルバー人材センターから配分金を受け取る。

本部は仙台市青葉区花京院一丁目にあり、北部支部は仙台市泉区中央二丁目にある。

なお、「シルバー人材センター」とは、高年齢者就業機会確保事業実施要領(平成12年6月12日付労働省発職第124-2号労働事務次官通知)に基づいた事業を実施することを目的として設立された団体をいう。

事業内容

臨時的かつ短期的な就業機会の開拓および提供や、簡易な仕事に関する知識・技術の付与を目的とした講習会を実施している。

主な受託事業は以下のとおりである。

	職務内容
専門技術	家庭教師、各種講座等の講師
	編集、レタリング、テープ起こし
	経理事務、記帳、決算等
	ボイラー管理、調理師、電気設備点検
技能	家屋等の大工、修理、建具の修理、ふすま張り、障子張り、網戸張り、植木剪定、縫製等
事務処理	毛筆硬筆筆耕(宛名書き、賞状全文書き、賞状名前入れ、表札、浄書、リボン、標語、演題、次第、委嘱状書き等)
	一般事務、転記事務、受付事務、書類整理、タックシール貼り、封入作業等
	調査事務(事業所統計調査、アンケート調査、通行量調査など)、集計事務、統計事務等
施設管理	庁舎管理、駐車場管理、公園管理、ビル管理、団地管理、校舎管理業務、会館受付、プール受付、計器監視、自転車置き場管理、スポーツ施設管理等
	物品管理(商品入出荷、在庫管理、資材管理、工具管理等)
渉外	店番、店員、販売員、集金、パンフレット配布、検針等
一般作業	屋外作業
軽作業	清掃(公園、団地、墓地、工場、校庭)、草刈、除草、ガラス拭き、洗車、荷造り、整地、現場片付

	け、ピラ配り、引越手伝い、グラウンド整備、植木水遣り、荷物運搬、資材置場整理等
	屋内作業 清掃(庁舎内、校舎内、浴室、ビル内、ワックス塗布等の清掃)、倉庫内軽作業、容器洗浄、商品整理、下足管理、皿洗い、料理盛り付け、給食作業、食品加工作業、封筒入れ、印刷補助、荷造り、袋詰め、袋貼り、包装、部品検査、値札付け、ラベル貼り、防災設備点検、ガラス拭き等
サービス	家事援助(買い物、清掃、食事の支度、洗濯等)、老人の話し相手、子守、観光案内
	検診受付、広報紙配布、遺跡発掘、広報板見回り、住居表示板取り付け、広報ポスター貼り等

(出典:市シルバー人材センターのホームページを加工)

組織体制

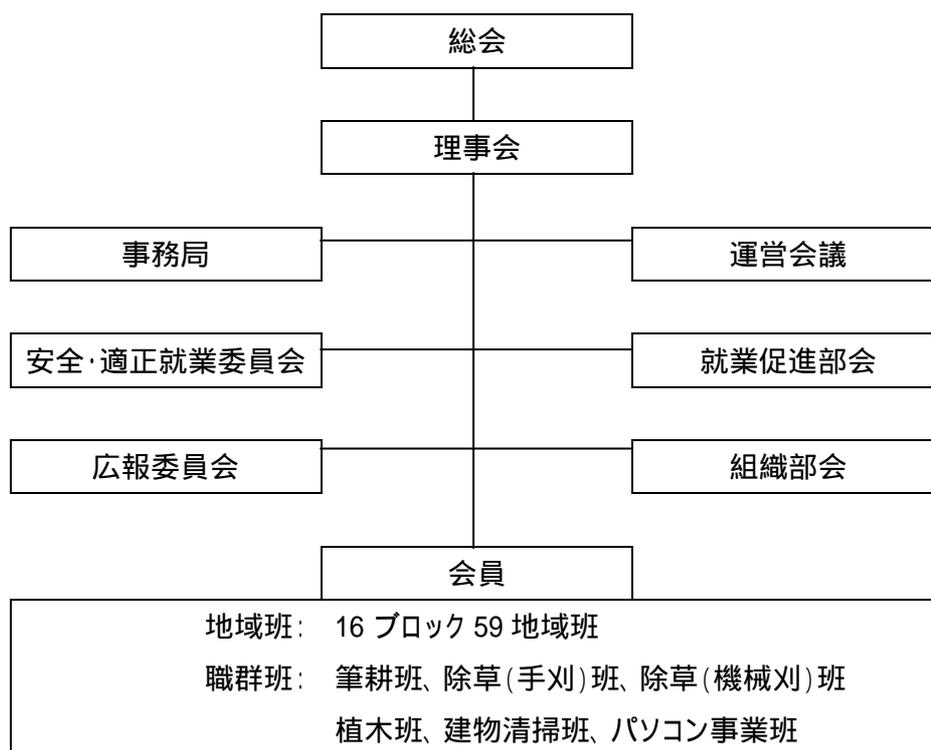
ア. 役員及び職員数(平成 23 年 7 月 1 日現在)

理事 16 名(会員 13 名、会員外 3 名)うち市職員は 1 名、市職員 OB は 2 名

監事 2 名(会員 1 名、会員外 1 名)うち市職員および市職員 OB はなし

職員 20 名(うち嘱託職員 2 名、臨時職員 9 名)うち市職員はなし、市職員 OB は 2 名

イ. 組織図



ウ. 会員の状況

A. 男女別会員状況

	平均年齢(歳)	最高年齢(歳)	就業実人員(人) (A)	会員数(人) (B)	就業率(%) (A/B)
男	70.1	93	1,341	1,789	75.0
女	69.3	87	558	657	84.9
計	69.9	93	1,899	2,446	77.6

(出典:市シルバー人材センター平成24年度通常総会議案書)

B. 年齢別会員数及び就業状況

		65歳 未満	65歳～ 69歳	70歳～ 74歳	75歳～ 79歳	80歳 以上	合計
男	会員数(人)	269	672	569	211	68	1,789
	就業数(人)	195	531	428	149	38	1,341
	就業率(%)	72.5	79.0	75.2	70.6	55.9	75.0
女	会員数(人)	138	249	194	65	11	657
	就業数(人)	120	221	162	50	5	558
	就業率(%)	87.0	88.8	83.5	76.9	45.5	84.9
計	会員数(人)	407	921	763	276	79	2,446
	就業数(人)	315	752	590	199	43	1,899
	就業率(%)	77.4	81.7	77.3	72.1	54.4	77.6

(出典:市シルバー人材センター平成24年度通常総会議案書より作成)

C. 在会期間別会員数

(単位:人)

	1年 未満	1～2年 未満	2～4年 未満	4～6年 未満	6～8年 未満	8～10年 未満	10年 以上	計
男	240	252	418	261	241	167	210	1,789
女	116	97	163	71	70	34	106	657
計	356	349	581	332	311	201	316	2,446

(出典:市シルバー人材センター平成24年度通常総会議案書)

D. 職群別登録会員数

(単位:人)

	技術群	技能群	事務 整理群	管理群	折衝 外交群	一般 作業群	サービス群	合計
男	372	270	158	443	93	432	21	1,789
女	30	16	91	10	48	301	161	657
計	402	286	249	453	141	733	182	2,446

(出典:市シルバー人材センター平成24年度通常総会議案書)

E. 事業実績

A. 公民別就業実績

		公共団体	民間企業	一般家庭	独自事業	合計
契約件数(件)		331	2,317	4,680	57	7,385
就業延実人員(人)		1,278	16,683	11,452	501	29,914
就業延日人員(人・日)		8,274	161,470	17,555	2,996	190,295
契約金額 (千円)	配分金	37,917	652,549	103,437	2,910	796,814
	材料費等	1,147	2,096	8,679	1,535	13,459
	事務費	3,374	48,792	7,309	184	59,660
	合計	42,439	703,437	119,426	4,630	869,934
	構成比(%)	4.9	80.9	13.7	0.5	100

なお、公社・公団等との契約金額29,254千円は、民間企業に含まれている。また、金額は千円未満の端数を切り捨てて表示している。

(出典:市シルバー人材センター平成24年度通常総会議案書)

B. 職群別就業実績

	契約 件数(件)	就業延実 人員(人)	就業延日 人員 (人・日)	契約金額(千円)			
				配分金	材料費等	事務費	計
技術群	103	1,676	24,094	121,494	92	9,234	130,821
技能群	2,471	6,083	10,956	63,899	8,940	4,452	77,292
事務群	1,331	2,437	7,647	35,141	167	2,654	37,963
管理群	165	2,501	29,119	123,603	65	9,694	133,364
折衝外交群	48	505	6,372	28,104	611	2,223	30,939
一般作業群	2,942	15,089	101,932	389,846	3,297	28,808	421,953
サービス群	324	1,621	10,173	34,716	283	2,591	37,591
その他	1	2	2	8	-	0	8

計	7,385	29,914	190,295	796,814	13,459	59,660	869,934
---	-------	--------	---------	---------	--------	--------	---------

金額は千円未満の端数を切り捨てて表示している。

(出典:市シルバー人材センター平成24年度通常総会議案書)

平成23年度一般会計決算

市シルバー人材センター正味財産増減計算書(経常増減の部要約)は以下のとおりである。

(経常収益)		(単位:千円)	(経常費用)		(単位:千円)
項目	平成23年度		項目	平成23年度	
受託事業収益	869,934		受託事業費	805,848	
受取補助金等	82,926		就業開拓提供費	35,249	
受取会費	2,744		その他事業費	8,880	
その他	2,441		人件費	70,129	
経常収益計(A)	958,045		一般管理費	16,882	
			その他管理費	4,837	
			経常費用計(B)	941,828	
			当期経常増減額(A-B)	16,217	

金額は千円未満の端数を切り捨てて表示している。

(出典:市シルバー人材センター正味財産増減計算書を要約)

仙台市との受託契約について

平成23年度における市との主な受託契約は以下のとおりである。

契約担当部局・団体	契約内容	契約金額(千円)
環境局 ごみ減量推進課	葛岡・今泉リサイクルプラザの受付・案内・補修作業等	11,214
教育局 学校施設課	商業高校施設管理、毛筆賞状全文書き、チラシ配布	6,499
総務企画局 厚生課	職員寮管理および清掃、職員寮駐車場除草	5,516
教育局 幼稚園、小学校、中学校、 高等学校	卒園証書、卒業証書	3,557
教育局 文化財課	仙台城本丸跡ガイダンス施設管理、市指定史跡清掃	2,132
震災復興本部 震災復興室	応急仮設住宅入居者現況調査、宛名シール貼り、封筒のりづけ、電話対応業務	1,733
市民局 文化振興課	晩翠草堂受付、清掃、修繕仕事	1,080
子供未来局	七北田・蒲町・八木山保育所送迎用車両案内業務、賞	1,012

保育課	状筆耕	
	その他	3,837
	合 計	36,584

(出典:市シルバー人材センター資料より作成)

市シルバー人材センター事業費補助金について

市から市シルバー人材センターに対して交付されている補助金は、仙台市シルバー人材センター事業費補助金という名称で、仙台市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱(平成 10 年4月1日健康福祉局長決裁)(以下、「補助金交付要綱」という。)がその根拠となっている。当該補助金は、予算の範囲内において、市の区域内に事務所を有するシルバー人材センターで地域社会に密着した臨時的かつ定期的な仕事に就くことを希望する高年齢者に対して就業機会を提供する事業(以下、補助事業という)を実施する者に対して交付されることになっている。また、その額は、市シルバー人材センターの補助事業に要する経費のうち、市長が必要と認めた額とされる。なお、市から市シルバー人材センターに対して、平成 23 年度は 60,518 千円の補助金が交付されている。

ア. 補助金交付手続

A. 補助金の交付申請

補助金交付要綱によると、シルバー人材センターは、補助金の交付を受けようとするときは、「シルバー人材センター事業費補助金交付申請書」に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならないことになっている。

B. 補助金の交付決定

補助金交付要綱によると、市長は、シルバー人材センターから補助金の交付の申請があった場合、その内容を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めるときは、「シルバー人材センター事業費補助金交付決定通知書」により、その旨及び概算払いにより交付される補助金の額並びにこれに附した条件を当該申請をしたシルバー人材センターに通知するものとしてされている。

C. 補助金の交付

補助金交付要綱によると、市長は、補助金交付決定通知を受けた補助団体から補助金交付の請求を受けたときは、当該補助団体に対し、概算払いにより補助金を交付することになっている。

D. 実績報告

補助金交付要綱によると、補助団体は、補助事業を完了したときは、速やかにシルバー人材センター事業費補助金事業実績報告書(以下、「実績報告書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならないことになっている。

E. 補助金の精算

補助金交付要綱によると、市長は、実績報告書の提出があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額(以下、確定額という)をシルバー人材センター事業費補助金確定通知書により当該補助団体に通知することになっている。

F. 書類等の整備

補助金交付要綱によると、補助金の交付を受けた補助団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了後5年間整理保存しなければならないことになっている。

外郭団体に対する経営評価について

ア. 概要

市では、平成13年度に「仙台市外郭団体経営評価マニュアル」を策定し、外郭団体指導指針に基づき、市外郭団体の経営、事業運営等の状況を的確かつ定期的に把握し、もって市外郭団体に対する適切な指導、調整や、財政的関与、事業委託等に関する見直し検討等、団体の経営改善及び経営健全化に資することを目的として、市の外郭団体の財務状況や経営改善状況を踏まえた経営評価を毎年度実施し、市民に公表している。

さらに、第三セクター等いわゆる外郭団体の経営破綻により、地方公共団体本体が財政再建団体に指定される例が生じたことから、総務省は、平成20年度及び平成21年度において第三セクター等の経営状況を客観的に把握し、経営が著しく悪化している場合は、抜本的な経営改善策、場合によっては破綻処理を講じるよう地方公共団体宛に通知している。この中で、公認会計士等外部の専門家を活用した経営検討委員会を設置し、経営が著しく悪化しているおそれのある団体の経営評価や経営改善策の策定を行うこととされているが、仙台市においては、国の通知を一步進めて、経営が著しく悪化しているかどうか自体も含めて外部委員の判断によることとし、平成21年度に仙台市外郭団体経営検討委員会(以下、「経営検討委員会」という。)を設置している。なお、経営検討委員会は一時的なものではなく、毎年度決算において評価をしていくものと位置付けられている。

イ. 経営検討委員会の付議要件

	付議要件
1	経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定すると債務超過になること
2	債務超過にある団体であること
3	当期経常増減額がマイナスであり、当該当期経常増減額の絶対値から減価償却費及び引当金を引いたものの5倍の額が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること
4	累積欠損金2億5千万円以上、かつ、資本金の概ね50%以上であること
5	直近3年度全てにおいて経常損失が生じており、かつ、経営の改善傾向が見られないこと

ウ. 市シルバー人材センターの経営評価

市シルバー人材センターは、平成21年度に付議要件3、平成22年度に付議要件1に該当

したため経営検討委員会に付議されているが、評価結果は「著しく経営状況が悪化しているとまではいえないが、経営状況の推移に注意が必要な団体」となっていた。平成 23 年度は主として人件費の抑制により経常増減額がプラスとなった影響で付議要件に該当しなくなったため、経営検討委員会への付議は行われていない。

(2)実施した監査手続

市シルバー人材センターに対して以下の監査手続を実施した。

理事会議事録の閲覧

現金および預金管理方法の検証

現金実査(平成 24 年 9 月 26 日残高)

財産目録(平成 24 年 3 月 31 日)における預金科目残高と通帳又は残高証明書との一致確認

書類等の保存状況の確認

市からの補助金対象となる人件費および企画提案事業費の検証

補助金交付手続が補助金交付要綱に準拠しているかの確認

(3)実施した監査手続の結果

事業費補助金の精算について(指摘)

補助金交付要綱第 4 条によれば、市は市シルバー人材センターの補助事業に要する経費のうち、市長が必要と認めた額を補助金として交付することになっており、市シルバー人材センターでは、主としてその運営に係る人件費について補助金の交付を受けている。平成 23 年度は理事、監事および職員のうち 12 名および臨時職員 3 名分の人件費を補助事業に要する経費として市に実績報告し、概算交付額との差額を精算している。

市シルバー人材センターが当該人件費を給与規程に基づいて正しく計算し実績報告しているかを検証したところ、以下の人件費項目について誤った実績報告が行われていたことが判明した。

(単位:円)

項目	誤った実績報告額	あるべき実績報告額	差額(-)
退職金掛金	4,047,070	4,046,770	300
法定福利費	9,919,691	9,919,656	35

これらの差額は少額ではあるが、事業費補助金が誤って交付されたことになるため、速やかに差額の精算を行うべきである。

また、市シルバー人材センター担当者に上記事項の原因について質問したところ、実績報告のために作成した基礎資料から実績報告書への転記の際に起きた単純な転記ミスと考えられるとのことであった。市シルバー人材センターでは、実績報告を行う場合には担当者が作成した基礎資料及び実績報告書を上席者がチェックする体制をとっているとのことであるが、実際にこのようなミスが起きている以上は現状のチェック体制では不十分と言わざるを得ず、具体的なチェック手順を確立する等、同様のミスが生じないような工夫を行うことが必要である。

銀行印の管理について(意見)

市シルバー人材センター本部の現金および預金管理の状況について本部担当者に質問し実地確認したところ、銀行印が業務時間内は施錠されていない収納箱に入れられたまま総務課共有の机の上に置いてあることが判明した。担当者によると業務の効率性を重視しているための対応ということであったが、これは常に施錠された場所に保管される状態に比して預金等の横領されるリスクが高い状態にあるといわざるを得ない。したがって、業務時間内であっても、銀行印は常に施錠された場所に保管し、必要の都度、保管責任者の承認を得て使用する必要があると考える。

補助対象経費について(意見)

補助金交付要綱には補助対象経費の記載がない。市の平成 23 年度の市シルバー人材センターに対する補助金は人件費および企画提案事業費が対象となっているが、補助対象経費が記載されていないため、市シルバー人材センターから補助金の交付の申請がなされる際に、市が申請内容を審議するための基準がない状況となっている。したがって、仙台市は補助金交付要綱の補助対象経費を明確に記載する必要があると考える。

4. 財団法人仙台市健康福祉事業団について

(1)概要

設立概要

財団法人仙台市健康福祉事業団(以下、「事業団」という。)は仙台市民一人ひとりが心豊かに健康で共に生きる社会(豊齢化社会)の実現に向けた生きがい・健康づくりの支援、介護知識の普及等を行い、もって市民福祉の向上を図ることを目的として平成3年3月に設立された。

設立者 仙台市

設立年月日 平成3年3月28日

基本財産 200,000千円

具体的には以下の事業を行うことを目的としている。

- ・市民の健康福祉意識の醸成及び啓発
- ・市民の生きがい及び健康づくりの支援
- ・高齢者等の介護に関する研修、相談及び情報提供
- ・仙台市等から委託を受けて行う要介護認定等に係る認定調査
- ・仙台市から委託を受けて行う「仙台市健康増進センター」の各種事業
- ・仙台市からの指定を受けて行う「仙台市シルバーセンター」の管理運営
- ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

管理施設等の概要

ア. 仙台市シルバーセンター

高齢化社会の進展に伴い、多様化し、高度化する福祉サービスへの需要に対応して、市民一人一人が心豊かに健康で共に生きる社会の実現を図るために設置された施設である。

イ. 仙台市健康増進センター

仙台市健康増進センターは、市民に健康増進の場を提供するとともに、健康増進に関する研究、指導、啓発等の事業を行うことにより、市民の積極的な健康増進の活動に資するために設置された施設である。

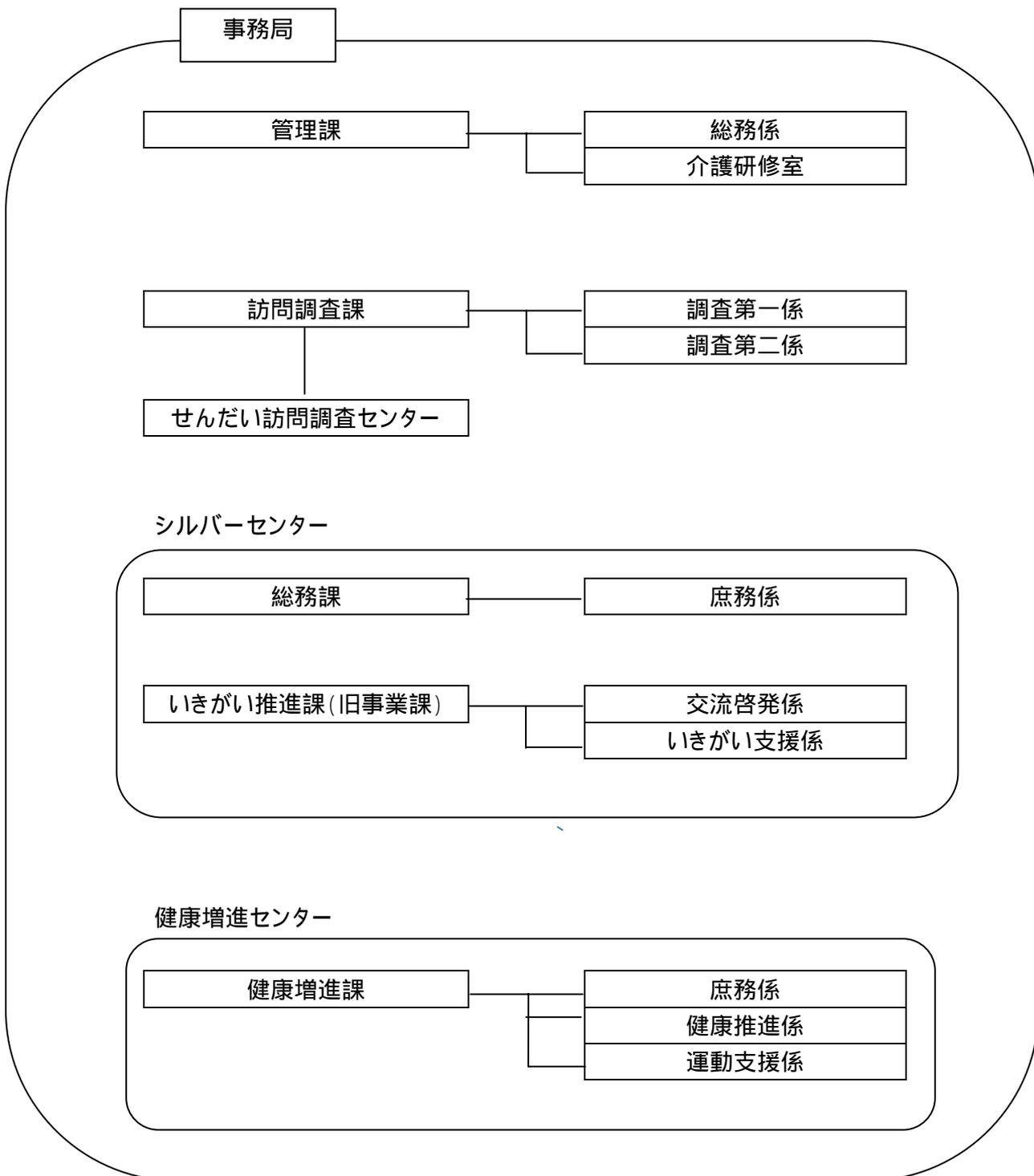
ウ. せんだい訪問調査センター

せんだい訪問調査センターは、要介護認定・介護扶助決定・障害程度区分認定のための訪問調査業務を行う事業所である。

(2)組織図

理事会

評議員会



(3)事業内容

概要に記載した事業団の行うべき事業の具体的な内容は以下のとおりである。

シルバーセンターの事業

ア. 市民健康福祉意識醸成啓発事業

・生きがい・健康づくり普及啓発事業

イ. いきがい・健康づくり事業

・シニア社会参加促進事業の実施

・シルバー創作展の開催

・ミドルライフセミナーの開催

ウ. せんだい豊齢学園事業

エ. いきがい・健康づくり受託事業

・第24回全国健康福祉祭くまもと大会仙台市選手団派遣事業

・仙台市ボランティア団体等先導的事業助成(ふれあいデイホーム)受付審査等業務

・仙台介護予防イベントの開催

オ. 仙台市シルバーセンター管理運営事業

・施設の管理運営事業の実施

・総合相談センター事業の実施

介護研修事業

ア. 介護研修管理運営事業

・市民対象研修

・福祉用具展示事業

・相談事業

・情報提供事業

・普及啓発事業

イ. 介護研修受託事業

・介護職員対象研修

・認知症サポーター養成講座事務局運營業務

ウ. 人材育成研修事業

・自主企画事業

・他機関受託事業

健康増進センターの事業

ア. いきがい・健康づくり事業

イ. 健康づくり推進事業

ウ. 特定保健指導事業

エ. 豊齢化社会推進受託事業

・介護予防自主グループ支援事業

・介護予防プログラム強化事業

オ. 仙台市健康増進センター各種受託事業

・施設の管理運営事業の実施

- ・生活習慣病予防事業
- ・障害者健康増進事業
- ・健康づくり連携事業
- ・被災地域健康づくり支援事業
 - 要介護認定における訪問調査受託事業
 - 障害程度区分認定における訪問調査受託事業

(4)事業目的推進のために設置された委員会

名称	所管事項	設置要綱	委員定数	任期
仙台市健康増進センター健康増進事業専門委員会	仙台市健康増進センターの事業の科学的な検討を行う	仙台市健康増進センター健康増進事業専門委員会設置要綱	15人以内	2年
せんだい豊齢学園事業運営委員会	せんだい豊齢学園の基本的事項について審議し、事業の円滑な運営を図る	せんだい豊齢学園事業運営委員会設置要綱	10人以内	2年
仙台市介護実習・福祉用具普及事業運営委員会	介護研修室における介護実習普及事業並びに福祉用具普及事業の円滑な推進に関し審議する	仙台市介護実習・福祉用具普及事業運営委員会設置要綱	13人以内	2年

(5)関係法令

- ・財団法人仙台市健康福祉事業団寄附行為
- ・仙台市シルバーセンター条例
- ・仙台市健康増進センター条例
- ・仙台市健康増進センター健康増進事業専門委員会設置要綱
- ・せんだい豊齢学園事業運営委員会設置要綱
- ・仙台市介護実習・福祉用具普及事業運営委員会設置要綱

(6)財務内容

貸借対照表(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位 千円)

借方		貸方	
現金預金	177,644	未払金	167,101
未収金	658	その他流動負債	43,469
流動資産合計	178,302	流動負債計	210,570
基本財産	200,000	退職給付引当金	261,263
特定資産	324,672	固定負債合計	261,263
その他固定資産	1,236	指定正味財産	200,000
固定資産合計	525,908	一般正味財産	32,377
資産合計	704,211	正味財産合計	232,377
		負債及び正味財産合計	704,211

正味財産増減計算書総括表(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位:千円)

一般正味財産増減の部			
借方		貸方	
基本財産運用益	1,606	事業費	153,848
特定資産運用益	601	受託事業費	498,112
事業収益	19,822	管理運営事業費	211,794
受取補助金等	888,362	管理運営費	59,077
雑収益	433	経常費用計	922,833
経常収益計	910,827	当期経常増減額	12,006
経常外収益	-	経常外費用	-
		当期経常外増減額	-
		当期正味財産増減額	12,006

指定正味財産増減の部			
借方		貸方	
基本財産運用益	1,606	一般正味財産への振替額	1,606
		当期正味財産増減額	-

(7) 仙台市健康福祉事業団運営費補助金について

補助金の趣旨及び対象経費

仙台市は、豊齢化社会の推進及び高齢者の福祉の増進を図るため、仙台市健康福祉事業団運営費補助金(以下、「運営費補助金」という。)交付要綱に基づき、事業団の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付している。また、補助対象経費は以下のように定められている。

ア. 管理部門の事務経費の内、別表 1 に掲げるもの

イ. 管理部門の人件費の内、別表 2 に掲げるもの

別表 1

区分	補助対象経費
事務局管理部門	事務局管理課総務係に係る会議費、交際費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品、図書購入費、修繕費、印刷製本費、燃料費、賃借料、諸謝金、保険料、租税公課費、負担金、委託費、手数料、その他事務処理に必要な事務経費

別表 2

区分	補助対象経費
事務局管理部門	理事長、専務理事、常務理事、事務局長、事務局次長、事務局管理課長、事務局管理課総務係に所属する職員の給与、手当、社会保険料、健康診断料、被服購入費、退職給与引当金、臨時雇用職員賃金

* 上記区分において、兼務の職にある者については、主たる所属における区分とする。

補助金交付手続

ア. 補助金の交付の申請

運営費補助金交付申請書に次の書類を添えて毎年 4 月 1 日までに市長に提出して行うものとする。

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・補助金申請内訳書

イ. 補助金の交付決定

市長は、上記申請書の受領後 10 日以内に当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、この通知は、「運営費補助金交付決定書」によって行うものとする。

ウ. 補助金の交付

事業団は市長からの交付決定通知を受けた場合、7 日以内に補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

エ. 実績報告

事業団は、補助事業の成果を記載した仙台市健康福祉事業団運営費補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業完了の日から 40 日を経過した日までに行わなければならない。

- ・事業結果報告書
- ・収支計算書又は収支を証する書類
- ・対象経費支出内訳書

オ. 補助金の確定・精算

市長は、エの規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助事業の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書を送付することとなっている。また、市長はすでに交付した補助金が確定した交付金を超過している場合には、期限を定めて返還を命じることとなっている。

(8) 仙台市健康福祉事業団自主事業補助金について

補助金の趣旨及び対象経費

仙台市は、高齢者の生きがい支援と健康づくりを目的として、生涯学習や創作活動発表の場の提供、情報誌作成、社会貢献活動支援及び高齢期の生活に円滑に移行するための意識啓発、その他高齢者の生きがい・健康づくりを支援する事業に要する経費に対し、仙台市健康福祉事業団自主事業補助金(以下、「自主事業補助金」という。)交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付している。また、補助対象経費は以下のように定められている。

ア. 事業費 事業の実施にあたり直接的に必要となる経費のうち、別表1に掲げる経費

イ. 事業運営費 事業の実施にあたり間接的に必要となる経費のうち、別表2に掲げる経費

別表1(第5条第1号関係)

補助対象経費
会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、図書購入費、印刷製本費、賃借料、諸謝金、租税公課、委託費、手数料、その他事務処理に必要な事務経費

別表2(第5条第2号関係)

補助対象経費
シルバーセンター事業課に所属する職員の給与、手当、社会保険料、健康診断料、被服購入費、退職給与引当金、臨時雇用職員賃金、手数料

補助金交付手続

ア. 補助金の交付の申請

自主事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて毎年4月1日までに市長に提出して行うものとする。

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・補助金申請内訳書

イ. 補助金の交付決定

市長は、申請が到達してから10日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、仙台市補助金等交付規則(以下、「規則」という。)第6条の規定による決定の通知は、自主事業補助金交付決定書(様式第2号)により行うものとする。

ウ. 補助金の交付

- ・市長は、補助金を規則第15条ただし書きの規定による概算払により交付するものとする。
- ・補助事業者は、イに規定する補助金の交付決定の通知を受けた場合、補助金交付請求書(様式第9号)を7日以内に市長に提出しなければならない。

エ. 実績報告

規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した自主事業補助金事業実績報告書(様式第7号)に次の書類を添えて、事業完了の日から40日を経過した日までに行わなければならない。

- ・事業結果報告書
- ・収支計算書
- ・対象経費支出内訳書

オ. 補助金の確定・精算

市長は、エの規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、自主事業補助金確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(9)実施した監査手続

評議員会および理事会議事録の閲覧

現金および預金管理方法の検証

財産目録(平成24年3月31日)における預金科目残高と残高証明書との一致確認

財産目録(平成24年3月31日)における投資有価証券科目残高と残高証明書および時価情報との一致確認

書類等の保存状況の確認

「運営費補助金」および「自主事業補助金」の交付手続の適切性の検証

(10)実施した監査手続の結果

自主事業と指定管理事業の経費区分の明確化について(意見)

自主事業補助金交付要綱では補助対象経費として、上記別表1および別表2に該当する項目を定めている。事業団が交付申請した経費の内容を検証した結果、シルバーセンターの業務である相談業務に従事している嘱託職員3名に係る人件費・福利厚生費 6,908,289 円を自主事業補助金の補助対象経費としていることが判明した。当該相談業務は、事業団が指定管理者としてその管理運営を行っているシルバーセンターの業務であり、事業団の自主事業ではないため、自主事業補助金の補助対象経費には該当しない。

経緯について確認したところ、この相談業務に従事する嘱託職員は指定管理料の支払が始まった平成 16 年度から平成 22 年度までは事業課(現いきがい推進課)に所属し相談業務に従事していた。この嘱託職員以外の事業課の職員は事業団の自主事業に従事しておりその人件費は自主事業補助金の対象経費となっていたことから同じ課に所属しているこの嘱託職員が指定管理業務である相談業務に携わっていたにも関わらずその人件費を指定管理料ではなく自主事業補助金の対象経費に含めていたとのことであった。

また、平成 23 年度から組織変更により、相談業務の所管が事業課から総務課に変更になったことに伴い、この嘱託職員も総務課に異動したにもかかわらず、その人件費を従前と同様に自主事業補助金の対象経費に含めていた。

一方、シルバーセンターの管理運営業務には相談センターの事業の実施が含まれていたものの、その実施に要する人件費等は上記自主事業補助金の対象経費としていたことから、指定管理業務の経費には含めていなかった。

今後は自主事業と指定管理事業の経費区分を明確にし、補助金及び指定管理料の算定基礎となる経費を適正に把握する必要がある。

5. 高齢者福祉施設に係る指定管理者制度について

(1) 指定管理者制度の概要について

指定管理者制度とは

公の施設の管理を、市議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体(指定管理者)に委ねることができる制度である。

この制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上や管理の効率化等を図ることを目的としており、地方自治法の一部改正により平成 15 年 9 月から施行されている。

仙台市の高齢者福祉施設における指定管理者制度の導入

仙台市の高齢者福祉施設においては、老人福祉センター、デイサービスセンターおよび仙台市シルバーセンターの運営について指定管理者制度の対象としている。

現在 8 館ある老人福祉センターおよび現在 4 館あるデイサービスセンターについては、平成 15 年度までは(社福)仙台市社会福祉協議会または(社福)仙台市社会事業協会に委託していたが、平成 16 年度より指定管理者制度を導入している。仙台市シルバーセンターについては、平成 15 年度までは(財)仙台市健康福祉事業団に委託していたが、平成 16 年度より指定管理者制度を導入している。

老人福祉センターは老人福祉法第 15 条に定める福祉施設として、老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした施設である。

デイサービスセンターは老人福祉法第 34 条及び第 15 条第 1 項の規定に基づき、在宅の虚弱老人等を通所させて便宜を供与することにより、老人福祉の向上を図ることを目的とした施設である。

仙台市シルバーセンターは仙台市シルバーセンター条例に定める施設として、交流ホール、研修室、プールや福祉用具展示室などがあり、中高年対象講座・教室の開催、介護研修、福祉用具の普及、高齢の方やその家族の相談、情報提供を行うことを目的とした施設である。

・指定管理者制度導入施設の状況

施設名	指定管理者	指定管理期間	指定管理者制度導入前の委託先
仙台市シルバーセンター (非公募)	(財)仙台市健康福祉事業団	平成 22 年度から平成 26 年度	(財)仙台市健康福祉事業団
仙台市亀岡老人福祉センター(公募)	(社福)元気村	平成 23 年度から平成 27 年度	(社福)仙台市社会福祉協議会
仙台市小鶴老人福祉センター(公募)	(社福)杜の村	平成 23 年度から平成 27 年度	
仙台市泉中央老人福祉セ	宮城県高齢者生活協同組	平成 23 年度から平成 27	

センター(公募)	合	年度	
仙台市大野田老人福祉センター(公募)	(社福)仙台市社会福祉協議会	平成 23 年度から平成 27 年度	
仙台市台原老人福祉センター 仙台市台原デイサービスセンター (非公募)	(社福)仙台市社会福祉協議会	平成 24 年度から平成 28 年度	
仙台市高砂老人福祉センター 仙台市高砂デイサービスセンター (非公募)	(社福)仙台市社会福祉協議会	平成 24 年度から平成 28 年度	
仙台市郡山老人福祉センター 仙台市郡山デイサービスセンター (非公募)	(社福)仙台市社会福祉協議会	平成 24 年度から平成 28 年度	
仙台市沖野老人福祉センター 仙台市沖野デイサービスセンター (非公募)	(社福)仙台市社会事業協会	平成 24 年度から平成 28 年度	(社福)仙台市社会事業協会

(仙台市健康福祉局 高齢企画課 作成資料から転記)

指定管理者の募集及び選定方法

指定管理者の募集は、「仙台市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」(以下「指定手続に関する条例」という。)第 2 条において、市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募しなければならない。ただし、公募の手続をとる暇がないとき、当該施設の適正な運営を確保するため必要と認められるときその他市長が特に必要と認めるときは、この限りでないとされている。

また、指定管理者の選定については、「仙台市局指定管理者選定委員会の設置及び運営に関する要綱」(平成 15 年 12 月 24 日市長決裁)において、局毎に設置された指定管理者選定委員会が指定管理者の募集に関する事項、選定方法及び選定に関する事項を審議することが定められている。

さらに、指定管理者選定委員会は市長が委嘱または任命した委員をもって組織するとされている。

指定管理者のモニタリング

市は「仙台市老人福祉センター監査実施要領」(平成 17 年 6 月 1 日保険高齢部長決裁)を定め、老人福祉センターの指定管理者のうち、平成 20 年 4 月 1 日付協定書締結の公募による団体に対し、管理状況を適切に実施するため及び公募団体による継続管理の適否を判断することを目的として年 1 回程度定例監査を実施することを定めている。また、公募により指定管理者が変更となったセンターについては定例監査の間に年 2 回の臨時監査を実施する旨を定めている。

また、市は指定管理者による管理運営が協定書、仕様書、事業計画書等に従い適正に行われているか否か、また制度導入の効果が発揮されているか否かといった点についての的確に把握し、選定・モニタリング・評価といった一連のプロセスについて、透明性と公正性を確保しながら説明責任を果たしていくために、「指定管理者モニタリングシート」を用いて指定管理者を毎年評価している。

対象施設の利用者の推移及び指定管理料の推移

・利用者数の推移

(単位:人)

	老人福祉センター(非公募)			
	台原	高砂	郡山	沖野
平成 14 年度	122,949	34,876	30,694	32,614
平成 15 年度	122,252	36,405	31,535	34,341

以後、指定管理 *1

平成 16 年度	115,696	39,094	32,595	35,855
平成 17 年度	114,715	41,289	34,415	33,140
平成 18 年度	110,730	42,761	32,720	33,184
平成 19 年度	109,168	43,899	32,472	30,096
平成 20 年度	108,528	45,646	30,639	34,483
平成 21 年度	103,675	47,520	36,634	35,536
平成 22 年度	104,592	44,763	36,284	31,323
平成 23 年度 *2	87,661	30,266	29,479	33,952

	老人福祉センター(公募)				老人福祉センター合計	シルバーセンター
	亀岡	小鶴	泉中央	大野田		
平成 14 年度	10,292	22,847	16,742	36,839	307,853	177,930
平成 15 年度	12,210	22,239	18,404	35,805	313,191	180,530

以後、指定管理 *1

平成 16 年度	13,619	18,773	19,034	35,379	310,045	171,327
平成 17 年度	19,285	18,758	23,212	36,902	321,716	182,808
平成 18 年度	23,118	19,157	30,087	37,191	328,948	179,220
平成 19 年度	26,210	20,436	31,910	36,920	331,111	180,905
平成 20 年度	21,619	20,907	33,036	39,112	333,970	179,150
平成 21 年度	19,861	20,945	37,175	38,320	339,666	187,296

平成 22 年度	22,862	20,305	35,187	33,641	328,957	179,952
平成 23 年度 *2	25,659	17,088	32,269	31,788	288,162	115,375

	デイサービスセンター(非公募)			
	台原	高砂	郡山	沖野
平成 14 年度	7,204	7,716	6,843	4,976
平成 15 年度	7,414	7,410	7,071	6,520

以後、指定管理 *1

平成 16 年度	7,617	7,718	7,561	6,299
平成 17 年度	7,313	7,263	7,266	6,415
平成 18 年度	7,879	7,523	6,814	6,273
平成 19 年度	6,971	7,758	6,519	5,599
平成 20 年度	7,393	7,740	7,091	5,464
平成 21 年度	7,323	7,269	6,718	5,297
平成 22 年度	6,648	6,758	6,679	5,011
平成 23 年度 *2	6,123	4,855	5,515	4,682

(仙台市健康福祉局 高齢企画課 作成資料から転記)

*1 平成 14 年度、平成 15 年度は委託契約。平成 16 年度以降は指定管理。

*2 平成 23 年度は東日本大震災により各施設とも震災発生直後から 4 月下旬～7 月中旬にかけて休館していた。

・指定管理料の推移

(単位:千円)

	老人福祉センター(非公募)			
	台原	高砂	郡山	沖野
平成 14 年度	80,123	34,252	46,478	43,944
平成 15 年度	79,608	35,532	47,424	42,267

以後、指定管理 *1

平成 16 年度	73,130	35,520	43,514	41,998
平成 17 年度		158,719	*3	35,814
平成 18 年度		157,373	*3	33,935
平成 19 年度		154,948	*3	33,199
平成 20 年度		155,041	*3	34,445
平成 21 年度		153,315	*3	34,596
平成 22 年度		143,306	*3	32,893
平成 23 年度 *2		135,241	*3	31,883

	老人福祉センター(公募)				老人福祉センター合計	シルバーセンター
	亀岡	小鶴	泉中央	大野田		
平成 14 年度	27,877	29,032	25,087	30,633	317,430	239,681
平成 15 年度	28,943	27,998	26,244	31,175	319,196	233,027

以後、指定管理 *1

平成 16 年度	29,236	30,269	23,496	30,120	307,287	231,512
平成 17 年度	25,210	28,025	24,990	28,991	301,749	212,974
平成 18 年度	25,770	28,425	25,260	29,197	299,961	197,206
平成 19 年度	26,150	28,825	25,600	29,430	298,153	177,145
平成 20 年度	26,255	27,920	25,652	29,772	299,085	189,430
平成 21 年度	26,355	28,270	25,652	29,892	298,080	194,576
平成 22 年度	26,455	28,620	25,652	29,772	286,698	184,771
平成 23 年度 *2	27,900	23,140	26,272	28,494	272,930	175,192

(仙台市健康福祉局 高齢企画課 作成資料から転記)

*1 平成 14 年度、平成 15 年度は委託契約。平成 16 年度以降は指定管理。

*2 平成 23 年度は東日本大震災により各施設とも震災発生直後から 4 月下旬～7 月中旬にかけて休館していた。

*3 平成 17 年度以降は老人福祉センター(非公募)の台原、高砂、郡山は 1 つの契約であるため、金額が合算されている。

*4 デイサービスセンターは利用料金制のため、指定管理料の支払いはない。

(2)実施した監査手続

指定管理者の募集及び選定過程の適正性を確かめるために関係書類の閲覧及び担当者への質問を行った。

指定管理者のモニタリングが適切に行われていることを確認するために関係書類の閲覧及び担当者への質問を行った。また、サンプル抽出した施設へ往査し関係書類の閲覧および必要に応じて追加の手続きを行った。

(3)実施した監査手続の結果

モニタリングについて

ア. 現場往査について

指定管理者の事業の遂行状況を確認するためにサンプルとして台原老人福祉センター(非公募)、泉中央老人福祉センター(公募)、仙台市シルバーセンター(非公募)の 3 か所を視察した。

A. 指定管理者による物品管理について(指摘)

台原老人福祉センター、泉中央老人福祉センター及び仙台市シルバーセンターにおいて、

仙台市からの貸与備品台帳に基づきサンプルベースでその管理状況を確認したところ、以下のような状況であった。

・台原老人福祉センター

備品名	状況
自転車訓練器	過不足なし
片袖机 20 台	20 台中、12 台あり 8 台不明
会議用テーブル	2 台中、2 台不明
スチール書庫	過不足なし
16 ミリ映写機	過不足なし
花台	1 台中、1 台不明
手押し車 4 台	4 台中、3 台あり 1 台不明

事業所担当者に質問により確認したところ、備品が不足している明確な理由はわからないが、老朽化等により廃棄処分を行ったときに仙台市に対して廃棄申請を行っていなかったことが考えられるとのことであった。しかし、貸与備品の廃棄時には仙台市に対して報告を行うことが仙台市と事業者間の協定書において定められており適切な事務が行われたとは言えない。また、仙台市は毎年の契約の更新時に最新の貸与備品の一覧を送付し、過不足がないかの確認を求めている。事業者は直前期の確認に対して過不足がない旨の回答を行っており適切な調査を行ったうえで回答したとは言えない。

さらに、当センターの指定管理者は非公募によって選定されているが、非公募による選定が今後も継続するとは限らず、指定管理者が変更になった場合には変更後の指定管理者に台帳記載の備品をもれなく引き渡す義務があるため適切に備品を管理しなければならない。

今後は、貸与備品の廃棄時には協定書に基づき適切に廃棄の報告を行うとともに、毎年の市からの確認に対しては十分な調査を行ったうえで回答を行う必要がある。

・泉中央老人福祉センター

備品名	状況
将棋盤	過不足なし
血圧計	過不足なし
コンロ台	過不足なし
扇風機	往査時には廃棄され存在していなかったが、年度末に報告予定であった。
パソコン	過不足なし

扇風機の廃棄について年度末に報告する予定であったとのことであるが、他所で扇風機を必要としている可能性もあり、廃棄する前に仙台市に相談、報告することが資源の有効活用の観点から望ましかったといえる。

・仙台市シルバーセンター

備品名	状況
OA デスク(平机)	過不足なし
収納ユニット	過不足なし
サイドフォールドテーブル	過不足なし
指揮者台	過不足なし
雪カゴ	過不足なし
スツール	過不足なし
スライド映写機(レンズ)	過不足なし
直立複式基本一連 6 段	8 台中、8 台不明
新聞掛	1 台中、1 台不明
展示パネル	過不足なし
カウンター(本体)	過不足なし
事務机	過不足なし
補聴器	過不足なし
キャノンコネクタ 3P-オス	過不足なし
プール担架	過不足なし
事務机(片袖)1200W	過不足なし
スタンド式スクリーン	過不足なし
スライドボード	過不足なし
3 モーターベッド	過不足なし
サイドテーブル	過不足なし
高書架	過不足なし
脱水機	過不足なし
各種車いす	過不足なし

事業所担当者に質問により確認したところ、備品が不足している明確な理由はわからないが、老朽化等により廃棄処分を行ったときに仙台市に対して廃棄申請を行っていないことが考えられるとのことであった。しかし、貸与備品の廃棄時には仙台市に対して報告を行うことが仙台市と事業者間の協定書において定められており適切な事務が行われたとは言えない。また、仙台市は毎年の契約の更新時に最新の貸与備品の一覧を送付し、過不足がないかの確認を求めている。事業者は直前期の確認に対して過不足がない旨の回答を行っており適切な調査を行ったうえで回答したとは言えない。

さらに、当センターの指定管理者は非公募によって選定されているが、非公募による選定が今後も継続するとは限らず、指定管理者が変更になった場合には変更後の指定管理者に台帳記載の備品をもれなく引き渡す義務があるため適切に備品を管理しなければならない。

今後は、貸与備品の廃棄時には協定書に基づき適切に廃棄の報告を行うとともに、毎年の市からの確認に対しては十分な調査を行ったうえで回答を行う必要がある。

上記以外の発見事項としては、寄附受け時に適切な処理がされていないことがあげられる。仙台市会計事務の手引においては、物品の寄附を受ける場合は、寄附を明らかにする書類により、その物品の使用目的等を勘案のうえ、受理すべきかどうかの決定を行い、受理決定後は相手方への通知を行うこととなっている。3 事業所いずれにおいても寄附受けをしていたが事業所担当者へ質問を行った結果、仙台市に対して報告を行っていなかった。今後は寄附の申し出があった場合、仙台市に対する寄附であるのか、あるいは指定管理者に対する寄附であるのかを寄附の相手方に確認するとともに、寄附を明らかにする書類を作成し、仙台市会計事務の手引に従い適切に処理する必要がある。

寄附受けしていた資産は以下の通り。

センター名	物品名
台原老人福祉センター	書籍
泉中央老人福祉センター	電子レンジ
仙台市シルバーセンター	車椅子 5 台

B. 超過勤務の管理について(指摘)

3 事業所それぞれにおいて出勤管理簿、時間外労働管理簿の備え付けの状況を確認したところ、泉中央老人福祉センターでは時間外労働管理簿が備え付けられていなかった。事業所担当者に質問したところ、小規模な施設であることから時間外労働の状況については把握しており、時間外労働があった場合は別の日の勤務時間を短縮するなどして調整しているとのことであった。しかし、協定書において、指定管理者が遵守すべき法令として労働基準法が挙げられており、労働時間についても適切に管理し、賃金を支払うことが求められている。時間外労働管理簿がなければ時間外労働時間及び時間外賃金の計算を正確に行うことができず、労働基準法に違反していることになる。今後は、時間外労働管理簿を備え付け、時間外労働時間を正確に把握するとともに、正確な時間外賃金の計算を行う必要がある。

C. アンケートの実施および苦情対応について(意見)

3 事業所それぞれにおいて施設運営に対するアンケートの実施状況および苦情対応について確認したところ、仙台市シルバーセンターにおいては、アンケートについては施設内で実施する各種の事業ごとに利用者にアンケートを行っているが、そのアンケートの結果について開示することはしていないとのことであった。

また、苦情対応については、個別に寄せられた苦情への対応は行っているが、意見箱の設置など利用者からの意見・苦情を収集する手段は講じていないとのことであった。

よりよい施設運営のためにアンケートは有効な手段であり一般的によく行われている方法であり、また、苦情の受付も同様である。仙台市シルバーセンターは指定管理者としてよりよい施設運営のためにアンケート結果の開示や苦情の受付等に係る意見箱の設置について前向きに検討すべきである。

イ. 「仙台市老人福祉センター監査実施要領」による監査の実施について(意見)

仙台市では老人福祉センターの指定管理者に対する監査について、公募による団体に対してのみ監査を行っている。監査の頻度は、定例監査は年 1 回程度、公募により指定管理者が変更になったセンターに対しては原則として定例監査の間に年 2 回程度臨時監査を実施することが定められている。

非公募の事業者に対しては監査を実施しない理由について確認したところ、非公募の事業者については選定の段階でその管理能力も含めて選定しているため特に監査の対象になっていないとのことであった。しかし、募集の方法によって監査を実施するか否かを区分することに合理性はないと考えられる。今後は、非公募の事業者に対しても公募による事業者と同様に監査を行うべきである。

指定管理者の募集方法について(意見)

指定管理者は指定手続に関する条例第 2 条に基づき、原則として公募によらなければならない。非公募によることができる場合は、公募の手続をとる暇がないとき、当該施設の適正な運営を確保するため必要と認められるとき、その他市長が特に必要と認めるときに限られている。

仙台市では仙台市シルバーセンター、老人福祉センターおよびデイサービスセンターのうち台原、高砂、郡山、沖野の施設について非公募によって指定管理者を募集している。市担当者にその理由を確認したところ、仙台市シルバーセンターについては、「高齢者の生きがい健康づくり、高齢者の介護に関する研修などの事業は、高齢者にかかわる機能を集約した仙台市シルバーセンターを活用して実施することが効果的であり、事業の運営と施設の維持管理を一体的に行う必要がある。」とし、当該施設の適正な運営を確保するために、これらの要件を満たしているとして(財)仙台市健康福祉事業団を選定している。また、老人福祉センターおよびデイサービスセンターのうち台原、高砂、郡山、沖野の施設については、「老人福祉センターとデイサービスセンターの合築館となっており区分管理が困難であること、いずれのセンターの指定管理者も介護予防の観点からの先駆的な事業展開を図る等、特色ある取り組みを行っており、経営状況や運営体制も良好であること等」から、それぞれ現在の指定管理者を選定することが安定的な管理運営につながるとして、非公募による選定を行っている。

しかしながら、指定管理者の選定は公募が原則であり、現在の指定管理者と同等水準のサービスを提供できる事業者であれば指定管理者となりうるはずである。

したがって、仙台市は非公募による選定とする前に現在の指定管理者と同等水準のサービスを提供できる事業者の存在を十分調査するか公募による選定を行うべきと考える。

6. 仙台市軽費老人ホーム事務費補助金について

(1)概要

仙台市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)では、原則として60歳以上の者で経済的理由、生活環境上の理由により自宅において生活することが困難な者を低額な料金で老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームへの入所の促進を図るため、仙台市内に軽費老人ホーム(以下「施設」という。)を設置する社会福祉法人等に対し、施設の運営に要する経費について、予算の範囲内において軽費老人ホームの事務費等に対して補助金を交付するものとしている。

補助金の交付対象は、施設の運営事業に要する費用のうち平成20年5月30日付老発第0530003号「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」老健局長通知(以下「利用料に係る取り扱い指針」という。)に基づき、市長が別に定める徴収すべき「サービスの提供に要する費用」の一部を減免した場合における減免した経費に対し補助金が交付される。

補助対象経費は、社会福祉法人等が設置した施設の運営に要する経費のうち、補助金申請年度(申請月の属する年の4月から翌年3月まで)における以下の合計額とされている。

ア. 人件費、法定福利費

イ. 福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費等事務費

ウ. 事業費として支出する利用者保健衛生費のうち利用者の健康診断の実施に要する費用に充当する経費

エ. 退職金共済制度に加入していない場合で、退職金の積立として行っている人件費積立金に充当する経費

オ. 修繕積立金に充当する経費

カ. 備品等購入積立金に充当する経費

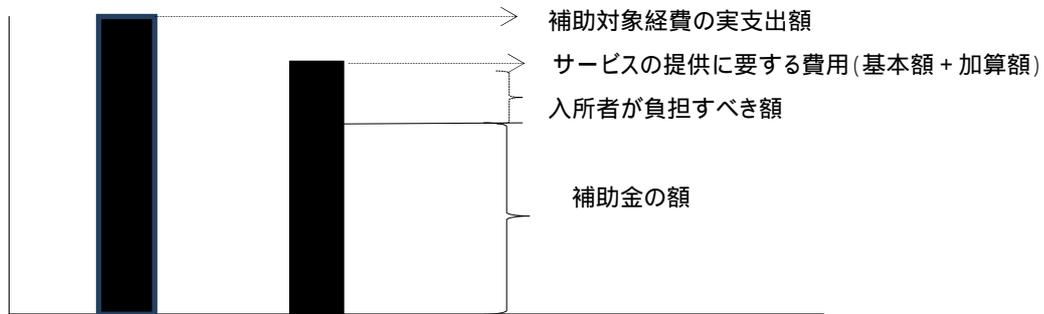
エ. からカ. までに規定する積立金は、補助対象経費に含めなければ入所者及び職員の処遇等に影響が発生する場合で、当会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができるもののうち、市長がやむを得ないと認めるものに限り補助対象経費となる。

補助金の額

補助金の額は、施設ごとに補助対象経費の実支出額の補助金交付年度における合計と、市長が別に定める「サービスの提供に要する費用」の補助金交付年度における合計額を比較し、いずれか少ない額の方から「入所者が負担すべき額」の補助金交付年度における合計額を控除した額に相当する額となっている。

市長が別に定める「サービスの提供に要する費用」は、利用料等に係る取り扱い指針の定めと同一であり、「サービスの提供に要する費用」(月額)は、サービスの提供に要する基本額(月額)に各種加算額(ボイラー技士雇上費、民間施設給与等改善費等)を加算した金額である。即ち、補助金額は以下のように図示できる。

(施設ごとに算定する。)



サービスの提供に要する基本額

利用料等に係る取り扱い指針で定められた軽費老人ホーム、ケアハウス単独設置(介護職員あり)の場合のサービスの提供に要する基本額(月額)(仙台市で適用される例)は以下のとおり。

入所者数(人)	平成20年6月以降適用 基本額(円、月額)
20	134,200
21-30	89,900
31-40	78,900
41-50	70,300
・・・	・・・
141 - 150	35,500

入所者が負担すべき額

「入所者が負担すべき額」は、毎年7月1日現在における前年の収入額を基準に入所者本人が提出する収入申告書に基づき決定される。

軽費老人ホームにおける本人からの徴収額(月額)

対象収入による階層区分		費用徴収額(月額)
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円 ~ 1,600,000 円	13,000
3	1,600,001 円 ~ 1,700,000 円	16,000
4	1,700,001 円 ~ 1,800,000 円	19,000
5	1,800,001 円 ~ 1,900,000 円	22,000
6	1,900,001 円 ~ 2,000,000 円	25,000
7	2,000,001 円 ~ 2,100,000 円	30,000
8	2,100,001 円 ~ 2,200,000 円	35,000

9	2,200,001 円 ~ 2,300,000 円	40,000
10	2,300,001 円 ~ 2,400,000 円	45,000
11	2,400,001 円 ~ 2,500,000 円	50,000
12	2,500,001 円 ~ 2,600,000 円	57,000
13	2,600,001 円 ~ 2,700,000 円	64,000
14	2,700,001 円 ~ 2,800,000 円	71,000
15	2,800,001 円 ~ 2,900,000 円	78,000
16	2,900,001 円 ~ 3,000,000 円	85,000
17	3,000,001 円 ~ 3,100,000 円	92,000
18	3,100,001 円以上	全 額

*1 この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当ではないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

*2 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取り扱いについて」(平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124004 号)の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成 18 年 1 月 24 日老計発第 0124001 号)の第 2 の 1 の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じて取り扱うこと。

(2)実施した監査手続

補助金支給基準額となる事務費基準額(一般事務費及び加算額)の算定の正確性検証
 補助金算定基礎となる軽費老人ホームの事業報告書で年間利用人員の把握
 事務費実績額を施設の決算書と突合
 事務費実績額と基準額を比較し、少ない方の金額から利用者から徴収すべき金額を控除し
 事務費補助金の額を再計算
 軽費老人ホーム事務費補助金確定通知書と突合
 交付要綱に基づく調査報告書の査閲

(3)実施した監査手続の結果

研修の充実について(意見)

軽費老人ホームにおける本人からの利用料の徴収額は、本人の対象収入の階層区分に基づき決定される。要綱に基づき仙台市が行った補助事業者の調査における指摘事項(23 年度)では、この本人の対象収入の決定に関して、以下の問題点が挙げられている。

ア、年金収入を年金額振込通知書で認定していた。振込通知書は予定額であり、源泉徴収票又は預金通帳等で確認すること。その他、遺族年金の額改定通知書や年金等支払通知書等、支給見込み額を用いていたので源泉徴収票等で実際の受取額を確認すること。

イ、介護保険料を期間按分していない。

ウ、医療費と認められない経費が含まれていた。

エ、申告書の医療費控除後の医療費で計算していた。

オ、高額医療給付費を支払医療費から控除していなかった。

カ、住民税を課税証明書により必要経費として認定しているが、期別に納入する場合、認定額が異なるので納税日を確認すること。

計算方法が詳細で複雑であることから、同じような問題が多くの軽費老人ホームで発生しており、利用料の徴収額が変更される場合もある。

これまで対象収入に関する研修会は、平成21年3月に行われたが、その後の調査においても問題が発生しており、研修機会を増やし指導していくことが問題点の改善に効果的と思われる。

7. 認知症介護研究・研修センター運営事業費等補助金について

(1)概要

この補助金は、認知症介護研究・研修センター運営事業費等補助金交付要綱(平成12年10月4日健康福祉局長決裁。以下「補助金交付要綱」という。)に基づき認知症介護研究・研修センター運営要綱(平成12年5月8日老発第477号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「運営要綱」という。)に規定する仙台市内における認知症介護研究・研修センター(以下「研究センター」という。)の運営事業に対して、仙台市社会福祉法人助成条例(昭和35年仙台市条例第8号。以下「条例」という。)及び仙台市補助金等交付規則(昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。)の定めに基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

運営要綱に規定する事業の概要等は以下のとおり。

研究センター設置の目的は、今後、急速に増加することが見込まれる認知症高齢者について、処遇技術に関する臨床的な研究を行うとともに、認知症介護に関する研修のための全国的な連携体制(ネットワーク)を形成し、認知症介護の専門職員の養成を行い、全国の介護保険施設や居宅サービスの現場等にその成果を普及させることを目的としている。

事業主体は、東京都、愛知県、宮城県がそれぞれ所管する社会福祉法人とし、宮城県については、仙台市内において当該事業を実施する社会福祉法人とされている。

(仙台市においては、社会福祉法人東北福祉会が認知症介護研究・研修仙台センターを運営している。)

事業内容は以下のとおり。

ア. 認知症介護の専門技術に関する実践的な研究の実施

イ. 認知症介護の専門技術に関する指導・普及を行う専門職員に対する養成研修等の実施

(研修の対象者は、一定の要件を満たし、認知症介護指導者養成研修対象者として、都道府県・指定都市又は現在勤務している介護保険事業所の所長が適当と認め推薦した者に対し、研究センターが実施する認知症介護指導者養成研修対象選抜考査の結果、研修対象者としてセンター長が認めた者を対象としている。また、センターは仙台センターを含め全国に3か所のみであり、仙台センターの研修対象地域には東北地区のほか、北海道、中国、四国地区が含まれている。なお、研修そのものは、都道府県・指定都市等の委託を受け別事業として実施されている。運営事業費における専門職員に対する養成研修等の実施は、当該研修に係る企画・運営に関する指導・助言である。)

ウ. 認知症介護の専門技術に関する国内外の人材交流や各種情報の収集・提供

エ. その他、必要と認められる事業

運営方法は以下のとおり。

ア. 職員

センターにはセンター長をはじめとする事業の運営管理に必要な職員を置く。なお、事業を適正かつ円滑に実施するため、認知症高齢者の介護や福祉に関して知識を有する職員を配置するものとする。

イ. 運営協議会の設置

各センターは、事業を円滑かつ効果的に実施するため、学識経験者、地方公共団体、研究者等から構成される運営協議会を設置し、センターの事業計画の検討及び事業実施上の諸問題について協議を行うこととされている。

補助対象経費及び補助金の交付申請

補助金交付要綱に基づく補助対象経費は、研究センター運営事業に必要な報酬、給料、職員諸手当等、共済費(社会保険料に限る)、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料及び委託料その他市長が特に認めた経費である。

補助金の額は、この補助対象経費の実支出額と別途定める基準額を比較して少ない方の額と、総事業費からその他の収入額(寄付金収入を除く)を控除した額とを比較して少ない方の額とされている。

条例第4条に基づく補助金交付の申請は、認知症介護研究・研修センター運営事業費補助金交付申請書に係る書類を添えて市長に提出するものとし、規則第6条に基づく交付決定通知は、認知症介護研究・研修センター運営事業費補助金交付決定通知書により行われる。

認知症介護研究・研修センター運営事業費補助金の推移

(単位:千円)

年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
補助金額(千円)	122,960	122,942	122,918	120,606	120,603

(2)実施した監査手続

認知症介護研究・研修センター運営事業費補助金交付申請書、事業計画書の査閲

認知症介護研究・研修センター運営事業費交付決定通知書の査閲

運営費等予算状況調の査閲

運営委員会の議事録査閲

認知症介護研究・研修センター運営事業費補助金実績報告書及び添付書類の査閲

事業運営費の内容検証

(3)実施した監査手続の結果

補助金交付要綱における補助対象経費の明確化について(意見)

事業運営費の委託料のうち給食管理業務費について、研修センターには併設施設として介護老人ホームがあり、当該介護老人ホームの給食施設で調理する給食を研修生に提供している。研修生がセンターの食堂(定食のみ)を利用した場合、センターは研修生より朝食 400 円、昼食及び夕食 470 円を徴収し、介護老人ホームへ給食代として支払っている。

介護老人ホームの給食費は、食材料費と調理の外部委託料からなっているが、研修センターが研修生から徴収する食事代は、給食の食材料費のみであり、当該給食に係る調理の外部委託料 2,684,000 円は研修センターの運営費として負担している。

研修センターでは、研修参加者に施設入居者に提供している食事と同じもの提供し、施設

介護における給食について考えることも研修の一環と捉えているので運営費として負担しているとしているが、認知症介護指導者養成研修に係る受講料収入等と当該研修に係る経費は研修センターの運営費とは別会計で処理されており、食事の提供が研修の一環であるとするなら当該別会計で負担することが合理的であると思われる。

また、研修センターでは、その職員も介護老人ホームの給食施設を利用しているが、職員の給食に係る外部委託料のうち、研修を行っている期間に相当する額 403,000 円をセンターの運営費として負担し、研修を行っていない期間に相当する額は負担していない。

研修センターでは、研修受講者のメンタルサポートが必要となることもあるため、普段、給食を利用しない職員も研修期間中は受講者と一緒に食事をしてコミュニケーションを図っていることから当該費用についても研修センターの運営費で負担しているとしている。

これに関しても、研修受講生の食事代と同様、研修の一環であるなら研修に係る経費として処理すべきであり運営事業費等補助金の対象となる運営費として負担する費用ではないと思われる。

以上、これらの疑問点は補助金交付要綱に基づく補助対象経費が研究センター運営事業に要する経費とのみ規定していることから生じるものであり、補助対象の運営事業費を再検討のうえ補助金交付要綱等で明確化する必要がある。

8. 仙台市民間高齢者福祉施設整備費補助金について

(1)概要

市は、仙台市内の老人福祉施設等の整備促進を図るため、老人福祉施設等整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付している。

平成 23 年度において、8 件の事業に対し、合計 610 百万円の補助金を交付している。

その概要は以下のとおりである。

地区名	施設新設・増設の別	金額(百万円)
中山地区	施設新設	360
五城地区	施設新設	19
袋原地区	施設新設	21
北仙台地区	施設新設	21
大沢地区	施設増設	25
第一地区	施設増設	21
西多賀地区	施設新設	137
鶴ヶ谷地区	施設増設	4

市は、「仙台市社会福祉法人助成条例」(昭和 35 年仙台市条例第 8 号 以下「条例」という)、および「仙台市補助金等交付規則」(昭和 55 年仙台市規則第 30 号 以下「規則」)を定めるほか、「仙台市民間高齢者福祉施設整備費補助金交付要綱」(平成 9 年 4 月 1 日健康福祉局長決裁 以下、「要綱」という。)を定め、具体的にはこの要綱に基づき、補助金の交付を行っている。

要綱において、以下のように定められている。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- 一 第4条に規定する事業を行う民間法人とする。
- 二 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。

(補助金の額)

第6条 この補助金の額は、施設の種類ごとに、次の各号に定める額のいずれか少ない方の額から仙台市以外の市町村及び民間資金から受ける補助金を控除した額とする(次項に定めるものを除く。)。ただし、補助金の額に 1,000円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 一 総事業費から当該事業に係る寄附金(社会福祉法人の場合は寄附金収入額を除く。)その他の収入額を控除した額に別表2の補助率を乗じた額
- 二 別表1に定める対象経費の実支出額に別表2の補助率を乗じた額
- 三 別表2に定める補助単価の合計額

(交付の申請)

第7条 条例第4条に規定する交付の申請は、様式第1号に次の書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に

提出するものとする。

- 一 申請額算出内訳
- 二 事業計画
- 三 歳入歳出予算書(見込書)抄本
- 四 その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第9条

5 規則第5条第1項に定める条件のほか、規則第5条第2項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

一 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、本市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

二、三 省略

四 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第6条により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市長に納付させることがある。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による実績報告は、様式第10号に次の書類を添えて、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 一 精算額算出内訳
- 二 事業実績報告書
- 三 歳入歳出決算書(見込書)抄本
- 四 その他市長が必要と認める書類

また、「要綱」の別表1および2は次のとおりである。

(別表1)

1 区分	2 種目	3 対象経費
施設整備	本体工事費	施設等の整備(施設と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認められた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第5条第2項の費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)。ただし、別の負担(補助)金又はこの区分と別の区分において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
施設整備費	施設整備費	設備整備費に必要な需要費(消耗品費)、備品購入費又は工事請負費
敷地造成	敷地造成費	土地の整地に必要となる工事費用(人口地盤等の土地整地に準ずる工事費を含む。)

(別表2)

施設整備事業のうち、創設または増築の場合

施設の種類	補助単価	補助率
特別養護老人ホーム	3,977,000円×入所(増加)定員	3/4
併設する老人短期入所施設	2,115,000円×入所(増加)定員	3/4
地域密着型特別養護老人ホーム	3,500,000円×入所(増加)定員	10/10
整備促進事業加算	500,000円×入所(増加)定員	10/10
併設する老人短期入所施設	2,115,000円×入所(増加)定員	3/4
小規模多機能型居宅介護施設	30,000,000円(1施設あたり)	10/10

敷地造成費

施設の種類	補助単価	補助率
本要綱第4条第11項第1号及び第6号に掲げる事業	50,000,000円	3/4

(2)実施した監査手続

平成23年度に補助金を交付した事業8件のうち、任意に抽出した3件に対し、資料の閲覧、および、必要に応じ担当者への質問を通じ、以下の手続を実施した。

- ・補助金が交付された法人が、要綱第3条に基づき、対象者としての要件を満たしているかどうか検証した。
- ・補助金の額が、要綱第6条に基づき算定されているか検証した。
- ・要綱第7条に規定する交付の申請、および、要綱第14条に規定する実績報告が行われているか検証した。
- ・要綱第9条第5項第1号に基づき、補助事業を行うため締結する契約が一般競争入札に付される等、仙台市が行う契約手続の取扱いに準拠しているか検証した。
- ・要綱第9条第5項第4号に基づき、補助金にかかる消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、市長に対し報告がなされているか検証した。

(3)実施した監査手続の結果

補助金にかかる消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の報告について(意見)

資料を閲覧したところ、3件ともに仕入控除税額に係る報告書はなかった。担当者に質問したところ、この3件も含め、これまで要綱第9条第5項第4号に基づく報告があったケースはないとのことであった。担当者を通じ、補助金が交付された3件の事業者に対し、要綱第9条第5項第4号の取扱いを照会したところ、1件については、当該補助金を平成23年度は未収金として計上し、平成24年度に収入として処理するが、具体的な取扱いについては未定との回答であり、残りの2件については、仕入控除税額は発生していない、または、仕入控除税額の対象とはならないと認識しているとの回答であった。

当該補助金が交付された事業者が消費税の課税事業者である場合、補助金を原資とする

課税仕入に係る税額を課税売上に係る税額から控除した場合、また、課税仕入に係る税額が課税売上に係る税額を上回り、消費税の還付を受ける場合には、事業者が補助金の交付と課税売上に係る税額からの控除または消費税の還付という二重の交付を受けることと同様の事態になる。よって、これらの弊害を取り除くため、要綱第9条第5項第4号には「この補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに市長に報告しなければならない。(中略)また、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市長に納付させることがある」と定められているところである。

市が、補助金を交付した事業者が課税事業者か免税事業者であるかの別、および、課税事業者である場合には補助金にかかる消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を把握しているかどうかについて、担当者に質問したところ、現状ではそのような把握は行っていないとの回答であった。

当該補助金が交付される事業者は特別養護老人ホーム等を運営する法人であり、消費税法第6条および別表1により、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく施設介護サービス費の支給に係る施設サービスは非課税となることから、これらの法人は一般的には免税事業者であることが多いと思われる。しかし、特別な個室・食事の提供等は課税取引に該当しその意味では課税事業者であるケースもないわけではなく、その場合、適切な措置を怠ると、上記のような弊害が生じ、事業者を不当に利することにつながりかねない。

市は、補助金を交付した事業者が課税事業者か免税事業者であるかを把握し、課税事業者である場合には補助金にかかる消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の取扱いを把握した上で、必要に応じ仕入控除税額の全部または一部を納付させるような対応が求められる。

補助金の交付対象者、補助金の額、交付の申請・実績報告、契約手続の取扱いの準拠性について

これらについては、手続の結果、指摘すべき事項は特に認められなかった。

9. 公有財産の管理について

(1)概要

固定資産の管理等について、「地方自治法」、および、「仙台市公有財産規則」(昭和 39 年 仙台市規則第 37 号)(以下、「規則」という)において以下のように規定されている。

<p>「地方自治法」</p> <p>(財産の管理及び処分)</p> <p>第237条第1項 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。</p> <p>(公有財産の範囲及び分類)</p> <p>第238条第1項第一号 不動産 同第3項 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。</p> <p>「規則」</p> <p>(取得、管理及び処分の総轄)</p> <p>第 10 条 財政局長は、必要があると認めるときは、各局の長に対し、その所管に係る公有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、実地調査をし、又は市長の決裁を受けて、用途の変更又は廃止、所管換その他必要な措置を求めることができる。</p> <p>(総括台帳)</p> <p>第 34 条 財政局長は、公有財産につき、総括台帳を備え、常時、その状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(台帳)</p> <p>第 35 条 各課公所の長は、その所属に係る公有財産についての台帳を備え、所管換、所属替、用途の変更又は廃止その他の変動があった場合においては、直ちにこれを台帳に記載するとともに、財政局長に報告しなければならない。</p> <p>(増減及び現在高報告書、総計算書)</p> <p>第 38 条 各課公所の長は、その所属に係る公有財産につき、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在においてその増減及び現在高の報告書を調製し、それぞれ 4 月 30 日及び 10 月 31 日までに財政局長に送付しなければならない。</p> <p>(貸付等状況報告書、総計算書)</p> <p>第39条 各課公所の長は、当該各局の長が使用を許可した行政財産、貸し付けた普通財産(貸付け以外の方法により使用させている普通財産を含む。)及び信託した普通財産につき、毎年3月31日及び9月30日現在における貸付け等の状況に関する報告書を調製し、それぞれ4月30日及び10月31日までに財政局長に報告しなければならない。</p>
--

(2)実施した監査手続

公有財産の管理が適切に行われているかを確かめるため、高齢企画課にて所管している公有財産についての台帳を通査し、必要に応じて担当者への質問を実施した。また、当該台帳と、高齢企画課長から財政局長へ報告している増減および現在高報告書、ならびに貸付等状況報告書を通査し、台帳との整合性を確かめた。

(3)実施した監査手続の結果

土地台帳および建物台帳の記載方法について(指摘)

土地台帳および建物台帳について、「規則」においては以下のように規定されている。

(台帳)

第35条 各課公所の長は、その所属に係る公有財産についての台帳を備え、所管換、所属替、用途の変更又は廃止その他の変動があった場合においては、直ちにこれを台帳に記載するとともに、財政局長に報告しなければならない。

2 前項の規定による台帳は、公有財産の分類及び財政局長が別に定める種類ごとにこれを調製し、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該公有財産の性質によりその記載事項の一部を省略することができる。

- 一 区分及び種目(土地における敷地、森林等、建物における事務所、住宅等の区別をいう。)
- 二 所在
- 三 数量
- 四 価格
- 五 得喪変更の年月日及び事由
- 六 その他必要な事項

(台帳価格)

第36条 公有財産を新たに台帳に登録する場合における登録価格は、次に掲げるところによる。

- 一 買入れに係るものは、買入価格
- 二 交換に係るものは、交換当時における評定価格
- 三 収用に係るものは、補償金額
- 四 代物弁済に係るものは、当該物件により弁済を受けた債権の額

2 前項各号に該当しないものは、次に掲げるところによる。

- 一 土地については、近傍類地の時価等を考慮して算定した金額
- 二 建物、工作物及び船舶その他の動産については、建築費又は製造費。ただし、建築費又は製造費によることの困難なものは、見積価格
- 三 立木竹については、その材積に単価を乗じて算定した金額。ただし、庭木その他材積を基準として算定することが困難なものは、見積価格
- 四 法第二百三十八条第一項第四号及び第五号に掲げる権利については、取得価格。ただし、取得価格によることの困難なものは、見積価格
- 五 法第二百三十八条第一項第六号に掲げる有価証券については、額面株式にあつては一株の金額、無額面株式にあつては発行価格、その他のものにあつては額面金額
- 六 出資による権利については、出資金額
- 七 財産の信託の受益権については、当該受益権の取得時における信託財産の評定価格)

(台帳価格の改定)

第37条 各課公所の長は、その所属に係る公有財産につき、5年ごとに財政局長の定めるところによりこれを評価し、台帳価格を改定しなければならない。

上記の規定に基づき高齢企画課が作成している土地台帳および建物台帳の通査を行った。

その結果、以下の事項が検出された。

検出事項	左記から生ずる問題点とあるべき姿
<p>土地台帳および建物台帳に記載されている資産のうちその過半について、価格の記載がなされていない。また、価格の記載がなされている資産についても台帳価格の改定が行われていない。</p>	<p>「規則」第35条第2項において記載が求められている事項の記載がなされていない。買入れ以外の事由により台帳に登録する場合も「規則」第36条第2項に算定の基準が示されており、価格の記載は行われなければならない。また、「規則」第37条に規定する価格改定も行われておらず、規則に違反している。</p> <p>「規則」第35条および第36条に基づき、価格の記載を行うとともに、「規則」第37条の規定に基づき価格の改定も行われなければならない。</p>
<p>仙台市太白区茂庭台2丁目15-1外にある茂庭台健康福祉エリア用地に係る土地台帳が2枚存在する。</p>	<p>地番15-1を含む茂庭台健康福祉エリア用地の土地台帳の「沿革・管理・調査等の記録」欄を閲覧したところ、地番15-1の面積は2,014.72㎡であるのに対し、地番15-1専用の台帳上の面積は分筆前の22,670.78㎡と、分筆の履歴が追えておらず、地番15-1専用台帳としての役割を果たしていない。現状では、地番15-1専用台帳としての記載が不十分であり、2枚の土地台帳の存在により無用な混乱を招く可能性もあることから、地番15-1専用台帳は破棄する、または、地番ごとに管理する必要があるのであればその履歴を適切に記載するという対応が求められる。</p>
<p>修正液を用いて、あるいは取り消し線を記載して、項目の修正が行われている。</p>	<p>修正履歴が分からないため、どのタイミングで修正が行われているのか、現物の異動によって台帳が修正されたのか、台帳の記載誤りによる修正なのか、台帳を見てもわからない状態となっている。本来、台帳に記載された事項を修正する場合には、その修正日、修正理由および修正者が明らかとなるように修正し、修正者以外の上席者などの承認を受けるべきである。</p>
<p>鉛筆書きによる情報の記載が行われている。</p>	<p>鉛筆書きによる記載は、修正が容易に行える。そのため、台帳の情報を不正に書き換えられる恐れがある。また経年により記録が消える恐れがある。紙による台帳を作成し続けるのであれば、筆記具は鉛筆ではなく、ペン又はボールペンなど容易に修正を行えないものによるべきである。</p>

このように、適切に管理されるべき土地台帳および建物台帳の作成において不備がある状況では、公有財産を適切に管理できているとは言えない。

公有財産は市民の財産であるということを今一度認識し、公有財産自体の適切な管理はもちろん、その台帳である土地台帳および建物台帳の記載方法および管理の方法を再度検討するべきである。

公有財産の現物と台帳との不整合について(指摘)

「規則」第 12 条によれば、現状の調査として、以下のとおり規定されている。

第 12 条 各局の長は、随時、その所管に係る公有財産の現状を調査し、特に次に掲げる事項について注意しなければならない。

- 一 公有財産の使用目的の適否
- 二 公有財産の維持保存
- 三 電気、ガス、給排水及び避雷その他諸施設の良否
- 四 土地の境界
- 五 台帳及び附属の図面と所管公有財産との照合
- 六 その他公有財産の管理又は取締り

この規定に基づき、台帳と公有財産との照合が行われているか担当者に質問したところ、公有財産の調査は必要に応じて行われているとのことであった。

「規則」第 38 条に規定される平成 24 年 3 月 31 日時点の増減及び現在高報告書と土地台帳および建物台帳を照合したところ、増減及び現在高報告書には記載がないが、土地台帳および建物台帳には記載がある資産が、土地で 2 件、建物で 6 件あった。その所在地、種別および検出事項は以下のとおりである。

所在地	種別	検出事項
太白区鉤取2 - 309	土地	道路管理課、公園課へ所管換えされるが、台帳にその記載がない。
宮城野区鶴ヶ谷5 - 22 - 1	土地	障害者支援課に所管換えされているが、台帳にはその記載がない。
宮城野区鶴ヶ谷5 - 22 - 1	建物	現在、建物は取り壊されているが、台帳上はそのまま残っている。
青葉区双葉ヶ丘1 - 52 - 367	建物	保健医療課に所管換えされているが、台帳にはその記載がない。
泉区七北田字道22	建物	売却されているが、台帳上はそのまま残っている。
泉区根白石字新坂上15 - 1	建物	売却されているが、台帳上はそのまま残っている。
太白区袋原五平沢21 - 2	建物	現在、建物は取り壊されているが、台帳上はそのまま残っている。
若林区保春院前丁3 - 4	建物	社会課に所管換えされているが、台帳にはその記載がない。

また、上記 で検証した茂庭台健康福祉エリア用地の土地台帳につき、分筆後の各地番の土地の現在の使用状況を担当者に質問したところ、以下の事項が検出された。

所在地	種別	検出事項
太白区茂庭台2丁目16-2	土地	障害者支援課に所管換えされているが、台帳にはその記載がない。

上記のとおり、土地台帳および建物台帳と、高齢企画課所管の公有財産の実態には不整合が生じており、「各課公所の長は、その所属に係る公有財産についての台帳を備え、所管換、所属替、用途の変更又は廃止その他の変動があった場合においては、直ちにこれを台帳に記載するとともに、財政局長に報告しなければならない」という「規則」第35条に違反するものである。また、現状では台帳と公有財産との照合が行われていないことは「規則」第12条に違反するものである。

このように、適切に管理されるべき公有財産につき、台帳との照合が行われていない、ならびに、土地台帳および建物台帳が実態と乖離があるという状況では、公有財産を適切に管理できているとは言い難い。所管する公有財産を適切に管理するという観点から、所管する公有財産と台帳との照合を定期的実施するとともに、土地台帳および建物台帳がその実態を適切に表示するよう作成する必要がある。

遊休土地について

ア. 遊休土地の有効活用について(意見)

土地台帳を通査し、担当者に質問したところ、高齢企画課所管の土地のうち、以下の8件は現在更地であり、遊休状態にあるとのことであった。

所在地	実測面積(m ²)	備考
太白区茂庭台2-15-4	3,880.20m ²	茂庭台健康福祉エリア用地
太白区茂庭台2-16-1	276.56m ²	
太白区茂庭台2-17-1	539.15m ²	
泉区虹の丘1-14-13	335.47m ²	いずれも老人憩の家用地として寄付された土地
泉区館1-1-622	330.59m ²	
泉区长命ヶ丘6-7-20	1,314.05m ²	
泉区紫山2-31-2	1,500.80m ²	
泉区高森6-15-3	600.06m ²	

太白区茂庭台は、仙台市が事業主体となり新住宅市街地開発事業によって開発された住宅団地であり、そのうち茂庭台健康福祉エリア用地は、昭和62年3月26日および昭和63年1月12日に高齢企画課の前身である高齢保健福祉課に所管換えされたものである。茂庭台健康福祉エリアにはその後、特別養護老人ホームや重度障害者難病ホスピス等が建設されるが、上表の土地は所管後現在までの間約25年にわたり更地の状態が続いている。

なお、これらの土地の除草に平成23年度実績で年間84千円の費用が生じている。

当該土地は仙台市が事業主体となり開発し所有する土地であり、都市計画法上の規制はあるものの、その利用・売却に特段の制約がある土地ではない。特に地番15-4土地は面積が

3,880.20 m²とまとまった広さを有し、また、形状もほぼ長方形であることから有効利用できる可能性が高く、遊休状態にしておく意義は乏しい。

この遊休土地については平成 22 年度包括外部監査で指摘されており、仙台市はこの結果を受けて平成 24 年度において売却等の処理を検討している。

泉区虹の丘、館、長命ヶ丘、紫山および高森の各土地は、いずれもそれぞれの住宅地を開発した事業者から老人憩の家用地として利用することを条件に寄附されたものであるが、紫山を除く各地域には、その寄附された土地とは別の土地に老人憩の家の建設が行われており、上記 5 件の土地は寄附後更地のままにある。

担当者に質問したところ、高森の土地についてはその一部である 200 m²を町内会の集会所駐車場として貸しているが、高森のそれ以外の土地を含めた 5 件の土地については、今後老人憩の家が建設される計画はなく、他方、寄附の条件が老人憩の家用地としての利用であることから、それ以外の用途として利用・売却することが困難であるとの認識にあり、現在のところ、利用・売却計画はないとのことである。なお、当該土地に係る寄附申出書等、寄附の条件等を示す資料は残されていないとのことである。

寄附された時期は、虹の丘の土地が昭和 56 年 12 月 22 日、館の土地が昭和 57 年 12 月 27 日、長命ヶ丘の土地が昭和 54 年 9 月 20 日、紫山の土地が平成 8 年 12 月 20 日、および、高森の土地が平成元年であり、虹の丘、館および長命ヶ丘の各土地はいずれも 30 年程度、紫山および高森の各土地はそれぞれ 16 年、24 年程度遊休状態にあるといえる。なお、これらの土地の除草に平成 23 年度実績で年間 211 千円の費用が生じている。

たとえ寄附の条件が老人憩の家用地としての利用であったとはいえ、老人憩の家を建設する見込みがない土地を寄附の条件に拘束されて遊休のまま保有し続けることは適切な姿勢とは言えない。他の用途としての利用、または、売却の可能性を検討して、遊休状態を解消するための施策を早急に策定する必要があると考える。

イ. 老人憩の家用地に係る寄附をめぐる仙台市の対応について(意見)

上述のとおり、高齢企画課所管の土地のうち、老人憩の家用地として寄附された土地が 5 件あり、紫山を除き、各地域内には当該土地とは別の土地に老人憩の家が建設されている。その概要は以下のとおりである。

所在地	寄附された年月日	同一地域内に老人憩の家が建設された年
泉区虹の丘1 - 14 - 13	昭和56年12月22日	平成3年
泉区館1 - 1 - 622	昭和57年12月27日	平成4年
泉区長命ヶ丘6 - 7 - 20	昭和54年9月20日	昭和61年
泉区紫山2 - 31 - 2	平成8年12月20日	なし
泉区高森6 - 15 - 3	平成元年(高齢企画課に所管されたのが平成12年4月1日)	昭和62年

虹の丘、館、および長命ヶ丘の各地域においては、老人憩の家用地として寄附された上記土地があるにもかかわらず、その後、その地域内の別の土地に老人憩の家が建設されている。

また、高森地域においては、同一地域内に老人憩の家があるにもかかわらず、老人憩の家用地として上記土地の寄附を受けている。担当者によると、紫山を含み、上記5件の土地には今後、老人憩の家が建設される計画はないとのことである。虹の丘、館、および長命ヶ丘の各地域において、老人憩の家用地として寄附された土地があるにもかかわらず、その地域内の別の土地に老人憩の家が建設された理由、並びに、高森地域において、同一地区内に老人憩の家があるにもかかわらず、その後、老人憩の家用地として寄附を受けた理由を担当者に質問した結果、その主な要因は旧泉市と旧仙台市との合併に伴う合併建設計画によるとのことである。その合併建設計画において、小学校区に児童センターおよび老人憩の家をそれぞれ1館建設し、また、老人憩の家にはゲートボール場1面を併設することが計画されていた。虹の丘および館については、ゲートボール場の併設が同土地の面積の都合で困難であることが判明したため、同一地域内の児童センター用地を一部所管換えして、老人憩の家を建設したとのことである。長命ヶ丘についてはその理由は不明であるが、同土地は長命ヶ丘団地の北西端に位置するため、利便性を勘案し、同一地域内の児童センター用地を一部所管換えして、老人憩の家を建設したと推測されるとのことである。また、高森については、高森地区には高森小学校区内である高森3丁目および高森東小学校区内である高森7丁目に児童センターが2館建設されていることから、高森小学校区内に既に老人憩の家が建設されてはいたものの、高森東小学校区内にも老人憩の家の建設を将来計画できるよう、寄附を受けたと推測されるとのことである。ただし、同土地については、水はけや日当たりの悪さ等を理由に、町内会より、他の土地への老人憩の家建設を要望されているが、結果として同土地への老人憩の家の建設は行われていない。

また、寄附の条件が老人憩の家用地としての利用であることから、それ以外の用途として利用・売却することが困難であるとの認識にあり、現在のところ、利用・売却計画はなく、寄附・所管換え後遊休状態にあるのは前述のとおりである。

寄附・所管換え後遊休状態が続き、寄附の条件に拘束され、利用・売却計画がたたない現状を鑑みると、寄附により土地を取得する時の対応に問題があったと言わざるを得ない。また、方針が転換され、寄附により受け取った土地がその用途に適していないことが判明した時点で速やかに売却を進める等の対応が必要であったと考える。

今後の対応として、遊休状態を解消するためには寄附の条件を変更する必要があり、また、今後の教訓として、行政の非効率を防止する観点から、寄附を受ける場合には慎重を期する必要があると考える。

行政財産および普通財産の貸付について(意見)

平成23年度において、高齢企画課は、4件の行政財産および24件の普通財産の貸付を行っている。なお、土地建物の内訳は、行政財産は4件とも土地であり、普通財産は23件が土地で1件が建物である。

「規則」、「公有財産事務取扱要領」(以下、「要領」という。)、および「行政財産目的外使用許可等処理基準」(以下、「処理基準」という。)に従って、行政財産の目的外使用許可、および普通財産の貸付がなされていることを確かめるために、行政財産に係る「行政財産目的外使用許可書」、および普通財産に係る「賃貸借契約書」もしくは「使用貸借契約書」の閲覧を行った。また、貸付に係る使用料が「規則」、「要領」および「処理基準」にしたがって算定されて

いることを確かめるために、使用料算定資料の閲覧および再計算の実施、ならびに、使用料減免の場合はその根拠の妥当性の検証を行った。さらには、「規則」第 39 条に規定する平成 24 年 3 月 31 日時点の「貸付等状況報告書」と「行政財産目的外使用許可書」、または、「賃貸借契約書」もしくは「使用貸借契約書」との照合を行った。

その結果、以下の事項が検出された。

検出事項	左記から生ずる問題点とあるべき姿
<p>社会福祉法人宮城県福祉事業協会に貸し付けている仙台市太白区茂庭台2 - 15 - 5に係る普通財産の土地の面積は土地台帳、および貸付等状況報告書上では11,011.11㎡である。この土地は、平成元年7月26日の使用貸借契約締結時点では地番15 - 1の一部であったが、その後平成4年11月9日に面積9,000.49㎡の地番15 - 5土地として分筆され、さらには平成6年9月14日に面積2,010.62㎡の地番15 - 8土地を合筆し、面積11,011.11㎡の土地となったものである。当法人は現在、地番15 - 5土地11,011.11㎡を使用している。</p> <p>当該土地に係る土地使用貸借契約書を閲覧したところ、面積は9,000.49㎡のままであり、また、貸付地の表示が「仙台市太白区茂庭台2丁目15 - 1のうち」とあり、その後の地番15 - 5土地として分筆されたことが契約書上反映されていない。</p> <p>さらには、合筆された2,010.62㎡分に係る使用貸借契約書が所在不明となっている。</p>	<p>当該契約は、平成6年9月22日に変更契約が締結され、変更契約書の写しを閲覧したところ、所在地は「仙台市太白区茂庭台2 - 15 - 5」であり、地積は「11,011.11㎡」であったことから、土地台帳、および貸付等状況報告書と、変更契約書との整合性は確認することができた。</p> <p>しかしながら、閲覧した変更契約書の写しは契約の相手方に依頼し取り寄せたものであり、仙台市が保管すべき変更契約書の原本は依然として所在不明のままである。</p> <p>使用貸借契約の変更契約書は、仙台市と相手方との契約関係を記載する重要書類である。契約書の管理は厳格に行う必要がある。</p>
<p>医療法人財団明理会に貸し付けている仙台市青葉区吉成台2丁目245 - 4の普通財産の土地の賃貸借契約書を閲覧したところ、所在地の表示が「吉成台」ではなく、「吉成」となっていた。なお、当該土地は介護保険施設への進入路として使用されている。</p> <p>なお、当該貸付期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日であり、その後契約が更新され、更新後の土地賃貸借契約書を閲覧したところ、所在地の表示は正しく「吉成台」となっていた。</p>	<p>「吉成台」と「吉成」はまったく異なるものであり、契約書は契約の実態を正しく示しておらず、妥当ではない。</p> <p>賃貸借契約書は、仙台市と相手方との契約関係を記載する重要書類である。契約書の作成者はその作成に細心の注意を払い、また、上位者は確認を厳密に行う必要がある。</p>

10. 介護保険事業計画について

(1)概要

介護保険法(以下「法」という。)第117条の規定により、市町村は、厚生労働大臣の定める基本指針に即して、3年ごとに介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(介護保険事業計画)を定めることとされている。介護保険事業計画では、介護給付等対象サービスの見込み量及びその見込み量確保のための方策、地域支援事業の費用の見込み・その確保、介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を策定することとなっており、法第129条第3項では、65歳以上の被保険者が負担する保険料は各市町村において介護給付対象サービスの見込量等に基づいて算定した費用等により3年を通じ財政の均衡を保つことができるように設定することとされている。

また、法第117条第6項及び第7項においては、市町村の作成する介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画及び社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない旨規定されている。

仙台市は、平成21年3月に、老人福祉計画と一体のものとして、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とする、「仙台市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)」(以下、「第4期計画」という。)を策定した。

この「第4期計画」は、仙台市基本計画「仙台21プラン」を基礎とし、「仙台市都市ビジョン」や「仙台市コミュニティビジョン」を踏まえ、「支え合いのまち推進プラン 仙台市地域保健福祉計画」等と連携した高齢者保健福祉を推進していくための総合計画となっている。

「第4期計画」における介護保険事業費及び費用負担の仕組み

保険給付費	居宅サービス等に係る給付費及び施設等給付費 [要介護者等の見込み数 各サービスの利用量見込]	公費(国・県・市)負担(負担割合事業費の50%) [保険給付費の内容及び地域支援事業費の内容により、国、県、及び市の負担割合が異なる。]
		第1号被保険者の保険料で負担(事業費の20%) 第2号被保険者の保険料で負担(事業費の30%)
地域支援事業費	介護予防事業 包括的支援事業・任意事業 [各事業の計画値]	

* 地域支援事業費のうち包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者の保険料負担はなく、その分公費負担割合が増加している。

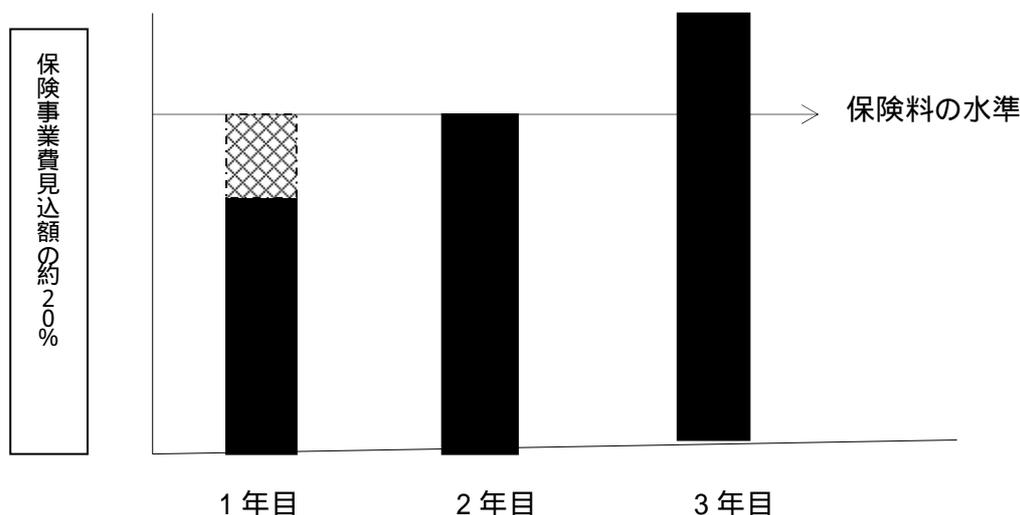
以上のように、介護保険の事業費の50%は公費で、30%は第2号被保険者の保険料で負担されることとなっているため、介護保険に加入する65歳以上の第1号被保険者の保険料で負担すべき費用は20%であり、その保険料の基準額は以下の算式で計算される。

$$\boxed{\text{保険事業費の見込額 *1}} \times \boxed{\text{第1号被保険者の負担割合 (20\%)}} \div \boxed{\text{第1号被保険者の人数 *2}} = \boxed{\text{保険料基準額 (年間)}}$$

*1 介護保険利用者の1割負担を除く保険給付額をいう。

*2 所得等の分布状況に応じて補正した後の数値。

介護保険事業計画に基づく保険料の決定方法



法律上、第1号被保険者の負担する保険料は計画期間である3年間を通じて財政の均衡を保つことができるよう設定することとされており、また、第1号被保険者の保険料は計画期間毎に算定することとしているため、保険料は3年間の保険事業費の平均値で設定される。

したがって、保険事業費が年々増加している現状においては、上記の図のように、1年目は保険料収入が給付額を上回り、3年目で保険料収入が給付額を下回ることにより、計画期間内の財政の均衡を保つような設定となっている。

しかしながら、関係する数値はいずれも予測値であり、計画期間内で均衡を保つことは現実的には困難であり、1計画期間で生じる剰余又は不足分は次期計画期間に繰越されることとなる。

仙台市においては、「仙台市介護保険事業財政調整基金条例」(平成12年仙台市条例第1号)を制定し、介護保険事業の財政を調整するため、介護保険事業財政調整基金を設置し、予算の範囲内で積立し、また、介護保険の介護給付及び予防給付に要する財源に充てるとき等に処分することを規定している。平成23年度決算時における介護保険事業財政調整基金

残高は、1,130,511 千円である。

「第 4 期計画」における 65 歳以上人口及び要介護者等の推計値及び実績比較

ア. 人口推計(各 9 月末時点)(推計は「第 4 期計画」における推計値)

			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 号被保険者	推計	75 歳以上	85,086 人	88,791 人	92,437 人
		65 歳以上 75 歳未満	100,530 人	100,790 人	99,874 人
		合計	185,616 人	189,581 人	192,311 人
	実績	75 歳以上	85,514 人	89,268 人	92,829 人
		65 歳以上 75 歳未満	100,582 人	101,000 人	100,434 人
		合計	186,096 人	190,268 人	193,263 人
	差異	75 歳以上	428 人	477 人	392 人
		65 歳以上 75 歳未満	52 人	210 人	560 人
		合計	480 人	687 人	952 人

第 1 号被保険者数の推計値は実績値と大きな差異はなく、推計は妥当であったと言える。

イ. 要介護者等の推計(各 9 月末時点)

			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
推計	要介護者等数		31,642 人	33,064 人	34,308 人
	出現率		17.0%	17.4%	17.8%
実績	要介護者等数		31,407 人	32,809 人	34,539 人
	出現率		16.9%	17.2%	17.9%
差異	要介護者等数		235 人	255 人	231 人
	出現率		0.1	0.2	0.1

出現率は、第 1 号被保険者数(65 歳以上の人口)に占める割合。

要介護者等数の見積りについても、第 4 期計画期間の 3 年間で 0.2%の誤差であり、推計は妥当であったといえる。

事業費の推計値と実績比較

(単位:千円)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
推 計	保険給付費合計	45,895,265	48,130,643	50,899,251	144,925,159
	居宅サービス	(23,757,247)	(24,875,654)	(25,882,308)	(74,515,209)
	施設サービス	(15,920,016)	(16,533,289)	(17,784,134)	(50,237,439)
	地域密着型サービス	(3,916,491)	(4,303,056)	(4,691,685)	(12,911,232)
	高額介護サービス費等	(2,301,511)	(2,418,644)	(2,541,124)	(7,261,279)
	地域支援事業費	1,237,151	1,360,666	1,438,757	4,036,574
	総費用合計	47,132,416	49,491,309	52,338,008	148,961,733
実 績	保険給付費合計	44,664,353	47,334,350	49,289,256	141,287,959
	居宅サービス	(23,175,989)	(24,881,327)	(26,321,626)	(74,378,942)
	施設サービス	(15,360,107)	(15,611,170)	(15,751,211)	(46,722,488)
	地域密着型サービス	(3,768,905)	(4,175,866)	(4,707,912)	(12,652,683)
	高額介護サービス費等	(2,359,352)	(2,665,987)	(2,508,507)	(7,533,846)
	地域支援事業	1,147,553	1,138,145	997,264	3,282,962
	総費用合計	45,811,906	48,472,495	50,286,520	144,570,921
差 異	保険給付費合計	1,230,912	796,293	1,609,995	3,637,200
	居宅サービス	(581,258)	(5,673)	(439,318)	(136,267)
	施設サービス	(559,909)	(922,119)	(2,032,923)	(3,514,951)
	地域密着型サービス	(147,586)	(127,190)	(16,227)	(258,549)
	高額介護サービス費等	(57,841)	(247,343)	(32,617)	(272,567)
	地域支援事業費	89,598	222,521	441,493	753,612
	総費用合計	1,320,510	1,018,814	2,051,488	4,390,812

「第4期計画」における事業費の推計と実績の差異は、施設サービスにおける差異が大きく、推計値 50,237,439 千円の事業費に対し実績値は 46,722,488 千円であり、執行率は 93%となっている。

(2)実施した監査手続

保険給付費のうち施設サービスについて、その推計値と実績の差異を分析し、計画の妥当性を検証した。

(3)実施した監査手続の結果

施設サービスのサービス量の見積もりに関して

施設サービスに関して、第4期計画期間の施設別、年度別の推計及び実績の比較は以下のとおりである。

	21年度		22年度		23年度	
	推計	実績	推計	実績	推計	実績
介護老人福祉施設						
人/月	2,522	2,468	2,693	2,512	2,903	2,548
給付額(千円)	7,516,122	7,298,801	8,026,739	7,502,822	8,658,993	7,496,211
単価(金額千円/人/月)	248	246	248	249	249	245
介護老人保健施設						
人/月	2,410	2,331	2,433	2,343	2,637	2,364
給付額(千円)	7,507,068	7,326,511	7,609,723	7,404,158	8,252,745	7,662,683
単価(金額千円/人/月)	260	262	261	263	261	270
介護療養型医療施設						
給付額(千円)	896,826	734,795	896,827	704,190	872,396	592,317
金額合計	15,920,016	15,360,107	16,533,289	15,611,170	17,784,134	15,751,211

第4期計画期間においては施設サービス給付額の実績値が推計値を下回ることとなった。これについては、1人当たり給付額の推計値と実績値の差異はほとんどないことから、サービス利用人員の実績値が推計値を大幅に下回ったことにある。

この原因は、東日本大震災による影響で介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の整備が見込み通り進展しなかったことによる。施設整備の遅れにより、居宅サービスの短期入所生活介護の利用人員の実績が推計を大幅に上回る結果となっているが、施設サービスの不足を充足するほどの増加とはなっていない。

第4期計画期間における施設サービスの推計に対する執行率は93%と低くなっているが、これは東日本大震災という特殊要因によるものであることから、当初推計は概ね妥当であったといえる。

11. 要介護認定および要支援認定の適正性について

(1)概要

介護保険法第19条第1項では、「介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定(以下「要介護認定」という。)を受けなければならない」とされており、同条第2項では、「予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当すること及びその該当する要支援状態区分について、市町村の認定(以下「要支援認定」という。)を受けなければならない。」とされている。このように被保険者は、介護保険のサービスを利用するためには、まず要介護認定または要支援認定を受ける必要がある。

要支援・要介護認定は介護サービスの必要度を判定するものであり、(2)要介護認定及び要支援認定の認定手続きに記載のとおり、コンピュータによる一次判定および介護認定審査会における二次判定により区分が決定される。

コンピュータによる一次判定は、対象者の認定調査の結果をもとに5分野(直接生活介助、間接生活介助、BPSD関連行為、機能訓練関連行為、医療関連行為)について、要介護認定等基準時間を算定し、その時間と認知症加算の合計を基に要支援1～要介護5に判定している。

区分	要介護認定等基準時間
要支援1	要介護認定等基準時間が25分以上32分未満又はこれに相当すると認められる状態
要支援2	要介護認定等基準時間が32分以上50分未満又はこれに相当すると認められる状態
要介護1	
要介護2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満又はこれに相当すると認められる状態
要介護3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満又はこれに相当すると認められる状態
要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満又はこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上又はこれに相当すると認められる状態

要支援・要介護の認定を受け介護保険サービスを利用した場合、利用者は原則として費用の1割をサービス事業者を支払い、9割は、介護保険から事業者を支払われる。しかしながら、居宅サービスと地域密着サービスは、種々のサービスの組み合わせで提供されているため、これらのサービスの合計で保険対象の上限が設定されている。

介護保険で利用できるサービスの限度額は、認定区分に応じ以下のように設定されている。

居宅サービス等区分の利用限度額

認定区分		サービス利用限度額の目安(1か月)	
要支援	要支援1	4,970 単位	(49,700 円～51,500 円程度)
	要支援2	10,400 単位	(104,000 円～107,700 円程度)
要介護	要介護1	16,580 単位	(165,800 円～171,700 円程度)
	要介護2	19,480 単位	(194,800 円～201,700 円程度)

	要介護 3	26,750 単位	(267,500 円 ~ 276,900 円程度)
	要介護 4	30,600 単位	(306,000 円 ~ 316,800 円程度)
	要介護 5	35,830 単位	(358,300 円 ~ 370,900 円程度)

利用限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となる。

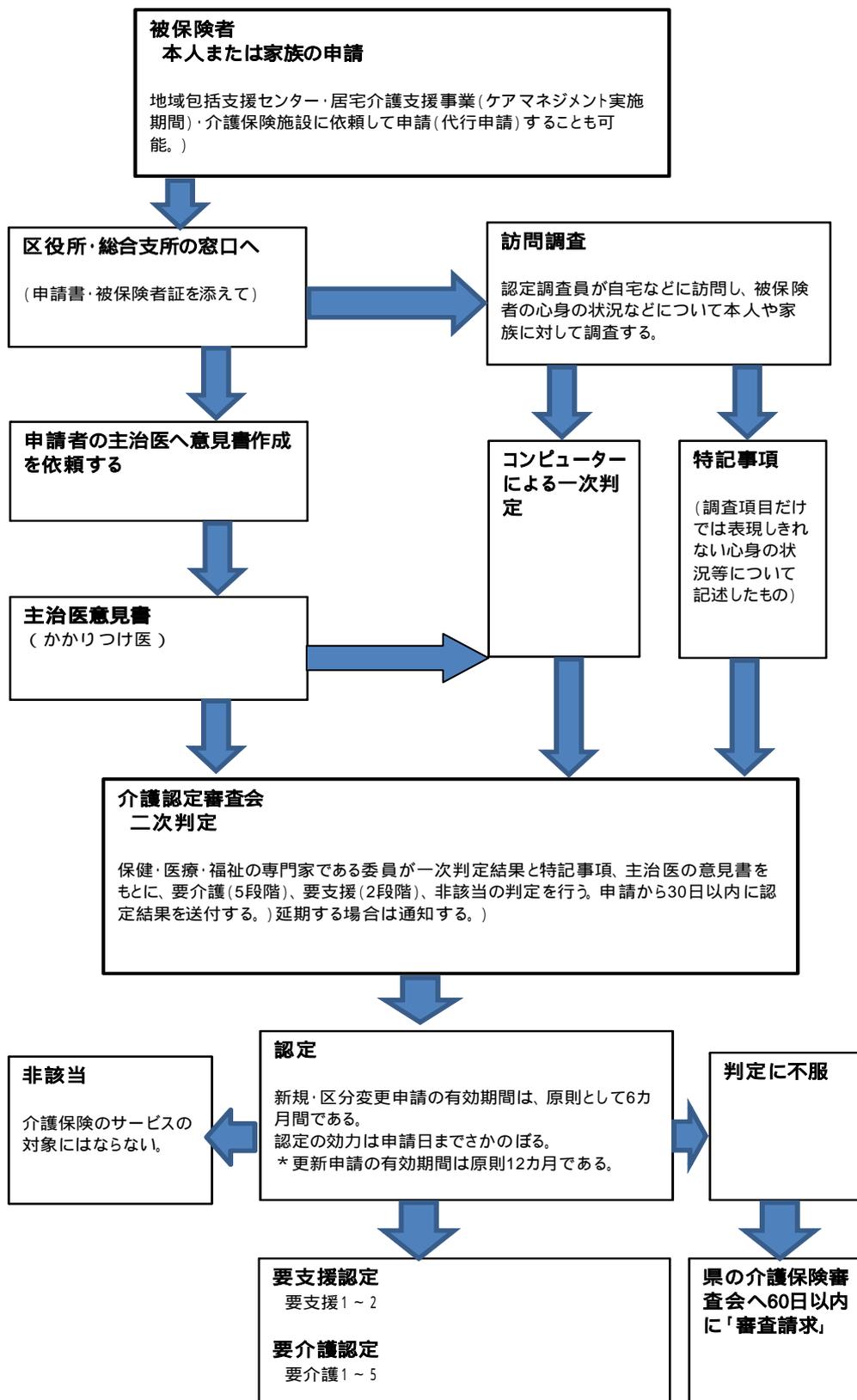
居宅サービス等区分とは在宅サービス(居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護、特定福祉用具購入、住宅改修、介護予防住宅改修をのぞく)と地域密着型サービス(地域密着型特定施設入居者生活介護、短期利用以外の認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護をのぞく)のことをいい、施設サービスは含まれない。

以上のように、要支援認定・要介護認定の状態区分により介護保険の利用限度額が異なってくることから、どの状態区分に該当するかの認定は非常に重要な意味を持つ。

さらに、要介護及び要支援認定の適正性の確保は、介護サービスの必要度に応じ公平に判定されるという客観性を担保するものであり、介護保険制度の信頼性を維持するために重要な手続きである。

(2)要介護認定および要支援認定の認定手続

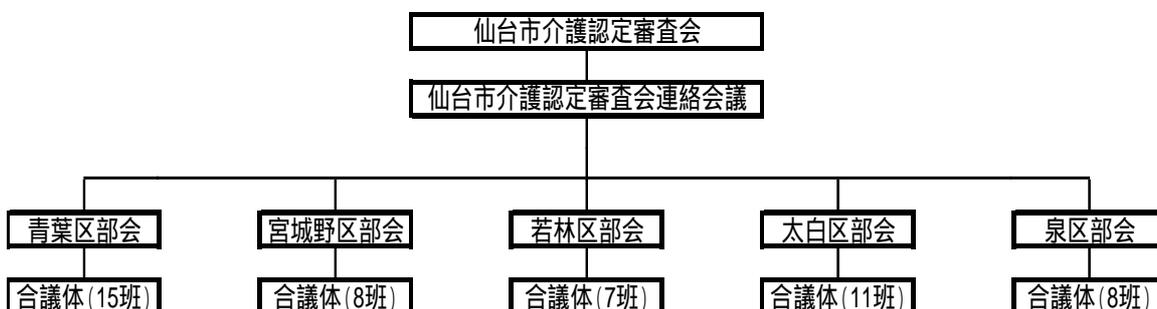
要介護認定および要支援認定にあたっては、「要介護認定等の実施について」(平成 21 年 9 月 30 日老発 0930 第 5 号 厚生労働省老健局長通知)および「介護認定審査会の運営について」(平成 21 年 3 月 31 日老発 0331006 号 厚生労働省老健局長通知)に基づき、全国統一の認定手続を行っている。認定手続等の概略は以下のとおりである。



(「みんなで支える介護保険」仙台市発行 平成22年度版より転載)

また、二次判定を行う介護認定審査会の組織及び各区における平成23年度の介護認定審

査会の開催状況は以下の通りである。



	青葉区		宮城野区		若林区		太白区		泉区		合計	
	審査回数	処理件数	審査回数	処理件数	審査回数	処理件数	審査回数	処理件数	審査回数	処理件数	審査回数	処理件数
第1班	23	820	23	914	23	867	23	860	22	851	114	4,312
第2班	23	811	25	990	24	895	23	859	22	862	117	4,417
第3班	24	868	24	949	23	849	24	901	22	855	117	4,422
第4班	24	864	23	907	24	864	24	893	22	862	117	4,390
第5班	22	654	22	876	23	861	22	829	22	871	111	4,091
第6班	22	768	23	904	23	876	23	853	22	860	113	4,261
第7班	22	796	23	901	23	879	23	851	22	861	113	4,288
第8班	24	888	24	934			24	888	22	853	94	3,563
第9班	24	874					24	870			48	1,744
第10班	24	873					24	885			48	1,758
第11班	24	870					24	891			48	1,761
第12班	24	881									24	881
第13班	24	880									24	880
第14班	25	902									25	902
第15班	25	901									25	901
合計	354	12,650	187	7,375	163	6,091	258	9,580	176	6,875	1,138	42,571

(3)実施した監査手続

要介護認定及び要支援認定の認定手続が上述の「要介護認定等の実施について」および「介護認定審査会の運営について」に従って行われていることを検証するため、関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。

(4)実施した監査手続の結果

一次判定の結果を二次判定で変更した場合の記録について(指摘)

上述の「介護認定審査会の運営について」では、「被保険者に対する保険者の説明責任を果たすという観点からも、変更を行う際には、その理由を明確にする必要がある。一次判定結果を変更する判定を行った場合、事務局に対して、特記事項又は主治医意見書の通常の例と異なる介護の手間が読み取れる具体的な箇所を明示し、これを記録することが重要である。」とされている。仙台市では「介護認定審査会記録票」を作成し、一次判定結果を二次判定において変更する場合の理由を記録しているが、任意に数件のサンプルを抽出して閲覧したところ、記録が残されていないものが発見された。変更の記録が残されていない場合、被保

険者に対する説明責任を果たすことができない。

要介護・要支援の認定区分に応じて介護保険で利用できるサービスの限度が異なるため、被保険者にとって重要な問題であり、自らの想定と異なる判定結果となった場合、被保険者はなぜこのような判定結果となったか確認したいものと考えられる。現状、二次判定に不服ということで県の介護保険審査会へ審査請求の提出されている案件は 1 件と少ないものの、被保険者への説明責任を果たすためにも変更理由を明確に記録する必要がある。

処分延期通知の発送について(意見)

介護保険法では、次のように規定している。

- ・要介護・要支援の認定申請に対する処分は、当該申請のあった日から 30 日以内に行わなければならない。
- ・申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から 30 日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間(以下、処理見込期間という。)およびその理由を通知し、これを延期することができる。
- ・要介護・要支援の認定申請をした日から 30 日以内に当該申請に対する処分がされないとき、もしくは、延期にかかる通知がないとき、または処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がなされないときは、当該申請に係る被保険者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。
- ・更新申請にあたっては、現在の要介護認定の満了日の 60 日前から行うことができる。

当該手続に係る仙台市のマニュアルは、介護保険法に基づき作成されており、認定結果通知の到着日が申請日の翌日から起算して 30 日以降となる場合は、処分延期通知を行うこととしている。

各区役所において認定申請日から 30 日以内に決定通知が行われているか、又は処分延期通知が行われているかを調べた結果は以下のとおりであった。

認定申請日から 30 日を過ぎて認定結果通知を行っているにも関わらず、30 日以内に処分延期通知を発行していないものが数多くあった。

その理由としては、主治医意見書の入手が遅くなってしまうこと、また、訪問調査の実施が本人や家族の都合で遅くなってしまうことなどから、30 日以内に処分することが困難な場合があること、また、30 日を経過しても介護認定審査会における処分決定がその期限経過後数日以内に予定されている場合には、処分延期通知を発送し、数日後にまた認定結果通知を発送することとなり申請者を混乱させることにもなりかねないことから処分延期通知を発送していないとのことであった。

この点を考慮すると、新規申請に関しては、処分延期通知を発行していない場合であっても処分決定が 30 日を大幅に経過しているケースは無かったことから特段の問題はないものと考ええる。

しかしながら、更新申請に関しては、調査対象とした認定結果通知の中には申請日より 2 か

月以上経過しているにも関わらず認定申請日から 30 日以内に処分延期通知を発行していないものもあった。

このようなケースでは、申請者に対し、担当のケアマネジャーが更新期間に対応するサービスの内容についての相談等を行っており、認定の遅延に係る実質的な問題はないものの、処分決定が大幅に遅れる、又は期限後数日以内に該当する申請の具体的な処分予定日が未定であるなら、事前に文書で処分延期通知を送付することが望ましい。

12. 介護保険料設定の仕組みと平成 23 年度の保険料について

(1)概要

介護保険の被保険者には、65 歳以上の第 1 号被保険者、および、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者がいる。第 2 号被保険者については、それぞれが加入している健康保険等の公的な医療保険により保険料が徴収され、徴収された保険料は社会保険診療報酬支払基金を通じて保険者に納付される。

65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料は保険者である仙台市から直接徴収されることとなるが、保険料は介護保険事業に要する費用の約 20%を賄っている。

即ち、第 1 号被保険者の保険料額は、以下の算式により算出された基準額をもとに、所得に応じ段階的に設定されている。

$\text{介護保険事業の要する費用} \times 65 \text{ 歳以上の負担割合 (約 20\%)} \div 65 \text{ 歳以上の人数}$ $= \text{保険料の基準額 (年額)}$
--

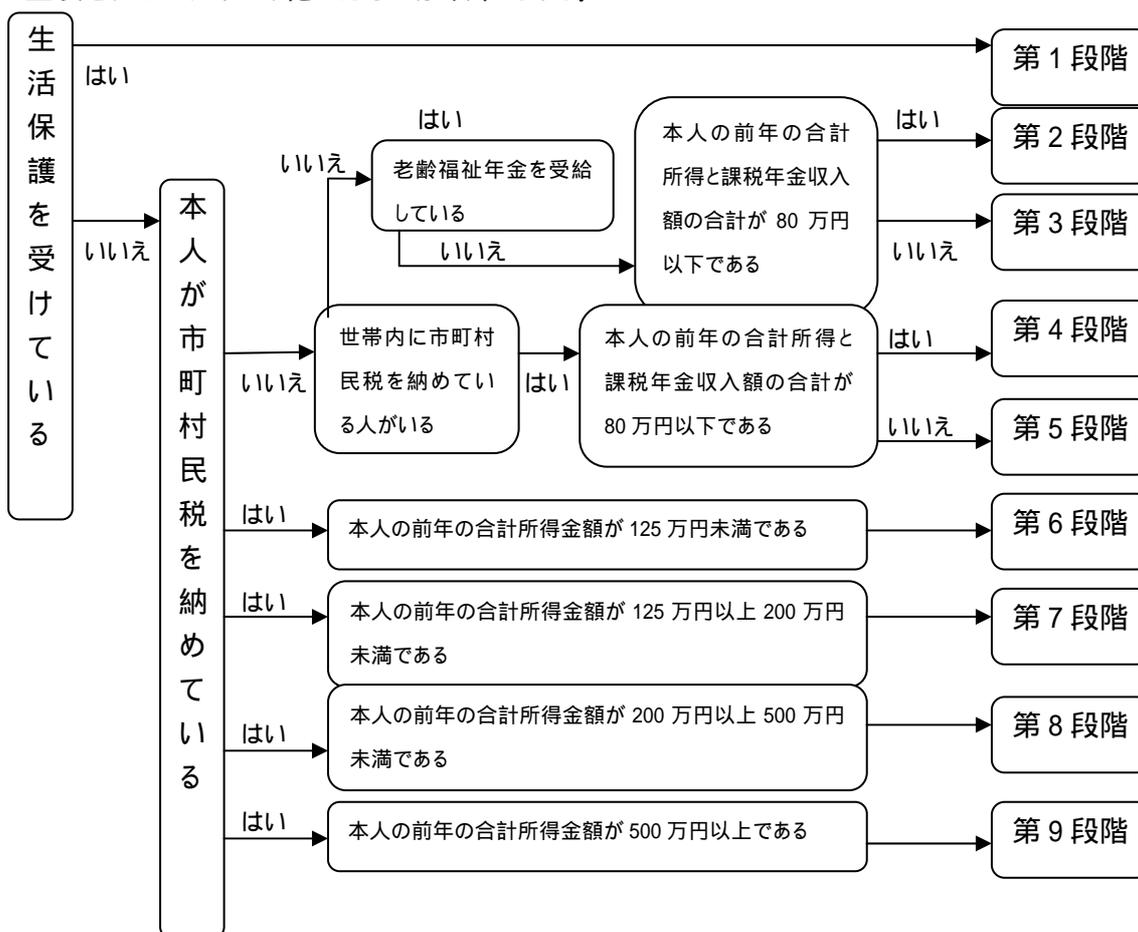
平成 23 年度の所得段階に応じた介護保険料は以下のとおりである。

(「みんなで支える介護保険」より。)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料 (月額換算)	
第 1 段階	次のいずれかに該当する方 生活保護を受給している方 本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	0.50	26,200 円 (2,184 円)	
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で	本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計額が 80 万円以下の方	0.50	26,200 円 (2,184 円)
第 3 段階		本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計額が 80 万円を超える方	0.75	39,300 円 (3,275 円)
第 4 段階	本人が市町村民税非課税で、他の世帯員に市町村民税を課税されている方が	本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計額が 80 万円以下の方	0.85	44,500 円 (3,712 円)
第 5 段階	いて	本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計額が 80 万円を超える方	1.00 (基準額)	52,400 円 (4,376 円)
第 6 段階	本人が市町村民税課税で	本人の前年の「合計所得金額」が 125 万円未満の方	1.10	57,600 円 (4,804 円)
第 7 段階		本人の前年の「合計所得金額」が 125 万円以上 200 万円未満の方	1.25	65,500 円 (5,459 円)

第8段階	本人の前年の「合計所得金額」が200万円以上500万円未満の方	1.50	78,600円 (6,551円)
第9段階	本人の前年の「合計所得金額」が500万円以上の方	1.75	91,700円 (7,642円)

上表をフローチャート化したものが以下である。



ここで、「合計所得金額」とは、年金、事業、給与などの収入額から、それぞれの収入に対する必要経費等を差し引いた後の所得額の合計をいう。なお、それぞれの収入に対する必要諸経費等とは、例えば、公的年金収入については公的年金等控除額、給与収入については給与所得控除額をいう。「課税年金収入額」とは、市町村民税の課税対象となる年金で、公的年金等控除額を差し引く前の金額をいう。なお、市町村民税の課税対象となる年金には、障害年金や遺族年金等の非課税年金は含まれない。

また、保険料の納付方法には、年金額に応じて特別徴収と普通徴収の2種類がある。特別徴収とは、年6回、偶数月に支給される年金から保険料を天引きする方法であり、普通徴収とは、被保険者が、納入通知書に基づき6月から翌年3月まで年10回にわけて保険料を納付する方法である。合計所得金額、課税年金収入額に基づき年度の保険料が確定するのは6

月であり、特別徴収の 4 月徴収分については暫定的に前年度の所得段階に応じて保険料を徴収するため、年度の保険料が確定する 6 月に所得段階が変更となるケースがある。それ以外では、被保険者または世帯員の修正申告等により、被保険者または世帯員の市民税の課税と非課税の別や、被保険者の合計所得金額や課税年金収入金額に変動が生じ、年度の途中で所得段階が変更となるケースもある。

(2)実施した監査手続

任意に抽出したサンプルにつき、被保険者の所得段階に応じて正しい保険料が算定されているか確かめた。サンプルは、各所得段階でそれぞれ 3 件、および平成 23 年度の途中で保険料の額が変更となった 5 件を抽出した。

(3)実施した監査手続の結果

抽出したサンプルにつき、介護保険料賦課台帳照会画面のハードコピーを閲覧したところ、いずれについても所得段階に応じた正しい保険料が算定されており、特に指摘すべき事項は認められなかった。

13. 保険料の減免について

(1)概要

災害に遭ったり、生計維持者が失業や事業を廃止したことにより収入が著しく減少したため介護保険料の納付が困難になった場合には、保険料の減免の制度がある。

「仙台市介護保険条例」(以下、「条例」という。)では、介護保険料の減免について、次のように定められている。

(保険料の減免)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより必要があると認める場合においては、納付義務者の申請により、保険料を減免することができる。

- 一 第一号被保険者又は生計維持者が震災、風水害、火災その他の災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき
- 二 生計維持者が死亡したとき又は生計維持者の収入がその者の心身の重大な障害若しくは長期間の入院、事業若しくは業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき
- 三 生計維持者の収入が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したとき
- 四 法第六十三条に規定する者に該当し、その期間が一月を超えるとき
- 五 第一号被保険者が生活に困窮しているものとして市長が別に定める基準を満たすとき
- 六 その他特別の理由があると市長が認めるとき

2 前項の申請をする者は、市長が定めるところにより、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 第一項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申し出なければならない。

(2)実施した監査手続

保険料減免の処理は各区役所で実施されている。5 区役所のうち、任意に選んだ宮城野区および太白区において、それぞれ任意にサンプルを 15 件ずつ抽出して申請書およびその根拠となる添付資料を閲覧し、「条例」および「要綱」にしたがって減免が行われたか検証した。

(3)実施した監査手続の結果

申請の内容および減免の割合は「条例」および「要綱」に照らし妥当であり、また減免の根拠となる資料も添付されており、特に指摘すべき事項は認められなかった。

14. 介護保険料の収納状況について

(1)概要

保険料の納付方法について

保険料の納付方法には、年金額に応じて特別徴収と普通徴収の2種類がある。

特別徴収は、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が年額18万円以上の人が対象であり、年に6回、偶数月に支給される年金から、介護保険料が天引きされる。

普通徴収は、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が年額18万円未満の人が対象であり、毎年6月に送付される納入通知書に基づき、6月から翌年3月までの年10回にわけて納付する。

仙台市の介護保険料の収納状況

過去5年度分に係る介護保険料の収納状況の推移は以下のとおりである。滞納繰越分を含む全体の収納率は95%程度、滞納繰越分を除く現年分のみの収納率は98%程度、現年分のうち普通徴収分に係る収納率は、平成22年度を除けば85%程度で推移している。

なお、過去5年度分に係る特別徴収、普通徴収の調定額、収納額、および収納率の内訳は以下のとおりである。

(単位:百万円)

年度	徴収方法		調定額	収納額	収納率
平成19年度	現年分	特別徴収	7,732	7,732	100.0%
		普通徴収	1,165	994	85.3%
		計	8,897	8,726	98.1%
	滞納繰越分	普通徴収	307	43	14.0%
	合計	特別徴収	7,732	7,732	100.0%
		普通徴収	1,473	1,037	70.4%
計		9,205	8,769	95.3%	
平成20年度	現年分	特別徴収	8,023	8,023	100.0%
		普通徴収	1,204	1,020	84.7%
		計	9,228	9,044	98.0%
	滞納繰越分	普通徴収	342	48	14.1%
	合計	特別徴収	8,023	8,023	100.0%
		普通徴収	1,547	1,068	69.1%
計		9,570	9,092	95.0%	
平成21年度	現年分	特別徴収	8,584	8,584	100.0%
		普通徴収	1,165	983	84.4%
		計	9,750	9,568	98.1%
	滞納繰越分	普通徴収	365	52	14.5%

	合計	特別徴収	8,584	8,584	100.0%
		普通徴収	1,530	1,036	67.7%
		計	10,115	9,621	95.1%
平成 22 年度	現年分	特別徴収	8,839	8,839	100.0%
		普通徴収	1,056	830	78.6%
		計	9,895	9,669	97.7%
	滞納繰越分	普通徴収	374	58	15.7%
	合計	特別徴収	8,839	8,839	100.0%
		普通徴収	1,430	889	62.2%
計		10,269	9,728	94.7%	
平成 23 年度	現年分	特別徴収	7,661	7,661	100.0%
		普通徴収	918	770	83.8%
		計	8,580	8,431	98.3%
	滞納繰越分	普通徴収	413	117	28.4%
	合計	特別徴収	7,661	7,661	100.0%
		普通徴収	1,332	887	66.6%
計		8,993	8,549	95.1%	

特別徴収は年金からの天引きのため、収納率は原則 100%となる。現年分に係る普通徴収の収納率は、平成 22 年度を除けば 85%程度、滞納繰越分に係る収納率は、平成 23 年度を除けば 14～16%程度で推移している。

なお、平成 22 年度の現年分に係る普通徴収の収納率が 78.6%と例年に比べ低く、また、平成 23 年度の滞納繰越分に係る収納率が 28.4%と例年に比べ高いのは、次の理由による。普通徴収は、6 月から翌年 3 月まで年 10 回に分けて行われ、最終の第 10 期の納期は通常 3 月 16 日から 31 日までであるが、東日本大震災のあった平成 23 年 3 月分に係る平成 22 年度第 10 期の納期については、震災の影響を考慮し、納期を 3 月 31 日から 5 月 31 日に延長するという措置が講じられた。しかしながら、震災の影響は大きく、未納が増加した結果、平成 22 年度の現年分に係る収納率は例年と比較し 5 ポイントほど低下している。他方、平成 22 年度第 10 期の未納に係る督促は平成 23 年 6 月に行われ、震災の影響で図らずも未納状態となった被保険者がその督促に応じ未納保険料を納付したこと等から、平成 23 年度の滞納繰越分に係る収納額は過年度と比較し増加し、収納率も過年度と比較し上昇している。

政令指定都市における普通徴収の収納率

各政令指定都市における普通徴収の収納率は以下のとおりである。

都市名	平成 23 年度	過去 5 年度平均	順位	滞納処分の実施
札幌市	69.05%	68.58%	11	実施
仙台市	66.62%	67.20%	13	実施せず
さいたま市	69.43%	70.82%	6	実施せず
千葉市	70.68%	71.54%	4	実施
川崎市	65.81%	66.83%	16	実施
横浜市	68.64%	70.20%	7	実施
相模原市	67.61%	67.18%	14	実施せず
新潟市	74.32%	77.37%	1	実施せず
静岡市	65.30%	67.45%	12	実施
浜松市	69.39%	72.00%	2	実施せず
名古屋市	69.43%	71.10%	5	実施
京都市	69.94%	69.37%	8	実施
大阪市	64.79%	61.36%	19	実施
堺市	64.61%	66.96%	15	実施せず
神戸市	67.73%	68.98%	9	実施
岡山市	69.45%	68.85%	10	実施
広島市	70.64%	71.69%	3	実施
北九州市	66.14%	64.81%	18	実施
福岡市	66.19%	65.67%	17	実施せず
熊本市	59.71%	59.71%	20	実施せず

*1 収納率は、現年分および滞納繰越分の調定額合計に対する収納額合計の割合である。

*2 過去 5 年度平均とは、平成 19 年度から平成 23 年度の平均を示す。

*3 順位は、過去 5 年度平均のパーセンテージの高い順を示す。

*4 滞納処分の実施状況のうち、福岡市については平成 23 年度より実施予定である。また、堺市および熊本市については、介護保険料単独では滞納処分を実施していないものの、国税や地方税等の滞納に対し他の行政機関等が差し押さえを実施している場合、当該他の行政機関等に差し押さえ財産の交付要求は実施している。

市の普通徴収に係る収納率は、過去 5 年度平均で、20 の政令指定都市中 13 番目である。また、交付要求を実施している堺市および熊本市、ならびに滞納処分の実施予定の福岡市も含め、滞納処分を実施している政令指定都市は 20 都市中 15 都市にのぼる。

滞納保険料の徴収体制

滞納者に対する徴収活動は実質的には各区で実施している。保険料滞納者に対しては、納期限の翌月 20 日頃に書面による督促状を送付する。その納期限は督促状が送付された月の末日である。それでも未納の場合には、督促による納期限の翌月 5 日頃、書面による催告書

を送付する。それでも未納の場合には、各区は、それぞれ策定した収納対策計画に基づき徴収活動を実施する。具体的には、滞納者の抽出と分類を行い、その分類に応じ、区役所職員による電話での催告や、非常勤の嘱託職員による訪問徴収が実施される。

なお、訪問徴収を行う嘱託職員の採用は平成 17 年度の 2 名からスタートし、平成 23 年度は 4 名の嘱託職員が採用され、各区役所の滞納者の訪問徴収を行っている。報酬は月額の基本報酬に加え、当月に徴収した保険料の期別数に応じた能率報酬および口座振替が成約した件数に応じた口座振替勧奨報酬が支払われる。

介護保険料を納めない場合の給付制限

ア. 保険料滞納者に係る支払方法の変更

介護保険料の納付を 1 年以上滞納すると、介護保険法第 66 条の規定に基づき、サービスを利用した時の費用が一旦全額自己負担となる。

イ. 保険給付の支払の一時差止

1 年 6 カ月以上滞納すると、介護保険法第 67 条の規定に基づき、保険給付が一時差し止めとなり、さらに滞納が続くと、保険者は保険給付から滞納保険料を差し引くことが可能となる。

ウ. 利用者負担の引き上げ、およびサービスの利用に係る保険給付の制限

2 年以上滞納すると、介護保険法第 69 条の規定に基づき、その滞納期間に応じて、一定期間の利用者負担が 1 割から 3 割に引き上げられる。また、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費、特定入所者介護サービス費、および特定入所者介護予防サービス費が支給されない。

滞納保険料に係る時効

介護保険法(以下、「法」という)では、滞納保険料に係る時効につき、次のように定められている。

(時効) 第 200 条 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅する。 2 保険料その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法第 153 条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。
--

市が納期限の翌月に送付する督促状には時効を中断する効力があるが、その翌々月に送付する催告書には時効を中断する効力がなく、また、市は、督促後に時効を中断させる特段の措置を講じていないため、督促による納期限から 2 年が経過した後、時効が成立し、市の保険料徴収権は消滅する。時効が成立した滞納保険料は不納欠損として処理される。

(2)実施した監査手続

総合支所を含む、5 区の平成 22 年度および平成 24 年度の「介護保険料収納対策計画」を閲覧した。また、宮城野区および太白区において、任意に抽出した滞納者、および、所得段階が最高の第 9 段階にある滞納者につき、当該滞納者との折衝内容や調査内容の履歴が記載された「滞納整理票」の閲覧を行い、宮城野区および太白区ならびに市の担当者に質問を実施した。

(3)実施した監査手続の結果

効率的かつ効果的な徴収活動の実施について(意見)

上記(1) 仙台市の介護保険料の収納状況で示した通り、現年分と滞納繰越分を併せた普通徴収の平成19年度から平成23年度までの収納率の推移は、70.4%、69.1%、67.7%、62.1%、66.6%と、概ね横ばい、ないし、微減傾向にある。区はそれぞれ年度ごとに収納対策計画を策定のうえ徴収活動を実施し、また、滞納者の訪問徴収を実施する嘱託職員の報酬は基本報酬に加え、能率報酬および口座振替勧奨報酬が支払われるという体系になっているが、大きな成果は上がっているとは言い難い。

市担当者に質問したところ、滞納者に対する徴収活動の指針を示す「介護保険料 滞納整理の手引き」(以下、「手引き」という)が平成16年2月に作成されたが、現在は使用していないとのことである。なお、「手引き」は、1.趣旨、2.基本方針、3.基本的な滞納整理、4.換価財産調査、5.滞納処分、6.分納管理、の各章から構成されている。市担当者によれば、「手引き」が作成されたのは、嘱託職員を採用する以前のため実態にそぐわない面も生じてきており、また、滞納者に対する徴収活動を実際に行っているのは各区であるという状況も鑑み、現在は使用しておらず、平成16年2月作成後改定も行っていないとのことである。

宮城野区役所および太白区役所の担当者に質問したところ、徴収活動に係る区独自の指針は作成しておらず、徴収活動は区で策定した収納対策計画に基づき実施しているとのことである。東日本大震災の影響で平成23年度は各区で収納対策計画が策定されなかったため、平成22年度および直近の平成24年度の各区の収納対策計画を閲覧したところ、区によっては平成22年度および平成24年度の収納対策計画の内容がほとんど同じというところも見られ、収納対策計画の策定自体が形骸化している状況がうかがえる。

「手引き」は現在使用されておらず、区独自の指針も作成されていないことから、滞納者との折衝時の調査事項が明確でなく、「滞納整理票」の記載内容も担当者の判断に委ねられているため、「滞納整理票」には滞納者との折衝についての担当者の所感が漫然と記載されるにとどまり、必ずしもその後の徴収活動に役立つものとはなっていない。

収納率を向上させるには、徴収活動をより効率的かつ効果的に行う必要がある。そのため、各区で使用できるよう「手引き」の見直しを行い、滞納者への調査事項および「滞納整理票」への記載事項の明確化を図り、また、各区で策定する収納対策計画の精緻化を図る必要がある。これに基づき、滞納者の態様に即した徴収活動を実施し、実際の徴収活動で浮かび上がった課題の洗い出しと、市、各区、嘱託職員による情報の共有化を図り、その後の収納対策計画へ反映させていくという取り組みが必要である。

15. 滞納保険料に係る不納欠損額について

(1)概要

14. 介護保険料の収納状況に記載のとおり、市は、滞納者に対し督促は実施するものの、その後、時効を中断させる特段の措置を講じていないことから、督促の納期限から未納のまま2年が経過した後、保険料の徴収権が時効により消滅し、滞納保険料を不納欠損として処理している。

各区の過去5年度分に係る不納欠損額は以下のとおりである。

(単位:百万円)

	青葉区 (総合支所) *1	宮城野区	若林区	太白区 (総合支所) *1	泉区	合計
平成19年度	25 (5)	20	12	23 (0.4)	10	93
平成20年度	30 (6)	26	15	26 (0.4)	12	112
平成21年度	33 (6)	28	15	27 (0.6)	13	118
平成22年度	34 (7)	29	16	26 (0.6)	12	118
平成23年度	30 (7)	27	15	28 (0.6)	11	113
小計 *2	154 (33)	133	74	131 (2)	61	556
累計 *2	230 (49)	191	107	194 (4)	91	815

*1 青葉区および太白区のカッコ内の数字はそれぞれ、宮城総合支所および秋保総合支所のものである。

*2 小計とは過去5年度分の合計であり、累計とは平成14年度から平成23年度分の合計である。

直近の4年度はいずれの年度においても不納欠損処理額が110百万円を超えており、平成12年の介護保険制度開始以降に不納欠損として処理した累計額は平成23年度末で815百万円に上る。

また、平成23年度末時点で保険料を滞納している被保険者の所得段階別人数は以下のとおりである。

(単位:人数)

	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
第1段階	79	64	36	83	28	290
第2段階	341	250	195	280	146	1,212
第3段階	162	103	55	135	74	529
第4段階	228	194	143	245	150	960
第5段階	61	46	27	70	42	246
第6段階	185	136	75	173	104	673
第7段階	116	76	49	76	70	387
第8段階	82	45	23	58	46	254
第9段階	16	7	4	9	13	49
合計	1,270	921	607	1,129	673	4,600

滞納者のうち所得段階が第1段階および第2段階の被保険者の占める割合が全体の約3分の1と、低所得者層に滞納者が多い一方、一定以上の所得がありながらも保険料を滞納する被保険者が存在する現実もうかがえる。

なお、仙台市では介護保険制度開始以降実施はしていないものの、滞納処分に関し、介護保険法144条、および、その根拠となる地方自治法、地方税法では、以下のように定められている。

「介護保険法」

(滞納処分)

第144条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。

(資料の提供等)

第203条 市町村は、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

「地方自治法」

(督促、滞納処分等)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(中略)

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例に

より処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

「地方税法」

(市町村民税に係る滞納処分)

第 331 条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

(中略)

6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

(2)実施した監査手続

宮城野区および太白区において、任意に抽出した滞納者、および、サンプルベースで抽出した所得段階が最高の第 9 段階にある滞納者につき、当該滞納者との折衝内容や調査内容の履歴が記載された「滞納整理票」の閲覧を行った。また、市役所、宮城野区役所および太白区役所の担当者に質問を行った。

(3)実施した監査手続の結果

財産調査および滞納処分の実施について(意見)

市では、介護保険制度開始以降、滞納処分は実施していない。市担当者に質問したところ、滞納処分を実施するための人員や時間に余裕がなく、また、介護保険料の徴収権は督促の納期限後 2 年で消滅時効にかかるため、滞納処分により回収できる滞納保険料は最大で 2 年分にとどまり、労力に見合う見返りも乏しいことから、滞納処分は実施していないとのことであった。

しかしながら、ここ数年度は毎年度不納欠損処理額が 110 百万円を超え、制度開始以降の不納欠損処理額の累計でも平成 23 年度末で 815 百万円に上っており、無視できる金額ではない。

「法」第 132 条では、「第 1 号被保険者は、市町村がその者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合においては、当該保険料を納付しなければならない」と定められ、第 1 号被保険者には保険料を納付する義務がある。また、同第 129 条では、「市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない」と定められ、市町村には保険料を徴収する義務がある。所得段階が 9 段階にある未納者を宮城野区および太白区においてそれぞれ 6 名ずつサンプルベースで抽出し、「滞納整理票」を閲覧した結果は以下のとおりである。

< 宮城野区 >

滞納者	滞納者との交渉経過の概要・未納の理由等
A	所得段階の上昇につき追徴分が普通徴収となった。訪問徴収時に不在のため滞納者との折衝記録なし。
B	介護保険のサービスを利用するつもりがないため未納。
C	家族との折衝はあるものの本人との折衝なし。滞納の理由は不明。
D	所得段階の上昇につき追徴分が普通徴収となった。特別徴収のほかに追加で納付することに納得いかず未納。
E	介護が必要になっても介護保険は利用するつもりはないため未納。
F	所得段階の上昇につき追徴分が普通徴収となった。特別徴収のほかに追加で納付することに納得いかず未納。

< 太白区 >

滞納者	滞納者との交渉経過の概要・未納の理由等
G	介護保険のサービスを利用するつもりがないため未納。
H	所得段階の上昇につき追徴分が普通徴収となった。特別徴収のほかに追加で納付することに納得いかず未納。
I	介護保険制度に対する不信により未納。
J	家族との折衝はあるものの本人との折衝なし。滞納の理由は不明。
K	訪問徴収時不在につき滞納者との折衝記録なし。
L	訪問徴収時不在につき滞納者との折衝記録なし。

任意に抽出した滞納者に係る「滞納整理票」の閲覧および区担当者への質問の結果、滞納者の大半は低所得者であり、支払の余裕が無いというものが大部分であったが、所得段階が第9段階にある滞納者については、介護保険制度に対する不信等から、保険料を納付しない被保険者が存在するのも事実である。これらの滞納者に対しては、介護保険制度の趣旨を十分に説明し理解を得る必要がある。

保険料を滞納した場合、その期間に応じた給付制限も設けられているため、滞納は滞納者自身にとっても望ましいことではない。また、給付制限が設けられているとはいえ、年金から保険料が天引きされる特別徴収者との公平性の観点からも問題がある。保険料を納付できるにもかかわらず納付しない被保険者を未納のまま放置することは、保険料は納めなくてもいいという風潮を助長し、介護保険制度の根幹を揺るがすことにつながりかねず妥当ではない。介護保険制度に係る財源を安定的に確保するためにも、滞納者に対し、滞納処分を実施する必要があると考える。

「法」第132条第2項および第3項では、それぞれ「世帯主は、市町村が当該世帯に属する第1号被保険者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う」および「配偶者の一方は、市町村が第1号被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯

して納付する義務を負う」と定められている。また、「法」203 条により、市町村には、被保険者、第 1 号被保険者の配偶者もしくは第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主の資産や収入状況を調査できる権限も付与されている。滞納者個人の介護保険料単独で滞納処分を実施することは必ずしも効果的ではないが、滞納者の世帯主および配偶者の滞納状況や資産・収入状況を把握し、市民税や健康保険料等の滞納状況も勘案の上、他の部署との連携を図ることにより、効率的かつ効果的な回収も可能と考える。

14. 介護保険料の収納状況に記載のとおり、交付要求を実施している堺市および熊本市、ならびに滞納処分実施予定の福岡市も含め、滞納処分を実施している政令指定都市は 20 都市中 15 都市にのぼっている。また、市民税等の徴収強化を図り、悪質な未納者に対し強い態度で臨む自治体が増えているのも周知のとおりである。効率的かつ効果的な回収が見込める滞納者を洗い出し、他の部署との連携も図りながら、滞納処分を行う必要がある。

16．介護保険における保険給付について

(1)保険給付の種類

介護保険における保険給付には2種類ある。

現物給付

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者は介護報酬のうち原則1割分を利用者から徴収し、残り9割を国民健康保険連合会に保険請求する。

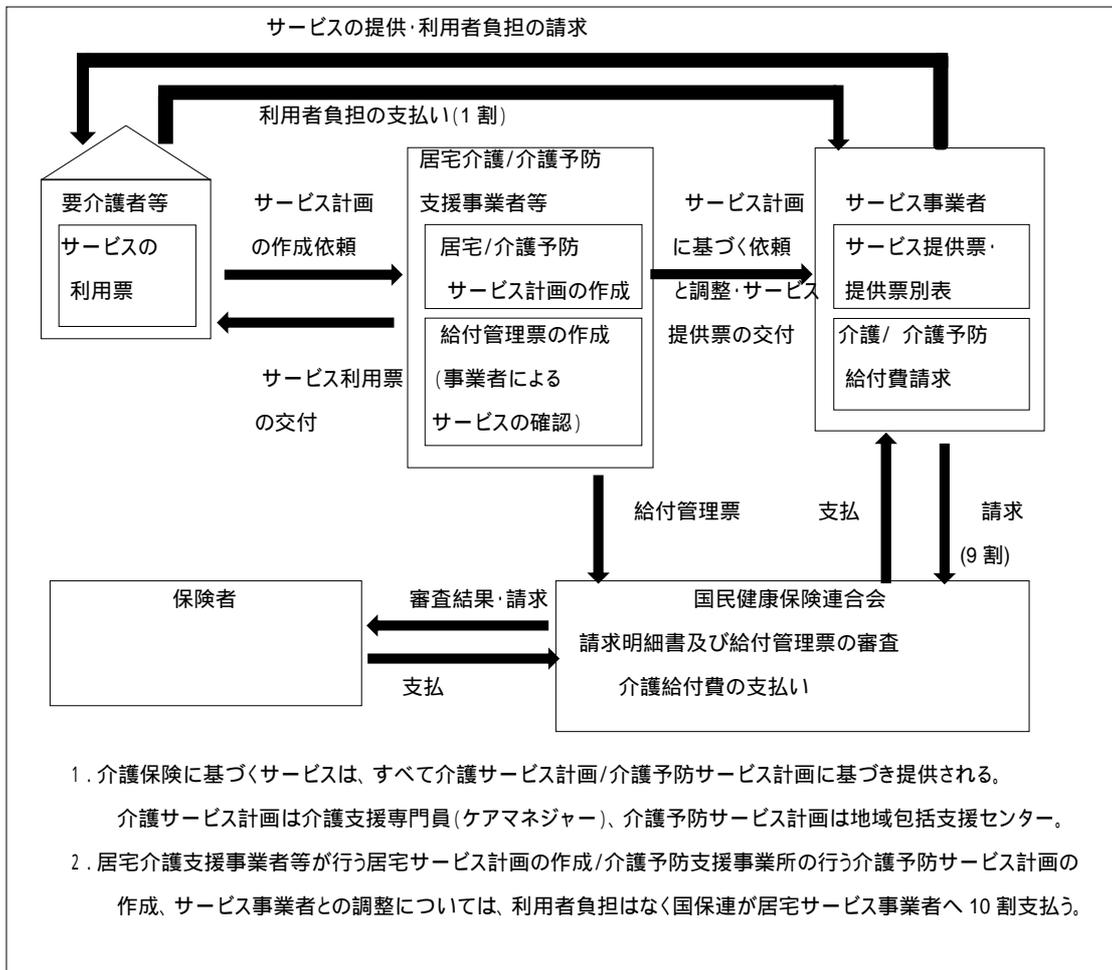
償還払い

在宅の要介護者・要支援者が指定事業者からサービス(福祉用具購入、住宅改修等)の提供を受けた場合、かかった費用の全額を事業者に支払、後日、保険者(仙台市)へ申請し、支払った金額のうち9割を保険給付として受け取る。

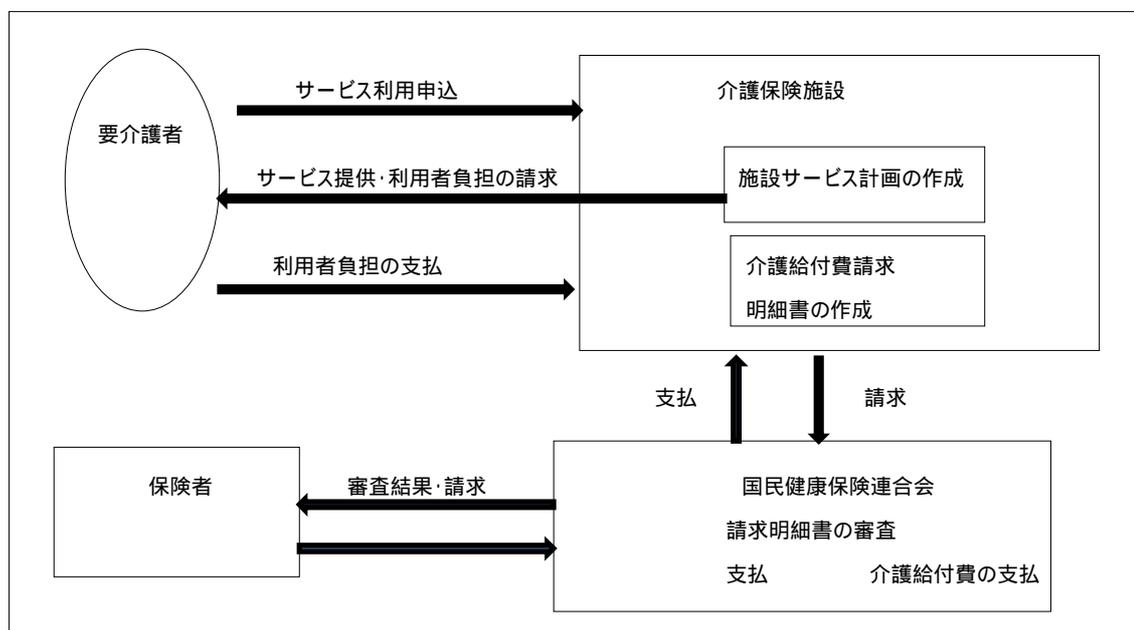
現物給付、償還払いの基本的な流れは以下のとおり。

現物給付

ア、居宅サービス・介護予防サービスの場合

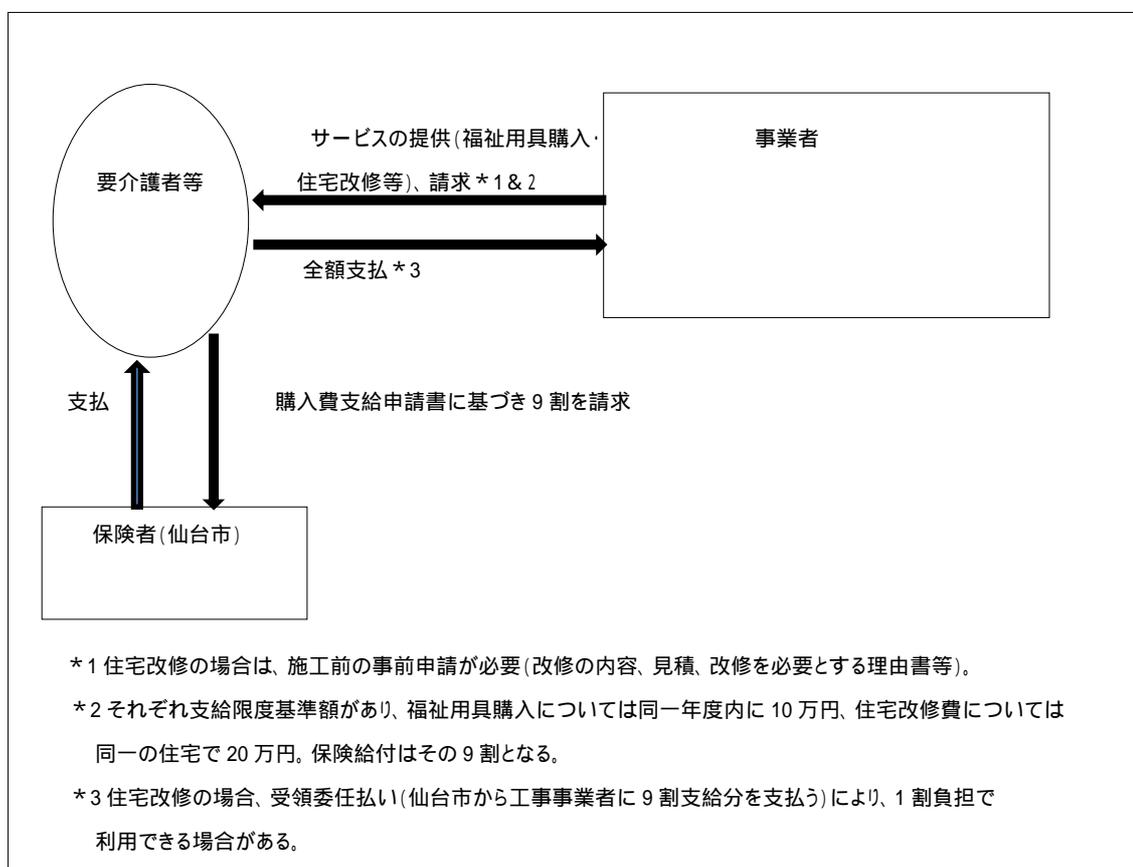


イ、施設サービスの場合



保険者(市)は、介護サービス事業者及び介護保険施設からの請求に係る内容審査及び給付費の支払いを国民健康保険連合会に委託している。国民健康保険連合会は、居宅支援事業所等が作成する利用者ごとの給付管理票とサービス提供事業者が作成するサービス提供票を照合することにより、サービス計画に基づく必要かつ十分なサービスが提供されているかを審査し、サービス提供事業者に対して保険給付を行う。

償還払いの場合



介護保険の給付対象となる特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具(以下「特定福祉用具等」という。基本的には、入浴や排せつに用いる貸与になじまない福祉用具)の種類及び住宅改修の種類は、厚生省告示において定められており、以下のものが該当する。

・特定福祉用具等

腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分

・住宅改修

手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他前号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

なお、利用者負担に関しては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」及び「東日本大震災に係る介護保険サービス負担額等の特例措置に関する要綱」(平成 23 年 4 月 22 日健康福祉局長決裁)(以下特例措置という。)により、介護保険サービスに係る利用者負担額、食費、居住費及び滞在費が免除されている。

特例措置の対象となる要介護保険者等の要件及び減免割合は以下のとおり。

東日本大震災にかかる災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村(東京都を除

く)に住所を有する仙台市の要介護被保険者等(震災時に当該適用市町村に住所を有したものを含む)のうち、(ア)～(カ)のいずれかの申し出を行ったもの

要件	減免割合
(ア)東日本大震災により、当該被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財又はその他の財産について2分の1以上の損害を受けたこと	10分の10
(イ)被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号八に規定する長期非難世帯に属するものであること	
(ウ)東日本大震災により、当該被保険者の生計を主として維持するものが死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと	
(エ)東日本大震災により、主たる生計維持者の行方が不明である旨	
(オ)東日本大震災により、当該被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨	
(カ)東日本大震災により、当該被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨	

国は、市町村が行う第1号保険料の減免や利用者負担額の免除等に対して補助することにより介護保険事業運営の安定化を図っている。

(2)実施した監査手続

利用したサービスの内容や費用について利用者に直接確認する介護給付費通知の状況聴取

苦情処理票の査閲による介護給付費関連事項の問題点の把握

償還払いに関して、サンプルを抽出し利用者からの申請書、領収書、減免の場合の資格証明書又は認定書等との突合を行い支給手続きの準拠性を検証した。

(3)実施した監査手続の結果

聴取の結果、介護給付費通知に関して利用者から特に問題点の指摘はなかった。

苦情処理票の査閲の結果、介護給付費に影響する苦情はなかった。

償還払いに関する手続きの結果、指摘すべき事項は特にない。

17. 地域包括支援センター(包括的支援事業の実施委託)について

(1)概要

地域包括支援センター(以下、「センター」という。)は、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されている。

センターは、介護保険法第115条の46第2項により、市町村が設置できることとされている。また、包括的支援事業の実施の委託を受けた者も包括的支援事業等を実施するためにセンターを設置できることとされている。仙台市では、センターの設置・運営はすべて委託を行っており、平成23年度においては中学校区を基本として44のセンターの設置・運営を委託している。

事業内容

ア. 地域包括支援センター基本事業

A. 総合相談・支援および権利擁護業務

- ・担当圏域の要援護高齢者等の心身およびその家族の状況の把握と介護ニーズの評価
- ・要援護高齢者等およびその家族等に関する基礎的事項、介護予防支援計画の内容および実施状況、サービス利用以降および今後の課題等を記載した台帳の整備およびそれに伴う報告
- ・各種保健福祉サービスの利用方法等に関する情報提供および啓発
- ・在宅介護等に関する各種の相談への総合的な対応・指導・助言
- ・公的保健福祉サービスの申請代行、適用調整
- ・住宅改修プラン作成(介護保険法第8条第21項に規定する居宅介護支援を受けていない被保険者に居宅介護(支援)住宅改修理由書を作成すること)
- ・権利擁護や虐待防止に伴う相談、通報等の対応、訪問調査
- ・併設施設等と連携しての24時間相談体制の整備
- ・上記を実施するために必要な訪問・実態把握

B. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・包括的・継続的なケア体制の構築
- ・日常的個別指導・相談
- ・支援困難事例等への指導・助言
- ・担当圏域包括ケア会議の開催
- ・地域密着型サービス運営推進会議への参加
- ・地域ケア全体会議、地域包括支援センター連絡会議等への参加

C. 二次予防事業対象者把握事業

- ・生活機能に関する状態の把握
- ・行政や主治医等、関係機関との連携による実態把握

D. 介護予防普及啓発等事業

- ・地域への介護予防普及啓発
- ・地域での自主的な介護予防活動の支援
- ・高齢者への介護予防に関する普及啓発

イ. 介護予防ケアマネジメント事業

- ・アセスメント
- ・介護予防支援計画表の作成
- ・サービス担当者会議の開催
- ・本人・家族の同意・介護予防支援計画の確定
- ・モニタリング
- ・介護予防支援評価表の作成

ウ. 高齢者等実態把握調査

- ・緊急通報システムの設置に係る実地調査
- ・緊急通報システムの設置工事の立会い
- ・「高齢者住宅改造費補助金交付事業」における訪問調査
- ・シルバーハウジング入居希望者に係る訪問調査
- ・高齢者生活援助サービス事業における訪問調査
- ・食の自立支援サービス事業における訪問調査
- ・高齢者ニーズ把握事業における訪問調査
- ・その他保健福祉サービスの提供等に関する訪問調査

エ. 介護予防教室(認知症教室を含む。)事業

- ・会場の確保
- ・参加者の募集、決定
- ・教室に使用する教材、資料等の準備
- ・カリキュラムの作成および広義・実習等の実施(講師依頼、謝礼支払、実費の徴収を含む。)
- ・教室の概要報告(開催日翌日貴参で10日以内に介護予防教室評価票を提出)
- ・実績報告(介護予防教室実績報告書を四半期毎に提出)
- ・その他必要に応じた連絡調整

オ. 福祉用具展示紹介事業

次に掲げる項目のうち3つ以上の項目に該当する用品を展示していることを原則とする。

- ・ベッド、床ずれ予防関連用品
- ・移動関連用品
- ・排泄関連用品
- ・入浴関連用品
- ・食事関連用品

利用対象者

市内に居住する65歳以上の高齢者およびその家族

地域包括支援センター運営事業費の過去5年間の実績

(単位:千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基本事業費	521,427	518,520	562,178	562,237	629,470
高齢者等実態把握調査費	4,714	4,441	4,881	3,588	3,180
介護予防ケアマネジメント事業費	2,664	3,079	3,363	2,719	2,679
体制整備加算費	-	47,861	54,797	51,863	16,133
合計	528,805	573,901	625,220	620,408	651,463

センターへの委託料(実績加算分)の支払いについて

委託先に対しては、センターを運営することの対価として委託料を支払う。委託料は、基本事業費である固定部分とサービスの提供実績数に応じて加算される変動部分(以下、「実績加算分」という。)とで構成される。

平成23年度の実績加算対象事業は以下の通りであり、センターが実施した事業量に応じた加算分として、四半期ごとにセンターから仙台市に請求に基づき、支払われる。

- ア. 二次予防事業対象者に対する初回の介護予防ケアマネジメント事業費
- イ. 二次予防事業対象者に対する2回目以降の介護予防ケアマネジメント事業費
- ウ. 高齢者等実態把握調査費
- エ. 介護予防教室事業費
- オ. 体制整備加算費

(2) 監査手続

実績加算分の支払いにあたり、センターからの請求が、事業を実施した事実に基づくものかの確認しているかを検証するため、サンプルを抽出して確認書類を閲覧し、必要に応じて担当者に質問をした。

(3) 実施した監査手続の結果

実績加算対象事業別に監査手続を実施した結果は以下のとおりである。

実績報告書の正確性の検証について(指摘)

仙台市は、センターとの委託契約によりセンターが高齢者等実態把握調査を実施した場合、1件あたり2,700円の事業費を交付している。

センターは、委託契約に基づき、実態把握調査を行い、実態調査の内容及び結果に係る実態調査票を実施のつど区役所に報告し、また、四半期ごとに実態把握調査の実績報告書を作成し、市役所(介護予防推進室)に提出している。

実績報告書は事業費交付の基礎資料となるものであるが、市役所(介護予防推進室)では

実績報告書の正確性を検証することなく、提出された実績報告書に基づきセンターに対し事業費を交付していた。

実績報告書の正確性は、区役所に提出された実態調査票と照合することにより確認できるものであり、その手続きは確実に実行すべきである。

二次予防事業対象者に対する初回及び2回目以降の介護予防ケアマネジメント事業費

センターは介護予防支援計画を作成する都度、区役所へ提出し、四半期ごとに市役所に実績報告書を提出する。市役所は実績報告書に基づいて事業費を交付するが、交付前にセンターが作成した実績報告書が介護予防支援計画に基づいているか、介護予防支援計画を把握している区役所に問い合わせることで確かめている。具体的には、各センターからの実績報告書を基礎として照会リストを作成し、各区役所に照会する。各区役所ではセンターから介護予防支援計画の提出を受けているので、これと照会リストを照合し、その結果を市役所に回答する。この市役所が実施している確認作業の結果をサンプルで確かめた結果、センターからの請求が、事業を実施した事実に基づくものかの確認を行っていることを、市役所が各区役所に照会した照会資料により確かめることができ、特に問題となる事象は発見されなかった。

体制整備加算費について

体制整備加算費は、センターの業務実施において、指定介護予防支援業務が占める割合が大きいことに配慮し、指定介護予防支援事業の介護予防支援計画を基準以上管理しているセンターを対象として、これらのセンターが職員の増員を行った場合に交付される。つまり、一定程度の体制を整備し、基準となる件数以上の指定介護予防支援事業の介護予防支援計画を作成・管理している場合、体制整備加算費が交付される。

センターは増員を行い、指定介護予防事業の介護予防支援計画を作成する都度、区役所に提出、四半期ごとに体制整備に係る実績報告書を仙台市に提出し、体制整備加算費を請求している。また、勤務する職員に変更が生じた場合は、センター職員の変更届等を仙台市に提出する。仙台市は、センターからの体制整備加算費の請求が、体制整備加算の条件を満たしているかを確かめるため、職員の勤務実態、指定介護予防事業の介護予防支援計画の作成件数を確かめる。この仙台市が実施している確認作業の結果をサンプルで確かめた結果、センターからの請求が、体制整備加算の条件を満たしているかの確認を行っていることを確かめることができ、特に問題となる事象は発見されなかった。

18. 地域支援事業について

(1)概要

地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日厚生労働省老健局長通知)(以下、「実施要綱」という。)によると、地域支援事業は、被保険者が要介護状態または要支援状態(以下、「要介護状態等」という。)となることを防止するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものである。

市における地域支援事業の事業内容は以下のとおりである。

地域支援事業	事業内容
介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・二次予防事業...要支援・要介護状態となる可能性が高い方を対象とする介護予防サービスの提供 ・一次予防事業...全高齢者を対象とする介護予防事業
包括的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業(地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等) ・権利擁護事業(成年後見制度利用支援、虐待の防止・早期発見等) ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業(支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等)
任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付等費用化適正化事業 ・家族介護支援事業 ・その他の事業(介護相談員派遣事業、食の自立支援サービス事業等)

また、平成23年度における地域支援事業における事業費の予算額と決算額は以下のとおりである。

事業名	事業名	予算額(千円)	決算額(千円)
介護予防事業	通所型特定高齢者支援事業	67,573	32,786
	介護予防訪問指導事業	4,316	809
	高齢者保健管理事業	1,208	745
	介護予防普及啓発事業	6,550	2,256
	介護予防教室実施事業	26,400	23,940
	介護予防グループ支援事業	6,147	5,436
	認知機能低下抑制推進事業	1,675	-
	介護予防プログラム強化事業	1,063	551
	二次予防事業対象者把握事業	106,200	105,652
	介護予防地域健康教育事業	341	98

包括的支援事業	地域包括支援センター運営事業	686,416	651,463
	高齢者サービス総合調整事業	1,405	1,065
	地域包括支援センター職員等研修事業	1,248	569
任意事業	認知症介護家族支援等推進事業	2,803	1,423
	家族介護慰労金支給事業	1,100	400
	介護用品支給事業	31,413	29,938
	成年後見制度利用支援事業	4,586	1,805
	高齢者虐待防止ネットワーク運営事業	1,740	1,075
	高齢者食の自立支援サービス事業	100,848	99,332
	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	28,998	28,313

(出典:健康福祉局高齢企画課作成資料より作成)

主な個別の事業についての概要は以下のとおりである。なお、包括的支援事業および任意事業の中の高齢者食の自立支援サービス事業については、別途記載している。

介護予防事業

ア. 二次予防事業

A. 二次予防事業対象者把握事業

要介護・要支援状態となる可能性が高いと判断される高齢者を早期に把握して予防・改善につなげるために、生活機能の状況確認を行う豊齢力チェックリストの直接送付等により、二次予防事業対象者を把握する事業である。平成 23 年度に把握された二次予防事業対象者数は 11,947 人と平成 22 年度の 1,678 人に比べ大幅に増加している。これは、平成 22 年度に実施要綱が改正され、平成 23 年度から医師の診断を要する生活機能評価を廃止し、豊齢力チェックリストの基準に該当すれば二次予防事業対象者として決定できることとなったためである。

なお、事業費決算額の内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

費目	平成 23 年度 決算額	平成 22 年度 決算額	内容
委託料	88,000	66,000	地域包括支援センターへの特定高齢者把握業務委託料
	-	210,938	市医師会への生活機能評価委託料
賃金	2,271	1,166	アルバイト賃金
消耗品費	256	543	印刷用紙、プリンターラベル、その他
印刷製本費	3,476	949	平成 22 年度は受診票等帳票印刷代 平成 23 年度は豊齢力チェックリスト印刷代等
役務費	11,622	1,180	郵送料
備品購入費	24	-	平机
計	105,652	280,778	

(出典:平成 22 年度および平成 23 年度 決算内訳表より作成)

B. 通所型特定高齢者支援事業

二次予防事業対象者に対してその状態像の維持・改善を図るため、介護予防プログラム(運動器の機能向上、口腔機能の向上)を提供する事業である。

なお、事業費は全て委託料であり、その決算額の内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

委託先名	委託料
アサヒサンクリーン株式会社(あやしデイサービスセンター)	2,342
医療法人財団あおば会(ハート五橋)	1,905
医療法人社団東北福祉会(せんだんの丘ぶらす)	3,201
株式会社シグマコミュニティ(あんずハウス西花苑)	1,874
社会福祉法人仙台市社会事業協会(仙台楽生園 葉山予防リハビリセンター)	2,524
医療法人松田会(エバーグリーン・ツルガヤ)	1,613
アサヒサンクリーン株式会社(東仙台デイサービスセンター)	2,507
セントラルスポーツ株式会社(セントラルウェルネスクラブ南小泉)	3,202
社会福祉法人仙台ビーナス会(四郎丸デイサービスセンター)	1,380
社会福祉法人仙台ビーナス会(中田デイサービスセンター)	857
財団法人宮城厚生協会(長町病院附属クリニック)	2,853
株式会社ニチイ学館(ニチイケアセンター南仙台)	2,166
株式会社ここみケア(リハビリステーション青山)	1,575
株式会社ここみケア(心彩村)	2,625
株式会社ニチイ学館(ニチイケアセンター泉)	2,156
計	32,786

(出典:平成 23 年度 決算内訳表より作成)

イ. 一次予防事業

介護予防教室実施事業

概ね 65 歳以上の地域住民の方を対象として、地域包括支援センター(以下、「センター」という。)が介護予防の普及啓発を図ることを目的に、運動教室や栄養講座、認知症の正しい理解に関する講座を実施する事業である。

なお、事業費は全てセンターへの委託料であり、その決算額の内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

センター	決算額	センター	決算額	センター	決算額
五橋	600	東仙台	600	西中田	600
上杉	600	榴岡	600	東中田	600
国見	600	高砂	570	富沢	600
木町通	600	福田町	570	茂庭	600
二葉ヶ丘	570	燕沢	600	秋保	480

葉山	600	六郷	510	泉中央	600
台原	600	河原町	540	寺岡	600
花京院	210	荒浜	570	松森	420
大倉	600	遠見塚	600	南光台	600
あやし	600	愛宕橋	480	虹の丘	600
国見ヶ丘	600	八木山	570	根白石	510
南吉成	510	西多賀	390	将監	600
桜ヶ丘	600	長町	600	向陽台	450
小松島	420	郡山	600	八乙女	330
岩切	240	山田	600	計	23,940

(出典:平成 23 年度 決算内訳表より作成)

任意事業

ア. 介護用品支給事業

介護保険の要介護 4 または 5 と認定され、かつ、市民税非課税世帯に属する高齢者等に対し、その介護に必要な紙おむつ等の介護用品を支給することにより重度要介護高齢者および介護者の負担を軽減する事業である。

なお、事業費決算額の内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

費目	決算額	内容
委託料	29,634	青葉区 6,237 (登録者数 160 人)
		宮城野区 5,100 (登録者数 135 人)
		若林区 4,555 (登録者数 105 人)
		太白区 10,485 (登録者数 244 人)
		泉区 3,254 (登録者数 80 人)
		計 29,634 (登録者数 724 人)
消耗品費	149	事務用品(台帳整理等用)
印刷製本費	154	介護用品支給券印刷費
計	29,938	

(出典:平成 23 年度 決算内訳表より作成)

イ. シルバーハウジング生活援助員派遣事業

市営住宅シルバーハウジングや高齢者向け優良賃貸住宅において、日常生活上の相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供する生活援助員を派遣する事業である。

なお、事業費は全て委託料であり、その決算額の内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

委託料内訳	決算額	内容
人件費	25,731	生活援助員報酬

役務費	1,867	電話代
その他	713	消耗品費、修繕費、燃料費、電気代、ガス料金、上下水道料金、食糧費、役務費等
計	28,313	

(出典:平成 23 年度 決算内訳表より作成)

(2)実施した監査手続

主な個別の事業ごとに必要に応じて以下の監査手続を実施した。

- 実施要綱への準拠性の検証
- 委託業務の委託契約書への準拠性の検証
- 事業の効率性および有効性の検証

(3)実施した監査手続の結果

介護用品支給事業について

ア. 介護用品支給申請書に対する添付書類について(指摘)

要綱第6条では、事業を利用しようとする重度要介護高齢者またはその介護者(以下、「申請者」という。)は、介護用品支給申請書に必要な書類を添えて市長に申請しなければならないこととされている。

ここで、介護用品支給申請書に添付する必要書類は以下のとおりである。

- ・介護保険被保険者証の写し(対象者分)。ただし、家族介護慰労金事業で要介護4または5相当と認定されたものは、家族介護慰労金支給対象者認定通知書の写し。
- ・介護保険料決定(変更)通知書の写し(対象者分)。または世帯全員分の住民票と市県民税非課税証明書。ただし、生活保護受給者は生活保護証明書、支援給付受給者は支援給付本人確認書の写し。

しかしながら、泉区及び宮城野区において介護用品支給申請書に必要な書類が添付されていないケースが散見された。確認した書類を添付していないことは、事務執行に当たっての要綱への準拠性、事務処理の効率性および透明性ならびに申請者に対する公平性の観点から、区の担当者は介護用品支給申請書に必要な書類が漏れなく添付されていることを確認する必要がある。

イ. 介護用品利用者台帳について(指摘)

要綱第 14 条では、市長は、介護用品利用者台帳(様式第5号)その他事業を行うために必要な書類を備え、事業の適正な実施を確保しなければならないこととされている。

しかしながら、若林区においては介護用品利用者台帳を作成するにあたって、様式第5号を使用せず、独自の様式を使用していることが判明した。

事務執行に当たっては要綱に準拠することが求められるため、介護用品利用者台帳は第5号様式を使用して作成する必要がある。

ウ. 支給対象者の要件について(意見)

生活保護の被保護者で40歳以上65歳未満の医療保険未加入者は、介護保険の被保険者

に該当しないことになっている。しかしながら、太白区と泉区においては、介護保険の被保険者に該当しないにもかかわらず、生活保護の被保護者で、かつ、要介護 4 または 5 相当の認定を受けている者であることをもって介護用品支給の決定をしていたことが判明した。

太白区においては介護用品支給券(以下、「支給券」という。)が使用された後に当該事実を把握し、市の高齢企画課在宅支援係に事務処理の照会を行ったうえで対応した。他方、泉区においては結果的には支給券は使用されず実質的な影響はなかったものの、平成 24 年度からの後任担当者はこの事実を把握しておらず、同様の事務執行上の誤謬が発生するリスクが懸念される。

この事例の場合、市は太白区からの照会があった際に問題となった事務の執行方針に係る仙台市介護用品支給事業実施要綱(以下、「要綱」という。)の解釈を示し、それを他の区に対しても周知していたものの、泉区の担当者が当該事務執行上の誤謬について後任担当者に対して適切に引き継ぎを行っていなかったことが問題点として挙げられる。

事務執行上の誤謬については、その予防に努めることは当然であるが、必ずしも完全に予防できるとは限らないため、誤謬が発生した場合には適切な対応を図り、かつ、再発防止策を策定し、関係部局に対して周知徹底を図るとともに、関係部局では担当者交代の際には事務執行上の引き継ぎを適切に行う必要がある。

エ. 介護用品単価の検証について(意見)

介護用品支給事業においては、委託している介護用品支給事業者(以下、「事業者」という。)から各区が介護用品支給事業利用内訳書(以下、「内訳書」という。)を毎月入手し、それに基づいて委託料の支払を行っている。具体的には、この内訳書に事業者が支給した商品名、単位、数量、単価ならびに数量に単価を乗じた利用額が記載されており、この利用額がさらに利用者負担額と市の負担額である委託料の支払額に区分される。

したがって、各区としては利用額の正確性を検証する必要があると考える。特に単価については各区が事業者から介護用品のパフレットを入手しており、そこに介護用品ごとの単価が記載されているため、その正確性についての検証は実施可能である。

しかしながら、泉区、若林区、宮城野区及び太白区では内訳書の単価の検証が毎月実施されていないことが判明した。

内訳書の単価の検証を実施しない場合、事業者の不正または誤謬による過大請求を看過してしまう可能性も否定できないため、少なくとも事業者から入手した介護用品のパフレットに基づき、毎月内訳書の商品名とその単価の対応が正確であることを検証することが必要であると考え。なお、検証する範囲については、各区の事務執行上の費用対効果を勘案して決定すべきと考える。

二次予防事業対象者把握事業について(意見)

上述のとおり、二次予防事業対象者把握事業は要介護・要支援状態となる可能性が高いと判断される高齢者である二次予防事業対象者を早期に把握して予防・改善につなげるために実施されるものである。平成 22 年度までは実施要綱上医師の判断を要する生活機能評価が求められていたが、実施要綱が改正され平成 23 年度からは 65 歳以上の個人に豊齢力チェックリストを直接送付し、その回答結果に基づいて二次予防事業対象者を把握することに変更さ

れている。これにより、平成 23 年度に把握された二次予防事業対象者数は 11,947 人と平成 22 年度の 1,678 人に比べ大幅に増加している。

この実施要綱改正の趣旨は、より簡便な方法での実施により広範に二次予防事業対象者を把握するとともに、事業費削減を実現することにあると考えられる。確かに平成 22 年度と平成 23 年度では約 175 百万円事業費が削減されているが、他方で平成 23 年度は二次予防事業対象者を専門家である医師の判断ではなく、個人の自己チェックによる回答に基づいて把握しているため、把握の精度の低下が懸念されるところである。

この点について市の説明によると、回収した豊齢力チェックリストに基づいて二次予防事業対象者を把握するものの、その精度の低下を避けるために、委託先であるセンターが実際に各人へ訪問・電話掛け等を行い、その状態を確認することによって二次予防事業対象者にさらに優先順位をつけているということであった。しかしながら、センターが優先順位をつけるための明確な基準が存在しておらず、恣意性が介入する可能性を否定することはできない。

したがって、市は優先順位をつけるに当たって恣意性を排除するための明確な基準を策定し、センターに周知させることによって二次予防事業対象者の把握の精度の向上に努めることが必要であると考ええる。

通所型特定高齢者支援事業について(意見)

通所型特定高齢者支援事業は二次予防事業対象者に対して介護予防プログラムを提供するものであり、平成 23 年度は事業実施委託先 15 ヶ所で介護予防プログラムが提供されている。

上述のとおり、平成 23 年度は実施要綱の改正により二次予防対象者数が 11,947 人と平成 22 年度の 1,678 人に比して約7倍に増加している。この増加は実施要綱の改正による側面が強いものの、高齢者人口の増加により今後二次予防事業対象者数の増加は確実なものであると見込まれることから、介護予防プログラムの利用者の増加が期待されるところである。しかしながら、平成 23 年度の利用者実人数は 359 人であり平成 22 年度の 353 人からほぼ横ばいである。

したがって、市では実施要綱改正の趣旨を踏まえて事業実施委託先の増加を検討するとともに、事業実施委託先で実施される介護予防プログラムの開催ごとの参加率を上げるために二次予防事業対象者に介護予防プログラムの実施について事前に広く周知する等の工夫をすることが望まれる。なお、平成 24 年度においては事業実施委託先を増加するといった取り組みは行われている。

19. 仙台市高齢者食の自立支援サービス事業について

(1)概要

仙台市高齢者食の自立支援サービス事業実施要綱(平成16年3月1日健康福祉局長決裁)(以下「実施要綱」という。)によると、この事業は在宅のひとり暮らしの要介護者・要支援高齢者等に対し、食の自立支援の観点から十分なアセスメントを行い、その結果、低栄養状態の改善のために特に配食の支援が必要と認められる者に対して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否を確認することにより、高齢者の健康で自立した在宅生活を支援することを目的としている。

利用対象者

実施要綱に基づくこの事業の利用対象者は、次の要件にすべて該当する者。

- ・市内に居住し、かつ、住所を有する者
- ・要介護者、要支援者及び地域支援事業における二次予防事業対象者のうち低栄養状態の改善のために特に配食の支援が必要と認められる者並びに平成18年3月31日までに新たに同事業の利用の決定を受けた者
- ・心身の障害、傷病、加齢その他の理由による寝たきり又は虚弱により食事を用意することが困難となっている者
- ・次のいずれかに該当する者
 - ア.65歳以上の単身者(一日のうち長時間を居宅において1人で過ごす場合を含む)
 - イ.65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者で同居者が入院、病気等であるもの
 - ウ.同居者の心身疾患・障害によりア又はイに準ずる者として市長が特に定めるもの
- ・本市が実施する給食ボランティア事業を利用していない者

実施方法

実施方法は、実施要綱第4条に規定されており、以下のとおり。

第1項 事業は、市長が食の自立支援サービス(以下「食のサービス」という。)の利用を決定したもの(以下「利用者」という。)に対し、栄養バランスのとれた昼食又は夕食を定期的に届けるものとする。

第2項 食のサービスは、利用者の居宅を訪問し、手渡しにより行うものとする。

第3項 市長は、利用者の居宅を訪問した際に、当該利用者の安否を確認し、当該利用者の健康状態に異常等があった場合は、緊急連絡先及び関係機関に連絡するものとする。

第4項 市長は、食の自立支援の観点に基づくアセスメントを行い、食のサービスの調整を実施するとともに、定期的な再調整を行うものとする。

配食回数は、利用者1人につき、最大1日1食(昼食又は夕食)、週7回以内であり、配食日は日曜日から土曜日となっている。

利用者の決定

実施要綱第6条、第7条において、食のサービスを利用しようとする者は、食の自立支援サービス利用申請書(以下「利用申請書」という。)に必要な書類を添えて市長に提出、この提出は地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業者を経由して行うことができること、市長は、申請内容について審査し、かつ、必要な調査を行い、速やかに、食のサービスの利用の可否を決定し、食のサービスの利用を認める場合には食の自立支援サービス利用決定通知書(以下「利用決定通知書」という。)により申請者に通知することが規定されている。

実施主体

実施要綱第2条により、この事業の実施主体は、仙台市であるが、市長が行う事務を除き、事業の一部を市長が適当と認める社会福祉法人、民間事業者等に委託することができる。具体的には、仙台市高齢者食の自立支援サービス事業委託契約書等に規定されているが、実施要綱第4条に規定する実施方法のうち、栄養バランスのとれた昼食又は夕食を定期的に届けること、利用者の居宅を訪問し手渡しにより行うこと、利用者の安否を確認し利用者の健康状態に異常等があった場合の緊急連絡先及び関係機関への連絡業務が委託されている。

事業者は、利用者に食事を提供した時は、1食あたり500円(食材料費、水道費、光熱費、人件費)を利用者から負担金として徴収し、市は配食及び安否確認に要する費用を配食数に応じ委託料(1食あたり300円×配食数)として事業者からの請求により、四半期ごとに支払う。

また、事業者は、毎月10日までに前月に提供した食のサービスについて、実施報告書及び食の自立支援サービス月例報告書に食の自立支援サービス個人別サービス確認票等を添えて市長に提出することとなっている。

委託事業者の募集

高齢者に対して栄養バランスのとれた食事を定期的に届けること及び利用者の安否確認というこの事業の実質的な部分が委託であることから、委託事業者はこれらの業務を安定して継続的に行うことができる事業者でなければならない。

「仙台市高齢者食の自立支援サービス事業等」受託事業者募集要項(以下「募集要項」という。)によると事業受託希望者は、以下に掲げる申請書類を市に提出し、市はそれに基づき審査を行い、事業遂行能力のある事業者を選定することになっている。

以下、募集要項に基づく受託希望事業者の申請書類一覧。

書類名	記載事項
1. 申請書	別紙様式
2. 法人概要書	(1)資本金、従業員数、本社所在地、市内の営業所、営業年数等、営業状況 (2)仙台市及び他都市の配食の実績 (3)仙台市及び他都市の食事サービス(病院食、老人ホームの給食等)に関する実績 (4)その他
3. 事業計画書	(1)実施方法 営業場所、人員体制(調理、配送)、資格者の有無(証明書添付)、昼食・夕食別の1日当たりの配食可能数、配食可能地域(具体的に町名まで)、代金回収方法等

	<p>(2) 食事の内容 1ヶ月分の献立例(1食ごとのカロリー等、献立作成者名を明記)、高齢者、障害者向けの食事にするための工夫、配食に使用する容器(カタログ又は写真添付、容器の材質を明記)、汁物の有無</p> <p>(3) 従業員の研修 研修時期、期間、内容について</p> <p>(4) 配食の方法 配送方法、保温・保冷の工夫、配送体制等</p> <p>(5) 衛生管理の方法 食中毒の予防対策および発生時の対策等</p> <p>(6) 保険の内容(証書等添付)</p> <p>(7) 安否確認と連絡体制 安否確認方法およびその連絡体制について</p> <p>(8) 緊急時の対応 緊急時の対応マニュアル、連絡体制</p> <p>(9) 苦情時の対応 苦情時の対応マニュアル、連絡体制</p> <p>(10) サービス開始までの準備スケジュール</p> <p>(11) 収支予算案(1日50食で試算)</p> <p>(12) その他特記事項</p>
4. その他書類	<p>(1) 事業概要書</p> <p>(2) 調理施設の平面図及び写真(写真位置を明確にすること)</p> <p>(3) 飲食店営業許可証の写</p> <p>(4) 栄養士免許の写</p> <p>(5) 損害賠償保険証券の写</p> <p>(6) 定款・約款の写</p>

過去5年間の食事提供数、契約業者数、その店舗数及び仙台市の支払い委託料

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
食事提供数 (緊急対応、検食含まず)	344,489食	334,655食	327,800食	317,227食	330,993食
食事提供業者契約先数 (各4月1日時点)	14事業者	17事業者	16事業者	16事業者	14事業者
提供店舗数 (各4月1日時点)	19事業所	22事業所	22事業所	21事業所	20事業所
委託料(千円) (緊急対応、検食含まず)	103,347	100,397	98,340	95,169	99,298

(2)実施した監査手続

平成 23 年 10 月の利用者からサンプルを抽出し、利用申請書及び利用決定通知書と突合
上記サンプルについて個人別確認票で本人の押印を確認
個人別サービス確認票の合計を月例報告の実績値と突合
月例報告の配食数を第 2 四半期食の自立支援サービス完了報告書と突合
支出負担行為決裁簿に基づく支払額と第 2 四半期食の自立支援サービス完了報告書に基づき
配食数及び委託金額と突合
平成 23 年度における受託希望者の申請書類の査閲及び事業委託契約書の査閲
平成 23 年度における事業者の変更届の査閲

(3)実施した監査手続の結果

事業者の審査について(指摘)

募集要項によると受託事業者は申請書類一式を市に提出し、市はそれに基づき審査を行い、事業遂行能力のある事業者を選定することとなっている。

平成 23 年 11 月に委託契約を締結していた事業者より、事業所にかかる変更届が提出され、市は新たな事業所への変更を承認した。この事業所は、新規の事業所であるにもかかわらず市は募集要項に基づく審査を行っていなかった。

年度途中の変更で通常の審査の時期とは異なるものの、募集要項に基づく審査は、事業所による栄養士の作成した献立により栄養バランスのとれた食事の配食の継続性、さらには利用者の安否確認を継続して行う体制が整備されているかを検証する重要な手続きであり、確実に実施すべきである。

軽自動車の使用貸借について(意見)

市は食の自立支援サービス事業を委託している 2 事業者に対し、この事業の開始以前に行われていたモデル事業の開始時から軽自動車の使用貸借契約を締結し、軽自動車は無償貸与しており、その状況は現在も継続している。モデル事業発足当初は、市が配送に必要な軽自動車の無償貸与という追加の支援を行うことにより事業者の協力を得ながら事業の積極的な展開を図る必要があったものと思われる。

しかしながら、平成 12 年度にはこの事業が正式に採用され、一般事業者も参入することとなり、平成 23 年度においては、14 事業者 20 事業所がこの食の自立支援サービス事業を受託している。

このような状況下において、特定の事業者に対し無償貸与を継続する必要性は乏しいと思われる。また事業者間の競争の公平性の観点からも無償貸与を見直すべき時期にあると思われる。

利用者のアンケート調査等に基づく実態調査について(意見)

食の自立支援サービス事業に基づく食事提供数は、平成 19 年度の 344,489 食から年々減少し平成 22 年度は 317,227 食と約 8%減少している。平成 23 年度は震災による影響等、明確な理由は不明であるが、330,993 食と増加している。この増加傾向が続くのか否かは不明で

ある。

近年、食事を宅配する事業への民間事業者の参入が増えており、しかも食の自立支援事業で委託事業者が得られる1食あたり800円(利用者から500円、市から委託料として300円)よりも安価な価格で食事を宅配している状況にある。

このような状況の中、変動の要因について利用者へのアンケート調査等によりその実態を把握し、今後の食の自立支援事業の見込み量を把握していく必要があると思われる。

ちなみに、平成24年度から平成26年度の介護保険第5期事業計画においては、平成26年度における食の自立支援事業の食事提供数は360,827食と見込んでいる。

20. 扶助費について

(1)概要

扶助費とは、社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、または、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るために、独自の施策において支出するものがあり、現金・物品を問わず、生活困窮者、被災者等に対して支給される福祉施策の根幹を成す経費である。仙台市の平成 23 年度における介護保険事業特別会計の歳出のなかには諸支出金として 1,234,654 千円計上されているが、このなかには扶助費 923,487 千円が含まれる。平成 23 年度を含む過去 5 年において、扶助費の計上が行われたのは平成 23 年度のみであり、その支出の対象は「施設入所者等に係る食費・居住費等の減免措置」である。

通常、施設入所者等に係る食費・居住費等は、サービス利用者の自己負担を原則とするのであるが、「施設入所者等に係る食費・居住費等の減免措置」は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により定められたものであり、仙台市においては、「東日本大震災に係る介護保険サービス利用者負担額等の特例措置に関する要綱」(平成 23 年 4 月 22 日 健康福祉局長決裁)(以下、「要綱」という。)により、東日本大震災に係る被災要介護被保険者等の食費・居住費等の負担を減免している。

(2)対象者及び減免割合

施設入所者等に係る食費・居住費等の減免措置の対象となる要介護被保険者等の要件は要綱に定められており、概略は以下のとおりである。

- ・東日本大震災に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する本市の要介護被保険者等のうち、～ のいずれかの申し出を行ったもの

要件	減免割合
東日本大震災により、当該被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財又はその他の財産について 2 分の 1 以上の損害を受けたこと	10 分の 10
被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)第 2 条第 2 号八に規定する長期避難世帯に属するものであること	
東日本大震災により、当該被保険者の生計を主として維持するものが死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと	
東日本大震災により、主たる生計維持者の行方が不明である旨	
東日本大震災により、当該被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨	
東日本大震災により、当該被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨	

- ・原子力災害対策特別措置法による、避難を行った本市の要介護被保険者等のうち、～

の申し出を行った者

要件	減免割合
原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による避難、退避を行っているもの	10 分の 10
原子力災害特別措置法第 20 条第 3 項の規定による計画的避難区域及び緊急的避難準備の設定にかかる原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの	

(3)減免の手続

施設入所者等に係る食費・居住費等の減免措置に係る減免の受付は区役所で行っている。区役所では、要介護被保険者等から「介護保険 利用者負担額等減免申請書」及び上記要件に該当することを証明する「り災証明書」の提出を受け、審査をする。審査の結果、上記の要件に該当することが確認できれば、介護保険システム上で減免認定の登録を行い、「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」を交付する。

(4)実施した監査手続

施設入所者等に係る食費・居住費等の減免措置に係る手続が適正に行われているかを検証するため、任意に数件のサンプルを抽出し、「介護保険 利用者負担額等減免申請書」及び上記要件に該当することを証明する「り災証明書」を閲覧し、必要に応じて担当者に質問を実施した。

(5)実施した監査手続の結果

手続の結果、「介護保険 利用者負担額等減免申請書」及び上記要件に該当することを証明する「り災証明書」により、減免認定に係る要件に該当することおよび介護保険システム上で減免認定の登録が行われていることを確かめることができ、特に問題となる事象は発見されなかった。